

第百四十一回国会 大蔵委員会 議 録 第七号

平成九年十一月二十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 北側 一雄君

理事 池田 元久君

理事 新井 将敏君

理事 石原 伸晃君

理事 衛藤 征士郎君

理事 金田 英行君

理事 木村 隆秀君

理事 小林 多門君

理事 下地 幹郎君

理事 砂田 圭佑君

理事 谷畑 孝君

理事 八代 英太君

理事 渡辺 博道君

理事 一川 保夫君

理事 北脇 保之君

理事 坂本 剛二君

理事 中川 正春君

理事 三沢 淳君

理事 海江田万里君

理事 末松 義規君

理事 佐々木憲昭君

理事 吉田 公一君

理事 北橋 健治君

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房長 武藤 敏郎君

大蔵大臣官房金 融検査部長 原口 恒和君

大蔵大臣官房総 務審議官 溝口善兵衛君

大蔵省主計局次 長 細川 興一君

大蔵省主計局次 長 藤井 秀人君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省理財局長 伏屋 和彦君

大蔵省理財局次 長 妹尾喜三郎君

大蔵省証券局長 長野 彪士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省銀行局保 險部長 福田 誠君

大蔵省国際金融 局長 黒田 東彦君

証券取引等監視 委員会事務局次 長 堀田 隆夫君

行政改革委員会 事務局次官 田中 順一君

労働省女性局女 性政策課長 北井久美子君

労働省職業安定 局雇用保険課長 上村 隆史君

労働省職業安定 局業務調整課長 浅野 賢司君

参考人 (日本銀行総裁) 松下 康雄君

参考人 (海外経済協力 基金理事) 清川 佑二君

大蔵委員会調査 室長 藤井 保憲君

委員外の出席者

委員の異動

十一月二十八日

辞任

石原 伸晃君

河井 克行君

補欠選任

金田 英行君

八代 英太君

同日

辞任

金田 英行君

下地 幹郎君

谷畑 孝君

目片 信君

八代 英太君

渡辺 博道君

一川 保夫君

坂本 剛二君

三沢 淳君

金田 誠一君

同日

辞任

大石 秀政君

熊谷 市雄君

同日

補欠選任

坂田 義孝君

田中 昭一君

同日

補欠選任

石原 伸晃君

山中 貞則君

杉浦 正健君

熊谷 市雄君

河井 克行君

大石 秀政君

並木 正芳君

村井 仁君

梅藤 恒夫君

海江田万里君

この際、参考人出頭要求に関する件についてお 諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行 総裁松下康雄君及び海外経済協力基金理事清川佑 二君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じ ますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、 そのように決しました。

○村上委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。末松義規君。

○末松委員 今、金融危機ということですが、いろいろ と大変な話になってきておりますが、日銀総裁の 方に、まず日銀特融について伺いをいたします。

今回、山一一件で、日銀総裁は、この措置は臨 時異例の措置であるということ強調されました。 この臨時異例ということについて、この委員 会でも審議されておりますけれども、私自身 ちよつと納得がいきかねるところもございますの で、御説明をしていただきたいと思ひます。特に 異例と言った基準は何なのか、通常とどう違うの かということについて伺ひたい。

また、三洋証券にはこの特融は出さずに、山一 証券に対して特融を出した、この点について御答 弁いただければと思ひます。

○松下参考人 今回の山一証券の問題につきまし ては、一つには、最近の我が国の金融をめぐりま す環境が急激に厳しくなっております中で、四大 証券の一角を占め、また多数の顧客を抱えて内外 の市場におきまして広範な取引を行っております 山一証券が自主廃業に踏み切るといふ事態になり ましたために、これを放置しました場合は、顧客 資産の払い戻しでありますとか、既に約定済みの いろいろの取引の決済が円滑に進まないおそれが

本日、の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正 する法律案(内閣提出第一四号)

金融及び証券取引に関する件

○村上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、罰則の整備のための金融関係法律の 一部を改正する法律案を議題といたします。

補欠選任

大蔵大臣官房長 武藤 敏郎君

大蔵大臣官房金 融検査部長 原口 恒和君

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣 三塚 博君

ございまして、その場合には、何分にもたくさん
の取引先でございまして、内外の金融・資本市
場が混乱する、あるいは、ひいて我が国の金融シ
ステムに対します信頼の低下を招くおそれがあり
ます。また、そうなった場合には、我が国経済全
体にも深刻な影響を及ぼすという事を考えまし
て、こういう観点から特融の実施に踏み切ったも
のでございまして。

この点、三洋証券との比較で申しますと、三洋
証券の場合には、関係者の支援、協力のもとで顧
客財産の返還が可能となりました事情もありまし
て、これが取りつけや流動性不足というような連
鎖反応を生じて金融システム全体の問題、同様の
問題を生じるというふうには考えられませんでした
ことと、それから同時に、先ほど申しましたよう
な、山一の場合のような金融あるいは資本市場
取引が急激に大きく収縮するというような事情も
見当たりませんでしたので、いわゆる特融をもち
まして対応するには当たらないというふうに判断
をいたしましたわけでございまして。

○末松委員 そうしますと、山一証券に対してそ
れを出した、これは内外ともに非常に影響が大き
かったのだ、そういう理解でよろしゅうございま
すね。

そうしますと、例えば、今後、山一証券系列の
証券会社とか、あるいはさまざまな子会社、これ
がまた倒産するということも十分考えられるわけ
ですが、そのとき、この特融というものはという
ものに対して使うということでもございまいしょ
うか。

○松下参考人 山一証券のこの連結決算に載りま
す、関係のあります子会社につきましては、これ
はその損益の關係が山一証券本体と一体でござい
ますので、この点につきましては資金不足の問題
が起きますと、それは全体としての山一証券に
対する特融の資金の中で処理をされる部分も出て
くると思ひます。ただ、通常のこの系列のいわゆ
る証券会社と申しますものは別の会社でございま
すし、この部分につきましては独立に判断をいた

しますので、通常の場合には、いわゆる系列の証
券会社が破綻をいたしました場合に特融の対象と
なることは、まず一般的にはないのではなからう
かと考えております。

○末松委員 そうすると、この異例の措置という
のは、山一本体と、山一と不可分の子会社、これ
に対して出したという理解でよろしゅうございま
すね。

○松下参考人 さようでございまして。

○末松委員 そうしますと、市場でうわさされて
おりますが、これから年末にかけて、大手ゼネコ
ン等が非常に経営難に陥つていて、これらも倒産
するのじゃないかといううわさがよく乱れ飛んで
いるわけですが、大手ゼネコン、これも建
設業界と大きなさまざまな取引、そして大きな影
響、ひいてはこの日本の経済の金融システム、こ
れに対して影響が大きいということも考えられる
わけですが、そういう場合には日銀特融の可能性
はいかがでしょうか。

○松下参考人 先ほど証券につきまして臨時異例
の措置と申し上げましたのは、一般的に証券会社
の場合には、預金を受け入れて決済機能の中に組
み込まれている、そういういわゆる決済機能を持
ちませんことから、その破綻が金融システム全体
に波及する心配が通常はないという点に着目をし
ているわけでございまして、大手ゼネコンの場合
も同様でございまして、これが破綻をいたしました
場合に、預金受け入れ機能の破綻のように、そ
れをきつかけにして信用不安やあるいは預金取り
つきの動きが生じて金融市場の決済機能自体が
麻痺するということな心配は考えられませんが、
で、通常の場合には、このゼネコンの場合、それ
がシステムリスクを引き起こすということとは
想定しがたいことであると考えております。

○末松委員 これはある程度想定の話になります
が、山一の場合は異例というの、銀行そのもの
ではなかったということですね。ただ、大手ゼネ
コンの場合、これが例えば銀行を巻き込んで、そ
ういった意味で銀行そのものに対しても大きな倒

産のおそれがあるような影響が出てくるとなりま
す、その場合はどうなのですか、特融の対象に
なるということになるのですか。それとも、大手
ゼネコンの場合は全く別だという形で突っばねる
のですか。

○松下参考人 ゼネコンという業種であるから別
だという判断をいたすわけではございませんけれ
ども、したがって、それが非常に巨額な債務
を銀行に対して与えまして、そのことが、ひいて
決済機能全体に深刻な動揺を与えるというよう
な事態がもしもございしますならば、それは検討の対
象に入ってくるものと思われましますけれども、私
ども、現状でのゼネコンの経営規模でございま
す、それと金融機関との関係とかというものを念
頭に浮かべますと、そのような事態に発展するとい
うリスクはまず極めて少ないものではないかと
考えます。

○末松委員 この前、橋本総理が、海外の投資家
にも御迷惑をおかけしないというか、その保護に
も配慮するような御発言がございました。そう
いった意味で、日銀特融がそういった海外に対し
ても使われるのだというような報道もございま
したが、それは日銀総裁としてもそういうふうなお
考えでよろしゅうか。

○松下参考人 先ほど申し上げましたように、山
一証券が内外の市場におきまして非常に多数の投
資家との取引を持っていますことから、山一
証券の破綻の結果が内外の金融市場に対して大き
な影響を持つという懸念を抱きましたわけ、そ
の意味では、海外の投資家に対する山一証券の債
務というものは、国内の投資家に対する場合と同
様にこれを特融の対象にしていこうことが、元来の
目的であります内外の金融市場の安定を図り、と
りわけそれが日本の金融市場あるいは日本の経済
に悪影響を及ぼすことを防止しようという目的の
上から、望ましいことであると考えております。
○末松委員 そうしますと、日銀の方では、山一
の申告は別として、海外の山一に關係する債
務とかあるいは投資家の動向とか、そういったこ

とについて十分に調査はされたことの結果とい
うことですか。

○松下参考人 この点につきましては、山一証券
自体の決算というものは私どももよく見ておりま
すし、またその内容の話も聞いておりますが、今
後さらに自主廃業を進めてまいりますに当たつ
て、当然、同じ資産でございまして、会社が生
きて動いているときの評価額と会社がもう事業を
やめようというときの評価額では値打ちが違つて
まいりますし、そういうことも含めまして、山一
証券側でまずもう一度改めて十分な検討を行つて
計数を確定してまいらしたいと思います。それにつ
きまして、私どももチェックをしてまいりたいと考
えております。

○末松委員 そうしますと、そういうチェックを
した後で、日銀の特融の額もさらに積み増すとい
う決断をされるというふうにご考えてよろしいで
すね。

○松下参考人 現在の山一証券の損益關係につ
きましての数字には連結決算上の計数も入ってい
るものでございまして、現状での計数把握におき
ましては、一応それらも含まれております。それ
を見直してまいらしていることは、さらにもう一度改
めて海外部分も含めたところで全体の見直しをし
ていくということでもございまして、現状の判断
が数字的には今後修正をされることはあり得ると
考えております。

○末松委員 この日銀特融は大蔵大臣の認可も必
要とされますが、今の海外の投資家の保護につ
いて、大臣にも、日銀総裁と同じお考えなのかど
うかについてお聞きしたいと思います。

○三塚国務大臣 総裁が詳しく一問一答でお答
えしたとおりでございまして。

○末松委員 最近日銀特融を出した総額ですが、
当委員会での前三・一兆円というお話を伺ひ
しましたけれども、きのう時点でのどのくらいで
しょうか。

○松下参考人 昨日、二十七日の時点では約三兆
八千億円でございまして。

○末松委員 先日は、大蔵大臣の地元の徳陽シテイ銀行も破綻したということでごさいます。が、これは日銀総裁の方にお伺いしますが、その不良債権の額や、日銀の徳陽シテイ銀行に対する特融の額はお幾らでしょうか。

○松下参考人 本年の九月末の時点におきまして徳陽シテイ銀行の公表不良債権額は、破綻先債権が百二十七億円、延滞債権が三百三十七億円、金利減免等債権百二十五億円、合計五百八十八億円となっております。(末松委員「特融の額は」と呼ぶ)失礼しました。特融は、実行の初日におきまして五百五十億円でございます。

○末松委員 十一月二十六日の夕刊に、徳陽シテイ銀行の現社長がインタビューに答えての報道がございましたけれども、新社長は現専務がなるだろうということが書かれているわけですが、私もちょっとそれを見てあらうと思つたのですが、こういう特融を実施したとか、いずれ預金保険機構も拠出することになるのかもしれないのですが、そういう場合、経営責任といったことではどういふふうな考え方になるのか。これは大蔵省ですか、お聞きしたいと思ひます。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

徳陽シテイ銀行につきましては、今回の破綻の経営責任を明確にするために、既に会長と社長の辞任を発表し、近日中に正式な行内手続をやる予定でございます。これに伴ひまして、今後、営業譲渡までの間、円滑に業務を進め、また譲渡手続に万全を期するため、全体の統括を行う社長代行に現専務が就任する予定と聞いておりますが、営業譲渡時には、経営責任を明らかにするために、さらに取締役全員が辞任すると聞いております。したがって、この社長代行になる方は後始末でこれから奔走されることになるわけで、それが済みましたら、取締役あわせ全員退任される、こういうこととございます。

○末松委員 先ほどから日銀総裁のお話をお聞きしてまいして、その前提として債務超過ではない、一応きちんと特融の回収ができるのだという議論

も聞かせていただいているわけですが、実際に本当に回収できるのかなという懸念が私の中にもあるわけとございます。

これからまた金融危機が続くという見通しに立てば、例えば不良債権の額にいたしまして、日本国内基準で見た不良債権の額と、それから例えばアメリカのSECの基準で見た不良債権の額が違ふということとはよく言われておりまして、東京銀行の場合でも一・三倍ほど違ふのだという話でございます。また、海外で日本の銀行が損をして、アジアの金融危機に関連して、それに引きずられる形で、日本の銀行が債券を売って益出しをしてその穴を埋めていつている状況であるとも聞きます。そうすると、どんなにまた信用不安といふものも高まってくる可能性もありますが、日銀の方ではことしの九月末の各金融機関の決算なども個別の資料として見積もっておられるかと思ひますが、その辺の調査はどういうことになっておりますでしょうか。

○松下参考人 本年の九月末の日本の銀行の不良債権に關してでございますけれども、現在は中間決算の公表と同時にだんだんと不良債権の額も発表されてまいっておりますけれども、現状で、北海道殖産銀行を除きますといわれる都長銀信託十九行の合計で申し上げますと、九月末の公表不良債権の残高は十六兆一千億円でございまして、これは、一年前の残高の十九兆円に比べて二兆九千億円減少いたしております。

○末松委員 それが日銀が調査された額ということですね。日銀の自己資本が四・七兆円あると聞いておるんですが、もしこの特融がロスになった段階では、自分の資産を切り売っていくという対応に手続的にはなるんでしょうか。

○松下参考人 私どもは、特融の実施に当たりましては、この特融が中央銀行としての私どもの財務の健全性を損なわないようにという観点から、その回収のめどにつきましても検討を行つてまいっているところでございます。そこで、この徳陽シテイの場合でございすけ

れども、今後におきまして、私どもは、徳陽が営業を引受先であります仙台銀行に譲渡いたしました、事業が終了いたしますまでのつなぎ資金の供給を行うということが建前でございまして、この受け皿銀行に移管されて処理が終了いたします時点で、清算の上で、私どもの特融は返済されるものと理解をしております。その場合の財源といふたしましては、預金保険機構からの資金の援助額と、それからこの徳陽シテイ銀行自身の資産売却の回収金によりまして返済されることになるわけとございます。

○末松委員 今私が質問したのは、徳陽シテイ銀行だけじゃなくて、日本全体に対する特融の実施についてなんです。その辺について、基本的には預金保険機構で最後は返してもらふんだという位置づけでよろしいんですか。

○松下参考人 私どもは、そういうふうに、中央銀行としての財務の健全性ということに配慮いたしながら、他の事業につきましても、同じように回収のめどを立てる努力をまいつてきております。

そこで、やはり処理方策の策定をいたしますときに、資金が返済される仕組みを確保いたしております。これまで実際に実行いたしました特融の事例について見ますと、預金保険機構の資金援助や破綻金融機関の資産売却による回収資金によりまして、処理の方策が実施されました時点で、今までの特融は全部回収をいたしてきております。

○末松委員 総裁談話の中で、山一のとくに、特融に加えて「市場に対して潤沢に流動性供給を行うなど必要な措置を躊躇なく講じていく所存である。」ということと申しておられますが、これについてちよつと御説明ください。

○松下参考人 私どもは、金融システム全体の安定が損なわれることがないよう、中央銀行といたしまして最大限の努力を行つていくということが、現下の極めて重要な責務であると考えております。

そこで、この特融の問題を別といたしまして、なお金融市場におきまして、市場でのいろいろな理由から流動性が不足して行くというふうな、そういう不測の事態が生ずるおそれがあります場合には、市場に対して潤沢に流動性供給を行うことによりまして、市場の機能が損なわれないように、また市場の参加者が不安を生じないで円滑に業務が続けられるように措置をまいっていると考えてございます。

そのやり方といたしましては、例えば国債や手形やC/Pを買い入れる、あるいは買入現先を行うというように、日ごろ私どもが市場に資金を供給する調節手段をいろいろと講じてまいります。また、場合によつて、必要がありますときには適格担保の差し入れを受けるといふ形で、特融ではございませぬ通常の日銀法二十条貸し出しを実行いたしますことによつて、潤沢な流動性を供給してまいる考えでございます。

今週に入りまして、私ども、月曜日以来三日間連続で、ただいま申し上げましたようないろいろな手段を行つてまいりまして、非常に大幅に厚目の資金供給を今日まで行つてまいっているところでございまして。

○末松委員 大変でしょうが、それについては頑張ってください。

ちよつと目先を変えまして、今韓国が金融危機でやはり揺れている。日本に対して韓国側から救済してくれという形の要請があつたという報道がございすけれども、その事実はございすか。

○松下参考人 私どもは、アジアの金融情勢については非常に関心を持っておりまして、具体的には、これまでもタイに対しまして、関係国の中央銀行と一緒に、国際決済銀行を通じてたつなぎ融資を必要に応じて供与するというような取り決めに参加をいたしております。また、インドネシアに対しまして、我が国は、シンガポール、インドネシアの通貨当局と共同いたしまして、インドネシア通貨の安定のために協調して行動をとるということを確認いたしております。また、先方

の国やIMFの要請を受けまして、金融システム改善等に関しまして技術支援を行うこととしていくところでございます。

現状におきましては、まだ、これまでタイ、インドネシア以外の国からは支援、救援の要請というものは参っておりませんけれども、私の考えますところは、国際的な金融支援の必要を生じた場合に、やはりその国はまずIMFに相談をいたしまして、IMFのイニシアチフのもとで、必要があれば関係国も協力をいたしまして、全体としての支援のパッケージを組んでまいりたいということが現在までのとられておる方式でございます。

韓国につきましても、今IMFとの話し合いに入っているということでございますので、今後、IMFを中心にしたします各国の支援措置が進んでまいります段階で、御相談があればこれに応じたいという考えでございます。

○末松委員 この問題について、APECで橋本首相が記者団から、日本は逆にIMFに金を借りる立場じゃないのかと、そういうふうな報道もなされておりますけれども、このIMFと協調して融資するような財源というのは日銀の方にも潤沢にあるんじゃないのか、韓国に対する救済という話になった場合。

○松下参考人 御高承のように、我が国におきましては、外貨準備は原則として国の業務でございますので、日銀としての支援のパッケージと申しますよりは、我が国といたしましての対外支援をどうやって組んでいくかということになるわけでございます。

○末松委員 大臣、じゃ今のは大蔵省としていかがでしょうか。

○三塚国務大臣 IMFとの経過、総裁から申されたとおりでございます。

我が国としましては、IMFを中心とする国際的な支援の枠組みの中で韓国に対する協力を行うことを鋭意検討したいと思っております。

○末松委員 先ほどから総裁のお話をお聞きしていますと、まあ拓銀の場合もそうですが、一応、

特徴をやったお金は、資産を売却した利益とかあるいは預金保険機構で返してもらおうということですし、あと預金保険機構に対する日銀の貸し付けも結局また預金保険機構から返してもらおうという位置づけになるのだらうなと。

そうしますと、結局預金保険機構が自分で財源をひねり出していけないといけなくて、そういうことになるのだと思うのですが、従来から、私も代表質問で質問しましたが、預金保険機構には一・三兆円しか残りがなく、この財源をどうするんだというふうにお聞きしたら、橋本首相の方から、保険料の改定を考えているということしか言わなかったわけですね。そうしますと、物すごく巨額な額がまた保険料となつてのしかかってくるわけですが、今自民党の方でもこれを一般会計で払っていくんだとか、そういうふうな報道がいろいろとなされておりますが、これに対して大臣の、自民党員としてこの前強調されておられましたけれども、御意見を伺いたいと思っております。

○三塚国務大臣 預金保険機構の財源についてはたびたび答弁を申し上げておるところでございますが、平成八年度から平成十二年度までの五年間の財源見込み額は約二・七兆であります。このうち実行済みの金銭贈与は一・四兆でありますので、平成十二年度までに使用可能な財源見込み額は約一・三兆円となっております。したがって、この一・三兆円により今後対応してまいりたいと考えておるところであります。

今後発生し得る金融機関の破綻を現時点で予測することは困難でございますが、仮に、現在見込まれる預金保険機構の財源では対処が困難な状況が発生した場合には、遅くとも平成十年度末までに保険料率の検討を行うことといたしておるところであります。

○末松委員 その検討というのは、上げるということですか。つまり、保険料率を上げるということとすべて対処しようということでしょうかということなんですが。

○山口政府委員 今後の破綻の状況というものを

現時点で予測することがなかなか難しいというところで、法律上も平成十年度末までに保険料の検討となっております。それで、その前提としては対処が困難な状況ということでございますので、引き上げができるかできないかも含めまして、引き下げるという方向はおよそないと思っておりますが、それを引き上げるということについての検討を行うということでございます。

○末松委員 この前大蔵省の関係者が民主党の方でいろいろと説明をされていたときに、預金保険料の引き上げというのは非常に魅力的だという話をされて、そしてもし大変な額になつても二百年や三百年まではかかりませんよと冗談を言っておられたのですが、そんな長年にわたって引き上げていくのかという感じがするのですが、大蔵省、その辺は本音はいかがなんでしょう。

○山口政府委員 私ども、まだその確たる見通しというものが立てられませんので、何とも申し上げられないという状況でございます。ただ、金融機関の負担の能力ということももちろん重要でございます。ただ、預金者の皆様方に不安を与えないという面ももちろん大切でございますので、財源確保ということはどうしてもやらなければいけない。そういったものをこの十年度末までいろいろ総合勘案しながら決めていくことになるうかと思っております。

○末松委員 ちょっと時間がございませんので、次のテーマに移りたいと思っておりますが、テーマはディスクロージャーということでございます。

日銀総裁の方は、これ以上質問はございませんので、お帰りのいたして結構です。

まず、そのディスクロージャーの定義、特に銀行というのは公的な責任を負っているということと、それから、やはり特別の情報公開義務があるんだというところでしようが、その定義と、どのぐらいのレベルの情報公開が必要なのかということについて、まず質問したいと思っております。

○山口政府委員 ディスクロージャーにつきましては、かなり広い概念でございますので、銀行法

上の御説明をさせていただきます。

銀行法の二十一条に、「銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。」と、ただし書きがございまして、この規定がディスクロージャーの規定でございます。

この金融機関のディスクロージャーは、預金者の自己責任原則を確立していただくための基盤でありますとともに、金融機関自身の経営の透明性を高め、マーケットのいろいろな評価に基づく市場規律により金融機関の経営の自己規制を促すものという観点がございまして、したがって、そうした意味合いから、銀行法二十一条において公衆の縦覧を書き込んでございます。

○末松委員 実際どういうふうなディスクロージャーが銀行においては行われてきたのかということについてお願いたします。

○山口政府委員 金融機関のディスクロージャーにつきましては、平成七年五月の金融制度調査会の報告において考え方が示されておりますけれども、先ほど申し上げました銀行経営の自己規制を促すという観点から、本来、銀行によつてどんな自主的に行つていく、それで市場からの評価を高めてもらうということが必要なのでござい

したがって、全銀協の開示基準というのをつくり、それをどんどん広げていくという方向で各行が自主的に対応しておりますが、現在のところ、平成九年三学期における開示項目は、経営方針あるいは不良債権の状況にとどまらず、主要な経営指標、手数料の一覧、商品・サービスの案内、商品利用に当たつての留意事項などを含めまして七十五項目にわたる情報開示を行つておるところでございます。

○末松委員 私が代表質問のときに、総理に対して、ペイオフの二年前倒しを考えたかどうかという提案を行ったときに、総理の方で慎重な対応をとられまして、その理由として、銀行システムの

安定に細心の注意を払うとともに、デイスクロージャーがまだ充実の途中にあるので、つまりデイスクロージャーが不十分だという認識を示されたわけなんです。それについては大蔵省としてのレベルが十分なレベルだというふうに、パイオフの時期までに考える、パイオフの段階でどうそのビジョンといいますが、はつきりとした絵を描いておられるのか。それと、そのスケジュールはどうなんだということ、どういう指導を行っていくのかということ、それについてお答えください。

○山口政府委員 御指摘のとおり、デイスクロージャーは近年充実を図ってきているところでございます。端的に申し上げて、かなり前はデイスクロージャーについて非常に不十分な状況でありました。

したがって、先ほど七十五項目と申し上げた点にあらわれておりますように、ほとんどデイスクロージャーを充実にできております。それで、預金者が銀行を選ぶときに、やはりきつちりわかる、投資家が投資をするときに判断ができるというのが必要なのでございます。デイスクロージャーというものの程度というのは、正確であり、また広範であればあるほど私はいいと思っております。したがって、どこまでが今義務的だということになりますと、それだけやればよいということになりますし、ほとんどデイスクロージャーをやる方がマーケットから高く評価されるという時代になりますので、ほとんど進んでいける銀行はデイスクロージャーをさらに進めようということが望ましい。また、そういう方向に行くのであろう。したがって、デイスクロージャーの進んでいる銀行ほど信頼をいただけるというふうになると思っております。

それから、統一的な形で申し上げますと、よく問題になります公表不良債権の額でございますが、大手の銀行はもうかなり早くからデイスクロージャーをしておりましたけれども、信用金庫とか信用組合までとなりますと、かなり時間的な

経過を設けておりました、来年の三月までにはすべての金融機関が、先ほど申し上げた公表不良債権のデイスクロージャーをすべて完了するという事になっております。

それからもう一点お尋ねの、どういう指導をしたかということでございますが、今申し上げたような預金取扱金融機関のデイスクロージャーというものを、来年の三月期までには全金融機関が公表不良債権についてはやるといふことなどを指導してまいっております。

したがって、デイスクロージャーが次第に充実にされてきているということは言えると思っております。ただ、それで十分かどうかという議論はあると思っております。それはなぜならば、デイスクロージャーというものは、より多く、より正確に、よりわかりやすくやっていただくということが最も望ましいわけでございます。そういうことも、ここで終わりとはいえないと思っております。

○末松委員 デイスクロージャーについて、アメリカやイギリスというのはどういふふうなところを一番重視しているのですか。

○山口政府委員 まず、アメリカを御紹介いたします。

アメリカにおきましては、銀行は、連邦銀行法に基づく連邦規則上、財務状況に関する年次デイスクロージャー誌を公衆に縦覧する義務があるほか、不良債権情報につきましては、SECにより示された客観的な基準により株主に対し開示するよう求められております。実際上は、当該不良債権情報を含め、公衆に縦覧されております。この統一的な基準という考え方は、日本でも同じでございます。

それから、ヨーロッパの方でございますが、英国におきましては、銀行法上、銀行は財務状況に関する監査済み会計書を公衆に縦覧する義務があります。不良債権情報につきましては開示規定はありません。ただ、アメリカにおいては上場している大手銀行がアメリカの基準に従って開示をしている例はあるというふうに聞いております。

したがって、米、英、米、英の例を申し上げましたが、国によつてかなりデイスクロージャーに対する考え方が違つて、基準が違つていふことを御紹介させていただきます。

○末松委員 先ほどの銀行局長の答弁によりまして、日本はデイスクロージャーにおいても常にトップを走るぐらいの気概があると考へてよろしいわけですね。それは後でいいのですけれども、そうすると、法的根拠も銀行法は基本的にデイスクロージャー訓示規定ですね。義務規定ではないのですか。義務規定にすといふお考えは全くないのですか。

と同時に、本当に公的責任がある、ここで特融までやつて、しかも預金保険機構でそれを救つてあげるところまで、銀行つまり金融機関に對しては手厚いことをしているわけですね。それなのにデイスクロージャーに對して義務でも何でもないというの、ある意味では非常におかしい、国民にとつても納得がいかないと思つておすね。ですから、実際にデイスクロージャーですか、これはもう法律をきちんと改定して、最低このだけはやらなければならない、不良債権の額についても来年の三月末までには全部そろふんだという話でしたが、山一の簿外債務があるようなこういう状況を踏まえながら、本当にその数字が信じられるのかといふことについてはいかがですか。

○山口政府委員 義務規定にするかどうかについては、五十六年の銀行法の改正の際もいろいろ御議論されたように聞いておりますけれども、御承知のように、銀行法のデイスクロージャーにつきまして義務化するといふことになりましたと、金融機関の自主的な、より充実した取り組みといふことに関連して、それがいいのかどうか。つまり、義務化すると、それだけやれば済むのではないかと考へると、もしそこに何かやらない場合の罰則等を考へて義務を強制しますと、ではその定義は何かとか、厳密にデイスクロージャーの規定を定めて、ここまではというぎりぎりの、本来デイス

クロージャーといふのは自分が人に知つていただきたいといふものでございまして、それをそういう形で、ここだけやればもうあとはすべてセーフだといふのもどうかという議論があると思つてございまして。今の銀行法は、確かに先生のおっしゃられるような議論はあると思つたが、よりデイスクロージャーしたところが市場からより高く評価されるという、市場に評価をしてもらうという形で充実にいくといふ考え方を今とおるわけでございます。

それから、数字が信じられるかといふお話でございますが、これは正しい数字を出していただかないと、虚偽のデイスクロージャーをされると、これは全く……(末松委員「罰則は」と呼ぶ)証取法上、それは違反になるわけでございますので……(末松委員「銀行法上は」と呼ぶ)それは銀行法上ではないと思つております。

○末松委員 市場に任せるのだよといふのと、先ほどからデイスクロージャーの重要性を声高らかに言われた局長が、ちよつと態度が違ふんですよ。やはりあくまでも市場でいふといふのは、まさしくそうだと思つし、それは望ましいと思つたのですが、銀行といふのは公的責任があるといふことでこれだけの手厚いことをやられているのだから、そこはきちんと、ここまでのデイスクロージャーはしてくださいます。定義がもしわからないといふのだつたら、定義をつくつていけばいいではないですか。そのところを大蔵省がきちんと指導していかないと、ルール行政といふ話はなつていかならないと思つてすよ。あとは市場で決めてください、皆さんたくさん出した方が勝ちです。という局長の答弁は、私はお粗末と思つてすよ。けれども、大臣いかがですか、その辺については。

○三塚国務大臣 本件は、ビッグバンを迎えるに当たりまして、自由市場における自助努力といふことが深刻な前提として問われる昨今になります。そういう点で、みずからの決断で市場の信認を得るといふことは、国民の信認も得るといふことになりまして、基本的な姿勢はそこにあると

私は思います。同時に、何でもかんでも大蔵省、また政府がという締めつけ、お仕着せは、これからの時代にそぐわない。これも考慮をしていかなければならない。国会の議論の中でも、そういう論議が高まっていることもございます。

○末松委員 何でもかんでも大蔵省がやれというのは全く反対の立場に立っているのですけれども、要するにルール行政をやるといふことであれば、まず最低限これはやってください、あとは市場が判断しますということではないですか。ちよつと曲解してとられているような言い方をされるとおかしいという気がするのですが、ちよつと時間がありませんので、この点についてはまたお話を伺っていきます。

私、実はこの山一の件にしても、簿外債務があったということが一切、大蔵省の検査にしろても全くわからなかった。きのうでしたか、橋本総理は、こういったことは大蔵省は恥ずかしいと思つているのではないかと、そういうコメントもございましたが、この飛ばしということも数年前からずっと言われていましたし、九一年ぐらゐからあつたわけですね。うわさもされてたわけですね。それが大蔵省の検査でも全然見抜けなかった。これはどうしてなのですか。検査上、問題があつたということじゃないのですか。

○原口政府委員 山一証券に對しましては、金融検査部及び証券監視委員会から過去二回、最近においては二回、平成五年と七年、検査を実施いたしました。同社の財務、経営の健全性を確保する観点から実態把握を行つたわけでございます。しかしながら、いわゆる飛ばしというものにつきましては、顧客の保有する評価損を抱えた有価証券が簿外で転々売買をされるということ、あるいは運用先の信託銀行等を通したその先の子会社等を使つて行われたということで、遺憾ながら把握するに至らなかったものでございます。

現在、十一月二十五日より、山一証券に對する特別検査を検査部及び証券取引監視委員会で行つております。この過程におきまして、その内容等

の厳正な実態把握に取り組みとともに、この結果を踏まえて、今後の検査に生かしていきたいというふうにご考えております。

○末松委員 今から取り組むというのはいいのですけれども、それがなぜ見抜けなかったのか。本当に、検査体制については、反省とともに、これから体制整備をきちんとしていかなければいけないと思つていますが、こういった飛ばしなどの金融犯罪も高度化、複雑化しているわけですから、いふ、ある意味では金融警察的なきちんとした体制、例えば証券については証券取引等監視委員会というのがありますが、銀行についてはそういったものはどういふ形で、金融犯罪のものに對して対応する体制というものはどういふものがあるのでしょうか。

○山口政府委員 銀行に對してももちろん検査をやつておるわけでございます。一般的に犯罪行為等がわかりますれば、それは告発等をやるということでございます。

○末松委員 この犯罪的なものに對して、先ほども申し上げたように、本当に犯罪自身が高度化、複雑化してまいりますが、そういったことに對する人材の養成とか確保というのはどういふふうに行われているのですか。

○原口政府委員 金融検査官の人材の確保、育成につきましては、近年、検査の重要性というようなことも御理解を得られておりまして、検査要員の増員が図られてきております。この点については、引き続き関係の方面の御理解が得られるように、一層の努力を行つていきたいと思つております。

また、金融検査官に對する研修につきましても、従来の研修に加えまして、例えば新人検査官に對する研修、これは従来十一日程度で実戦に向けておつたわけですが、今年から四十七日間に拡充するといふような研修内容の見直しを行う等、充実に努めているところでございます。

○末松委員 きのうの新聞に載つていたのですけれども、公的資金の導入をする議論の前提として、橋本首相が、経営責任の明確化ということをやつ

ているわけですね。

確かに、この飛ばしなどの金融犯罪的なものに對して、それはある意味では告発してという話にもなるのかもしれませんが、経営責任といたつた場合には、それを明確化していくということ、役員、総退陣という話にもなるのかもしれませんが、役員の総退陣という話にもなるのかもしれませんが、役員の私的な財産をも提供して経営責任をきちんとしていくのか。そういう点については、その公的資金の導入の前提として橋本首相がそういうふうにおっしゃつておられること、對してどういふふうにご考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○長野政府委員 山一証券のケースを念頭に置きつつお答え申し上げたいと存じますけれども、経営者の責任、しかも、その刑事上の責任が問われるかもしれない。あるいは行政上の責任ということも出てくようかと思つては、もう一つ、民事上の責任という問題は当然あるかと思つております。そして、これは恐らく今後、検査担当部署の実態解明及び会社内部におきますチェックを通じてもろもろの事実が判明していくであろうと存じますけれども、責任ある経営者に對しまして、会社側としてあるいは株主として、その経営者の財産に對して請求権を持つということは可能性があると考えております。

○末松委員 私、かねがねこの金融犯罪について非常に不満なのは、地検特捜部が出てきてだれかを逮捕しないと、改革が行われないという気がするわけですね。確かに今回も、地検特捜部に對して証券取引等監視委員会が情報を提供して、その情報をもとに東京地検が動いたといふふうなことは聞いているわけですが、銀行あるいは金融機関を指導監督するといふ義務が残っているのだけれど、その限りにおいて、本当にきちんとした体制をとつてもらわないといけない。そういう意味で、金融警察的なものと今回のこの法案の罰則、これがタイアップされて社会的な責任をとらされるのだということが実態としてなければいけないと思うのです。

私は代表質問で総理に對して、この行政責任をどう考えているのかという話をしたときに、たしか、その辺は適切に指導してきたのだということの一点張り、行政については何ら責任がないよ、うな、そういう言い方があつたかと思つたのですが、それはちよつとおかしいのじゃないかという気がするのですけれども、大臣、その点についてはいかがですか、お伺いします。

○三塚国務大臣 本件につきましては、先ほど来担当局長からお話がありました。自己責任原則の徹底というのは、前段も申し上げさせていただきました。同時に、十分な透明性の高い行政を行つていくことも重要でございます。

当局とすれば、こうした考え方に立ちまして、市場のチェック機能の活用を図る観点から、金融機関の情報開示の促進、早期是正措置の導入等のルールを明確化など、必要な措置を講じておるところであり、適切な監督に努めてまいる所存でございます。

同時に、今後とも、不正があれば、法令に基づいてこれを厳正に對処いたしますと同時に、御審議いただいておる罰則の強化を含め、金融システム改革に向けて公正で透明な市場の構築に取り組むことが国民の信頼にこたへることになると考えております。

○末松委員 時間がないので最後の質問になりますが、個別の企業の責任で、監査といふことあるいはそれと密接に関連する企業監査をやつておる公認会計士、これに對しての責任もきちんと言わなければならないといふことだと思つておるのですが、大体、訴訟が起きないと、多分この手のことはきちんと言われないのかと思つておるのですけれども、公認会計士を含めて、これから大蔵省がどういふふうな指導を行つていくのか、それについて最後にお伺いしたいと思います。

○長野政府委員 最近、金融業界に限りませず、個別の企業の経営破綻が何件か起こつております。その過程で、会社自身が虚偽の財務諸表を作成した場合、それに対する責めは私どもも追及いた

それとあわせまして、一点だけ申し添えさせて
いただきますと、この場合、銀行がある日突然巨
額のロスを出した、あるいはゼネコンが巨額のロ
スを出した。おおむね関連会社の整理に伴うケー
スでございますけれども、これらにつきまして、
私が今持っております問題意識は、会計処理その
ものはすべての企業について同じように行われて
おる。つまり、ノンバンクに対する貸し付けをど
の時点でロスに計上するか、あるいはゼネコンが
子会社に対する債務保証をどの時点でロスとして
計上するかというのは、実は全社共通のルールと
してやっております。

そして、たまたま体力の弱い会社はそれがある時点でかぶつたために倒産するという事態になつておりますので、公認会計士がうそをついたか、だましのかという話ではなくて、そういう会計実務そのものをもう一度、今のやり方ではないのか、つまりノンバンクが会社更生法の適用なんかになつた時点で初めてロスを計上するという今の会計実務をもう一度点検しないと、公認会計士に、おまえは抜かてましたかということを追及する、問題ではない要素がある。その部分につきまして、これから十分に検討してまいりたいと思つております。

○末松委員　では、十分検討してください。

どうもありがとうございました。

○村上委員長　引き続き、金田誠一君。民主党の時間内でお願いします。

○金田(謨)委員　北海道から参りました。拓銀の今回の事態に伴つて、大蔵省から業務改善命令が発せられる。それに伴い、現地では極めて深刻な事態が生じているということについて、ぜひ御認識を新たにしたいだいで、しかるべく対策を講じていただきたいという立場で質問を申し上げたいと思います。

まず、現地の状況でございますが、短期の融資、特に短期の部分の融資の引き揚げが始まっています。一定の枠を確保して、例えば一千万なら一千万の融資枠を確保して、資金需要に応じて二百万とか三百万とか、二カ月、三カ月で借りかえ、借りかえというところで回しているのですが、期限が切れたら返済を要求される。今までは書きかえで済んでいたものを、何らその返済が滞ったとかかなんとかがないにもかかわらず、会社の経営状況が悪くなったにもかかわらず、返済を要する、借りかえを認めない、こういう事態が実は生じているわけでございます。

これに対して、拓銀側は、日銀並びに大蔵の指示であるということを言っているそうでございますが、伺いましたら、そういう指示はしていないということのようです。

ただ業務改善命令が出ていて、それに伴う拓銀側の自己防衛本能が働いているのかな、こう思うわけですが、明らかに事態は今までと変わってきた。年末の資金需要期を迎えて、このままであつては連鎖倒産が続出するのではないか、そういう危惧を覚えるわけでございます。

まず、日銀、大蔵、この辺の事態を承知しているのかどうなのか。していないとすれば、調査を早急にしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○山口政府委員　今御指摘いただきましたように、拓銀の破綻処理に際しまして、業務改善命令を出しております。

これに具体的に申し上げますと、受け皿銀行への業務承継までの間、日銀特融による資金を原資に貸し出しが行われている、つまり店を止めないでやっているということ、それから預金保険機構による資産買い取り等が行われることが予定されている等にかんがみまして、資産の悪化を招かなないようにはいただく必要があるわけでございます。したがって、与信審査体制の充実強化を図ること、不良債権の管理・回収の強化を図ること、資産の悪化を招く貸し出しの実行もしくは高金利

の預金受け入れなどの資産内容の一層の悪化を招く行為は行わないこと、こういう命令を出しております。したがって、それを実行してもらわなければならないということです。

最初は銀行にかなり戸惑いがあつたと思ひますけれども、今は、この趣旨がきちつと徹底されれば、そういう問題は解消されるというふうに思ひます。(金田(誠)委員「事態を把握しているのかどうか」と呼ぶ) いろいろ聞いてはおります。

○松下参考人 今回のこの拓銀の問題につきましては、北洋銀行への継承までの間に拓銀は通常どおりの業務を継続するわけでございまして、この間、従来の預金者や健全な融資先との取引に支障が生じないように万全の配慮が払われなければならないと考えております。

私どもの日本銀行といたしましては、北海道に四つの支店を置いておりますが、この拓銀の問題が発表されましたときに、それぞれの支店におきまして、現地の銀行協会において説明会を開催いたしましたして、その中で、地元金融機関に対しまして、預金者の保護に万全を期することに協力をしてもらいたい、また拓銀融資につきましては、

これは個別金融機関の判断ということになりますけれども、その枠内で弾力的に対応を考えてもらいたいということを申しております。

そういうことでございますので、今後とも、私

ども、支店を通じて、現地の情勢は把握してまいりたいと思つております。

○金田(誠)委員　大蔵も日銀も今起こっているよ

うな事態を指示しているわけでも何でもないということは承知をいたしました。しかし、現実にはそういう事態が起こっているところを、各社長さん方は、大蔵に來いというのならすぐにでも行くということで極めて切実な状況に今なっているものですか、ぜひ実態をきちんと把握してもらいたい。

その上でまずやっていただきたいことは、従来融資をずっと継続していた状況であれば、それがさらに継続できるようなそういう措置をきちんと

とっていただきたい。そして、万が一、新たに拓銀が一定の融資の基準なりを強化するとか厳しくするとかいうのであれば、どこをどう変えるのか、今までとどう違うようにするのかをはっきりとデイスクローズしていただきたい。

そうでなければ、企業側としても単に不安感だけが今はもう充満しているわけでして、どこでもいいから今のうちに借りられるところから借りておけという声まで出ているわけです。金利が低いのだからとにかく借りておけ。あるいは、拓銀から切られてどこかに融資を求めに行っても、信用問題にかかわっているわけでございますから、なぜ切られたのかということで融資はそう簡単ではないという状況になっているわけでございます。

ぜひひとつ、これから日銀特融をやり、あるいは公的資金までという話をしているのであれば、その目的は金融不安を起こさせない、これは預金者保護だけでなく、融資を受けている側の企業の保護ということも当然含むわけでございますから、その意図が貫徹するように、きちんと状況を踏まえて適切な措置をとっていただきたいということなのでございます。大蔵大臣の御決意も含めて伺いたいと思います。

○三塚國務大臣　ただいま銀行局長、日銀総裁からもお話がありました。ただいまの委員の実態報告もお聞きをいたしておるところでございますし、これを踏まえまして、拓銀が業務改善命令の趣旨を正しく踏まえつつ、同行の果たすべき金融機能に支障を生じないように適切に対応をしていただくよう努めてまいります。

○金田(誠)委員 拓銀が今こういう事態になつて、きちんとして、不良債権を残したくないという気持ちにはよくわかります。それは自己防衛本能としてある意味では当然だと思ふのですが、それが高じてこういう事態を招けば、何のための公的資金なのか、日銀特融なのかということになるわけでございますから、拓銀がその辺の審査基準なりを今までと変えるというのであれば、どこをどう変えるのか、それを事務的にきちつとしていた

だくということはいかがでしょうか。

○山口政府委員 拓銀が自己防衛本能ということではないと思います。これはあくまで、日銀特融とか預金保険に世話になるという前提がありますので、これ以上資産の悪化を招いてはいけないうたすにそういうことをしてはいけないということから来ているわけです。

それで、一件一件やはり審査で判断が違ふと思うんです。だから、一律に基準を設けるというのは、銀行の貸し出しに基準がなかなか設けられないのと一緒で、抽象的にならざるを得ない。

そうしますと、具体的にどうするかということと、早速行内に、弁護士、公認会計士といった第三者を加えたメンバーによって、融資すべき案件を公正にチェックするために業務監査委員会というのをつくってあります。そこで見ていただいで、それで健全な融資先であるということであれば、それは従来どおり当然貸してもいいということで、今回受け皿銀行が見つかりましたので、窓口をあけてそういうことはできるということでございますので、考え方を正確に理解していただければ、健全なところは守られているということだと思います。

○金田(誠)委員 時間がなくなりましたので、ありがとうございました。

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

このところ、山一証券、三洋証券、北海道拓殖銀行あるいは日産生命など、金融、証券、保険会社の破綻が相次いでおります。預金者、投資家、契約者、本当に保護されるのだろうかとか多くの国民が不安を抱いているところであります。

それで、十一月二十四日、大蔵大臣の談話では、預金者、投資家、保険契約者の保護ということに言及されておりますし、また一昨日、当委員会では三塚大蔵大臣は、預金者保護、投資家保護、契約者保護に徹していかなければならない、このように答弁をされました。

初めに確認をしておきたいんですが、経営破綻に陥りました山一証券では、法人・機関投資家も含めて全投資家の資産はすべて保護される、これは確認してよろしいでしょうか。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○長野政府委員 お答え申し上げます。

山一証券につきましては、資産が負債を上回っております。すなわち債務超過ではないという状況にございますので、途中の資金繰りについて対応はいたしておりますけれども、取引関係者、顧客はすべて保護されるという措置をとっておりますのでございます。

○佐々木(憲)委員 預金者の場合、銀行の預金者は、これは言うまでもなく二〇〇一年まで金利込みで全額保護されるということになっておりますね。ところが、生命保険で初めて経営破綻に陥りました日産生命の場合、これは、大蔵大臣は四月二十五日の記者会見で契約者は全員保護される、このように言明されましたけれども、年金、保険の支払いが実際には最大七割もカットされる、こういう事態になっております。

そこで、大蔵大臣にお聞きをしたいわけですが、四月のあの言明は実際には守られなかった、こういうことになると思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○福田政府委員 大臣の前に、ちょっと簡潔に申し上げます。

御指摘のように、四月に日産生命が破綻したわけでございますが、このときは、保険会社の破綻処理に当たりましては保険契約の継続性を図ることが何よりも重要ということで、現行保険業法にございます契約者保護基金を発動いたしまして、すべての保険契約を移転させていただいたということでございます。そして、そういう意味で全員保護されたわけでございます。

また、契約条件の変更が含まれておりますが、引き受け手となる保険会社の収支を安定させるためにもこれは不可欠だったということでございす。また、その契約条件の変更でございすが、

これは、現在お入りいただく契約者と同じレベルまで金利、予定利率を調整させていただいたということでございまして、決して著しく不利になるようなものではないというふうに考えております。

○三塚国務大臣 ただいま保険部長から答弁ありましたように、基本的に保護されておるわけでございます。

生保の場合は、年齢や病歴によつては新たに契約し直せないために、仮に生命保険会社が破綻した場合にも、その保険契約の存続を図ることが契約者保護上最も重要なことと考えております。そのうすることで全体の条件が満たされ、保護されるということでも当たっております。

日産生命破綻処理に当たりまして、今お話しのように、契約者保護、可能な限りという観点で、関係者間で最大の努力を行つて、その趣旨が貫かれておると考えております。

○佐々木(憲)委員 今の答弁は、全然私は納得できないです。継続されているというのは当たり前前問題です。これは、約束された例えば返戻金あるいは支払われるべき保険金、これが場合によっては七割もカットされて三割しか返らない、これが保護されるかと言えぬのかという問題なんです。大蔵大臣、一〇〇%入る予定が三割しか入らない、三〇%しか入らない。これで保護されていると言えるんですか。

○福田政府委員 お答えいたします。若干繰り返しになるわけですが、今回、保険契約の存続を図ることが最も重要であると考えたわけでございます。関係者間で最大限の努力を行った結果、先ほど申し上げましたように、あおば生命への保険契約の移転が行われたということ、若干補足いたしますが、これまで契約者が払い込んでこられた保険料の積立金、銀行でいいますと元利金に相当するものは全額維持されたわけでございます。そういうことで、全体として契約者保護が可能な限り図られているというふう

に考えてございます。

それから、今御指摘の、七割も削られているものがあるのではないかとということでございすが、生命保険の場合に、契約が大変長期に及ぶわけございまして、年金型ですと、平均的には数十年間契約者が生存すると予想されるものもございす。今回の処理策では、予定利率を将来に向けて変更いたしましたわけで、例えば六%程度の予定利率を、現行の水準である二・七五%に引き下げたわけでございます。その結果、例えば、預かった保険料を四十年間複利で積み増しされた結果が当初予定の三割程度になることも可能性としてはあるということだったわけでございます。金利計算上受取額が減少することはございすが、他方で、現在新たに同一の保険商品に加入して、同じ期間、四十年間経過後に受け取れる額より少なくなるわけではないということをお申し上げしておるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 結局、今の答弁でも、三割になる可能性はある、そういう場合もあるというふうに認めました。契約者にこういう負担をさせるということは、これは明らかに契約者保護に反しているということに私はなると思ふんです。預金者や投資家に対しては、これはもう自己責任は問えない、こういうふうにも今政府の答弁ではおっしゃっていますけれども、それでは保険契約者の場合には自己責任を負わせていいのか。なぜ保険契約者にだけ自己責任を負わせることになるのか。その根拠は何が。

三塚大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、なぜ保険契約者は預金者や投資家と違うのですか。その理由は何ですか。大蔵大臣の見解を伺いたい。

○福田政府委員 預金との違いという御指摘かと存じますが、預金につきましては、やはり決済システムに直結するものでございまして、金融システム全体の保護を図るという意味で、二〇〇一年までは全額保護するということになっておるわけでございます。その点につきましては、保険の場

合には必ずしも決済システムに直結するものではないということ、預金と保険の違いがあるかと存じます。

ただ、繰り返してございますが、保険の場合には、継続することが最大の重点であるということでございます。

○佐々木(憲)委員 決済システムに関係がないから負担を負わせてもいい、そういうことになれば、これはもう次から次と生命保険会社が、今危ないところもあると言われている、破綻したらまた負わせるのか、証券会社は決済システムに関係ないから、では負担を負わせるのか、こういうことになるじゃないですか。全然答弁になっていない。話にならないですよ。

契約者に自己責任は問えないということは、私は明らかだと思っております。なぜならば、経営情報が開示されていないとありませんか。ソルベンシーマージンだって公開されていない。大蔵省は、日産生命が債務超過に陥っていたというのを既に数年前に把握していたけれども、公表しなかった。これはどこから見て、契約者に判断基準を提供されていない。そればかりか、債務超過の実態を知りながら、その処理を先送りして、高利回りの商品の販売を認め、銀行の一括ローンの契約を奨励さえしていた。まさに大蔵省の行政責任が問われていると私は思うのです。契約者に自己責任は問えないということは明らかじゃありませんか。

私は、この答弁は全くつじつまが合わないし、契約者は納得できないというふうに思うわけでありませう。大蔵大臣、どのようにお考えですか。大臣の見解を聞きたいのです。

○福田政府委員 申しわけございません。大臣の前にちょっと御説明させていただきます。

現在、保険会社におけるディスクロージャーが著しく劣っているのではないかと御指摘でございますが、これにつきましては、従来から、銀行等他業態の開示状況も踏まえまして、充実に努めてきたところでございます。

例えば不良債権をとってみますと、これは、破綻先債権から、延滞債権、金利減免債権、経営支援先債権の額をすべてディスクロージャーいたしております。有価証券につきましては、市場性のあるものの時価情報については既に開示されております。その時々ルールに従いまして、他業態と同様のディスクロージャーは行われているわけでございます。

また、新保険業法におきましても、新たに公衆縦覧規定が設けられておりまして、各保険会社ごとに、八年度決算からはより充実したディスクロージャー資料を公衆縦覧用の資料として開示しているわけでございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、他業態と同じである。ところが、預金者は依然として情報を開示されていらないから自己責任は問えせんという見解でしょう。生命保険だって他業態と同じ水準にあるという答弁でしょう。それなのに、なぜ生命保険の契約者にだけ特別自己責任を問うのかということを開いていくけれども、全く答弁になっていないですよ。

今、日産生命の契約者の場合はどういう方が主な契約者かといえますと、全国各地に被害者の会が生まれていますけれども、個人年金保険の契約者には中小業者が大変多いわけです。なぜそうなのかといえますと、給付額が非常に少ない国民年金に加入している方が、その少ない国民年金を補完するために、民間の年金として銀行などに勤められて契約をしているということが多いからであります。

例えば、ここに「年金保険ローン推進にあたり」という、これは銀行の内部資料ですけども、この中にこういう表現があるのです。「一昨年四月一日を期し公的年金の大改革が行われ、年金給付はかなり切下げられることになった。かくて公的年金は従来国民が期待したより、はるかに低い水準に抑えられることになり」つまり、公的年金が改悪されて給付水準が生活を支えるような水準ではない。

そこで、こういう文書を出しているのです。「アブローチ先」「三十才から五十才の年代」老後を意識している人々。「中小企業オーナー・自営業者」これは国民年金に入っている公的年金額がサラリーマンに比べ見劣りする。「中小企業・小売業の従業員」企業保障が薄い、福利厚生制度の補てん、このために入っているおうちではないかというところで、銀行はそういう人々をターゲットにしてこの保険を売りまくったわけでありませう。

私は、こういう具体的な被害者の実態を見ますと、今大変な状況にある。不況でも打撃を受け、さらに将来の老後の保障さえカットされる。例えば、ここまでの程度カットされるかというこの数字もあります。例えば「移転契約情報照会」というので、積立年金保険ウィー・ウィー・これは男性二十九歳の場合ですけれども、保険金の予定は年に三十万の予定だった、それが今回の契約者負担によりまして十万七千九百円しか入らない、こういう例があります。さらにまた女性の三十四歳の方、この方は年五十万入る予定だったけれども、変更後は十七万九千円しか入らない、つまり三分の一に切り下げられている、こういう実例があるわけでございます。

大蔵大臣にお聞きしたいわけですが、こういう実例があるというのを三塚大蔵大臣は知っておられるのかどうか、この点お聞きしたいと思ひます。

○三塚國務大臣 本件は、あおば生命に受け継いで、破綻後の処理策が講じられて、基本的な基準をしっかりと踏まえながらやられておると報告を受けております。

○佐々木(憲)委員 認識が全然なっていないと思ふのです。実際にどんな状況にあるのかということ、やはり私は調べるべきだというふうに思うのです。

私は、次に、この問題に関連をして、銀行との関係がいろいろ言われておりまして、例えば保険募集の問題というのがいろいろ指摘されております。そこで、まず保険業法あるいは銀行法の解

釈の問題をお聞きしたいのですけれども、許可された保険募集人でなければ保険の募集を行うことができないというところは、これはもう法律上決まっていると思ふのです。

それで、具体的にお聞きしたいのですけれども、例えば保険募集人以外の者、つまり募集人として認可されているという方以外の者が、例えば保険商品の説明を行うあるいはパンフレットの配付を行う、また申込書を手渡し、署名捺印してもらう、こういうことをやるということは保険業法に違反すると思ひますけれども、このことはそのとおりでよろしいですね。

○福田政府委員 お答えいたします。

御指摘の点につきましては、具体的な事例ないし事実関係を把握した上でないと一概には申し上げられないと存じます。

一般論として申し上げれば、銀行員が顧客に対して行い、融資に関する説明等に関連して、融資の対象となります保険商品の概要に触れることが直ちに法律に違反すると断定することはできないと存じます。銀行員が行った行為がどの程度の事実行為であったかという点も、個別の具体的な事実認定があつて判断すべきものと考えます。

○佐々木(憲)委員 私は、先ほど具体的に、保険募集人以外の者が保険商品の説明を行い、パンフレットの配付を行い、申込書を手渡し、署名捺印してもらつて受け取る、こういうことを申し上げたわけですから、そのこと自体は法律に違反するのですかと聞いているわけですが。

○福田政府委員 今現在いろいろな苦情案件が出ていることは承知しておりますが、やはり個別の内容については、例えば今の例につきましても、個別の事案にかかわることでございますので、具体的な事実関係をもう少し詳細に把握しないと、法律違反かどうかについては断定申し上げられないと存じます。

○佐々木(憲)委員 全く法律そのものの解釈さえまともに行わない。本当に私はひどいと思うのです。

ここに「生保業界における、提携に関する行政指導および業界対応の経緯について」という文書があります。この文書は、日産生命を初め四つの生命保険会社がどのように行政指導を受けたか、そして、それにどう対応したかということをごに書いておるわけでありです。

その中で大蔵省が、こういうことをやってはなりませんという指導をしているわけですね。「銀行員等に募集行為等」というふうになって、こういうことはやってはならない、「(保険商品の説明、パンフレットの配付、申込書の手交及び受理等)を行わなくてはならない。」こう言っているじゃありませんか。自分でそういうことを言いながら、一般論としてはどうのこうの、具体例がなければと、全くまともな答弁になっていないですよ。

じゃ、具体例を少し紹介しましょう。私のところにはたくさんさんの違反事例があります。被害者の会にたくさんさんの声が寄せられております。こんなにあるのです。

例えば、日産生命のことは全然知らず、池田銀行服部支店の支店長の話のみ聞いて入りました。金利が大変よいということで、今月中に大蔵省の方からとめられるのですぐ入った方がよろしいというので、銀行の言うことだからと安心して入りました。それから例えば阪神銀行の例、会社で日産生命の会社案内と生保の勧誘資料を阪神銀行の社員より受け取りました。それから豊橋信金の例、〇〇という者が来て加入した、成績が足りない、絶対に損はさせない、長い付き合いだから頼むというので加入させられた。スルガ銀行の場合、外回りの人が顔見知りだというので、ノルマが足りないから助けてほしいと言いつつ、この何の保険かも知らず、資料なども一切ないままで、証書を送られてきて初めて日産生命保険と知った、私は一度も日産生命の人と会ったことも話をしたこともないのです。どうしても納得いきません、スルガ銀行の当時支店長の勧めで契約しました。こういう事例が無数にあるのです。

銀行の支店のノルマがあり、無理やり加入させられたので、日産生命はもちろん岐阜銀行支店の責任を問いたい、こういう声。それから例えば和歌山銀行の例、日産生命の人間とは会ったことがなく、ただただ和歌山銀行の行員が、ノルマがあるとしつこく勧誘、契約後、ノルマを達成し沖縄へ行きますとの礼があった、当時銀行はノルマ達成者に旅行などの特典を与え、契約件数をふやすのに必死だったようだ、こういうことですよ。こういう例は全国に今無数にあるのですよ。そういう声がほとんど寄せられているのです。

私は、個別の事例を知らないとか、そういうことをおっしゃいますけれども、知らないと言ふならば、こういう実情を全く調査していない、まさに大蔵省が無責任な対応をしている、そう言う以外にないじゃありませんか。

それから、この今の例でも明らかのように、ほとんどが銀行に勧められたと言っているのですね。銀行によつていかにさまざまな販売が行われたかというところを示すものでありまして、これは明らかに、例えば銀行法十二条、銀行が他の業務を営むことはできない、あるいは募集法、今は保険募集法でありますけれども、無許可で営業はできない、こういう規定に違反して保険募集をやっているという何よりの証拠ではありませんか。大蔵大臣、いかがですか。

〇福田政府委員 さちつと事実を調べるようにという御指摘でございますが、私も従来から、個別に契約当事者から苦情等が出された場合には、必要に応じて事実関係のヒアリングを行い、問題があれば適切に対応しているところでございます。

今御指摘の個別の案件そのものについては答弁を差し控えていただきますけれども、それぞれ個別に苦情をいただいたときには、それについて必要に応じてヒアリングをして適切に対応しているということでございます。

〇佐々木(憲)委員 全然調査もしないで、個別の案件については具体的には答えられないと。

それじゃ、私、皆さんにお配りした資料をちょっと見ていただきたい。この中で、日産生命保険会社がスルガ銀行に対して、銀行が余りにも保険商品を単独でほとんど販売するものですから、これは大変だということ、販売中止に関するお願いをしているという文書があるのです。

この中では、これは昭和六十四年の一月六日付ですけれども、昨年十一月十六日に貴行に御訪問の上、口頭にて、業界を取り巻く諸情勢を御説明申し上げ、年度内一万件以内に抑えていただきたいと思います。二、三ヶ月で一万一千件に到達した状況となっており、販売件数の抑制につきましては、赤旗に募集法問題で掲載されて以降、佐藤前総合企画部長を通じて、再々お願い申し上げてきたところでもあり、これ以上販売件数が伸びることは当社の経営上に大きな打撃をこうむることにもなりかねません、つきましては、共存共栄の観点から、重ねてお願いしたい、こう言つて、販売を中止してくれ。この文書は日産生命からスルガ銀行に出された文書であります。

当時、これは国会の中でも問題になりました。このことは、まさに銀行が具体的に法律を犯して単独で売りまくつたという証明じゃありませんか。いかがですか。

〇福田政府委員 スルガ銀行の件のお尋ねでございますが、当時のことにつきまして、やはり個別具体的な案件にかかわることでございますので、当時から個別のお答えは差し控えていたというところでございまして、一般論でございますが、当局としては、この件も含めまして必要に応じて事実関係についてヒアリングを行つておりまして、問題があれば適切に対応してきたというところでございます。

〇佐々木(憲)委員 問題があれば適切に対応したと言ふけれども、何も適切に対応していないじゃないですか。具体的にこういう事態が起きたわけでありま

す。それで、その点について何ら具体的な措置をとつてこなかった、だからこういう状況になったわけでしょう。こういう答弁では私は納得できないですよ。もっと具体的に答えてください。(発言する者あり)

〇井奥委員長代理 御静粛に願います。

〇福田政府委員 特定の銀行の個別具体的な案件にかかわることでございますので、コメントすることにつきましては、当時から差し控えていただいております。

当時、日産生命の保険の販売に関連して法律違反があったという認定を行つた事実がございまして、また、そのような明確な法律違反を見送つたという事実もございまして。

一般的に、免許事業である保険会社や銀行は国民の信頼を損なつたり誤解を招くようなことをすべきでなく、その旨、当局も指導しているところでございます。六十三年の五月には当局におきまして、すべての生命保険会社に対して、ローン提携の保険商品の販売に当たっては募集取締法違反のないよう十分提携先金融機関にも説明するようという指導をしてございます。

御指摘の銀行については、個別のことでございますが、ましてお答えするのは適当でございせんが、その後問題のあるような行為があつたとの苦情は聞いておりません。

〇佐々木(憲)委員 全く話にならないですね。これだけ具体的な事実があるにもかかわらず、まともに答弁さえできない。これでは大蔵省の行政責任は本当にますます大変な事態になると私は思います。

しかもスルガ銀行一行だけじゃないんですよ。大蔵省は、経営が危なくなるといつて日産生命が懇願しているにもかかわらず次々と提携ローンを認めていつて、百六十三行も提携ローンを承認したのが大蔵省であります。しかも、各金融機関は子会社の保険代理店をつくりまして、保険募集をやつたら手数料が自動的に入る、そういう仕組みまでつくつて銀行は大もうけした。

例えば東京新聞は、最近ですけれども十月十日付で「銀行系代理店に百億円 日産生命、提携ローン手数料 上位二十社分 大量販売深く関与」お配りした資料に具体的なリストがあります。「年度別提携金融機関代理店手数料支払明細」これは、日産生命がこれらの金融機関に手数料を支払っていたというその証拠であります。これだけ具体的な数字とそれから銀行名が記載されている。つい昨年度までこれは数字が記載されておりました。

つまり、銀行が単独で保険をどんどん売りまくって、その結果大変な事態になっている。しかも銀行は手数料まで取って、別会社にして、そこに自動的に入るようになってある。募集手数料トップは関西銀行の十二億二千九百万円、次いで中国銀行、和歌山銀行の順だ。「金融機関全体では、手数料の総額はさらに膨れ上がる」というふうな報道されている。これは上位十五のそれぞれの年の金融機関を挙げただけでありまして、このほかにもたくさんあるわけですから、提携しているのは百六十三あるわけですから、こういう状況が実際に生まれているわけでありまして。

しかもスルガ銀行の場合、次の資料を見ていただければわかりますように、「年金保険ローン推進にあたり」これは「業務推進しりずNo.39」営業企画室というところでつくったものであります。それが表紙ですが、その次あけていただきますと、ちょうど真ん中ごろに「その他」というのがありまして、「③保険契約の勧誘並びに受付は「保険募集の取締に関する法律」第九条により銀行員が行うことは禁止されているので注意のこと。」その次に括弧して「本件はたてまえでのこととであります。」もうはつきり違反を知った上でやっていた。まさにこれは確信犯じゃありませんか。どうですか、この点。

○福田政府委員 お答えいたします。

まず前提でございますが、保険料ローン自体はこれはお客様のニーズに応じて行われるものでございます。

それから、このような商品をどれくらい提携関係で売るかどうにかにつきましては、当該生命保険会社として相手方となります金融機関の経営判断でございまして、金融機関が一方的に行うものではないというふうな承知しております。

それから、金融機関そのものが募集行為を行うことは、御指摘のとおり法律により禁止されているわけでございます。

そして、今金融機関の代理店という御指摘ございましたけれども、これにつきましては、金融機関が子会社や関連会社として保険代理店を持つているものではございません。その辺につきましましては、きちっと区別されているというふうな存じております。

○佐々木憲 委員 全然答えてないよ。今私が指摘したのは、「本件はたてまえでのことであります。」と書いた、これは銀行の行員のいわば販売マニユアルですよ。これについてどうかというのを聞いていますよ。

○福田政府委員 御指摘のように、この文言、表現自体は大変問題があると存じます。ただ、実際に募集法違反あるいは銀行法違反の行為が行われたかどうかにつきましては、この文書で判断できないものではないかと存じます。

○佐々木憲 委員 全く話にならないですね。まさに銀行の代弁者、銀行擁護のみ。そういう姿勢では本当に生命保険の契約者に対して、これから私は本当に不信を広げるだけだというふうな思うわけでありまして。

しかも、じゃもう一つ挙げましょう。金融機関が独自の募集リーフを作成しております。ここにありますが、これは尼崎信金、「あましん 年金保険プラン」こういうものです。この中には保険の紹介もあります。保険料は幾らです、こういうものもあります。それからこれもスルガですが、「するが 年金保険ローン ステップ」この中に、年金のお受け取りはこうなります、こうなっております。それから泉陽信用金庫、ここにも具体的な「公的年金だけで充分ですか？」こういうふう

うに商品の説明があります。福岡銀行、「ふくぎん 年金保険ローン」この中には保険の内容を記載してあります。ですから、ここに明らかなように生命保険の商品内容の記載、これは明らかに規定に違反しているんじゃないやしませんか。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○福田政府委員 明らかに違反しているかどうかというところでございますが、一般論でございまして、やはりそのような書類がどのように使われたのか、募集の補助的資料として使用されたのかどうか等々の事実関係に基づいて判断する必要があるものと考えます。

○佐々木憲 委員 具体的にそれでは調べてください。調査しますか。

○福田政府委員 申し上げていますように、個別に苦情等が寄せられた場合につきましては、当局において……（佐々木憲）委員「今言っている」と呼ぶ）それはやはり契約者本人から、当事者からの苦情等いただいた上で、それに適宜対応したいと存じます。

○佐々木憲 委員 当事者からは何度でも大蔵省に苦情が行っているはずですが、私は、これは具体的に当委員会が指摘をしているのです。この資料に基づいて私は指摘しているわけだから、調査するのは当たり前じゃありませんか。

○福田政府委員 事実関係を申し上げますと、そういうことで、今、日産生命関係の苦情につきましまして、まだ詳細承知しておりませんが、各財務局、財務事務所におきまして、苦情については適宜対応しているところでございます。

○佐々木憲 委員 具体的な調査を私は要求しているわけでありまして。

委員長、具体的に答えさせてください。今提起した内容について調査するかしないかです。

○山口政府委員 募集行為に関する違反かどうか、募集法上の問題、今の法律でいいますと保険業法でございまして、一つ一つの行為の違法性という問題でございまして、いろいろな個別ケースでその態様が異なると思います。したがって、個々

のケースでいろいろな話が今上がってきておる、それが全体として募集法の違反というような問題になるかどうかということも、それは関心を持って我々としては見ていくということでございます。

一つ一つのケースが全然違った態様であるのかどうか、あるいは全部統一の何らかの流れがあるのかというところの事実関係を踏まえた上で、もし問題があるのであれば、それはきちんと対応する、こういう趣旨でございます。

○村上委員長 佐々木君に申し上げます。お約束の時間ですので、簡潔にお願いします。

○佐々木憲 委員 協力預金の問題も本当はあるのです。私、きょう時間があればやりたかった。「七十七金融機関に巨額「協力預金」 日産生命 勧誘の見返りに」と、つまりローンを出して契約者が生命保険会社に払う、その払ったお金が協力預金としてまた銀行に還流する、こういう問題まで出ているわけでありまして。保険料の十倍にもなっているという事例もあるのです。

こういう事例も含めて、大蔵大臣、最後に、事実関係をよく調査して、厳正に対処していただきたい。いかがでしょうか。

○三塚国務大臣 事実関係をお聞きしておりますが、いろいろな飛び交っております。事実関係を整理をして、これから本件についての事態に適切に対処、こういうことであります。

○村上委員長 次に、吉田公一君。

○吉田公一 委員 日本に不良債権、いろいろな額が言われておりますが、一番大事なことで、これは、不良債権が幾らになるかということ、また、この不良債権の処理に当たっても大事なことで、こう思います。

大蔵大臣の御発言では、日本の不良債権は二十七兆九千億だという御発言がございましたけれども、しかし金融機関の調査等によつて、あるいはまたアメリカなんかの議会では、我が国の不良債権の総額は、大臣から御発言がありましたような額ではなくて、もう実際、民間企業の人たちも金

融マンも、八十兆円はあるのではないか、こういう指摘をしているわけであります。そうなりますと、不良債権の総額がもう五十兆も六十兆もそこで違つてしまふということではないかと、そういう点について、我が国の不良債権の総額の正確な数字というものを大臣が掌握をされていらつしやるのかどうか、その点についてまずお聞きをしたい、そう思います。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○山口政府委員 よく不良債権の額が幾らかという議論が行われます。

そこで、不良債権という定義がかなり広く用いられますので、その辺の受け取り方の問題というのがいろいろ議論を混然させている面もあるかと思ひますけれども、私どもが不良債権としてきちつと把握をしているものといひますのは、一つの基準で、例えば税法上の基準に照らして、これはもう不良債権としてどの銀行も同じ基準で公表しなさいという数字を継続的にとつていくわけでございます。その基準が甘いとか辛いとかいふ話ではありません。三十兆兆あるいはそれ以上あったものが、今二十七兆九千億というふうになつていくということでございます。

それで、いや、正常不良債権はたくさんあるんだという御議論は、私はそれを否定できるものではないと思ひます。しかし、不良債権というものは何を意味するか。つまり、正常でない、非正常債権はすべてといへば、それは各銀行いろいろ、これは金利も返つてきているし問題ないと思うけれども、ひよつとしたら、景気が悪くなつたらということになれば非正常と見る場合もあるでしょうし、いや、これはちゃんときちんきちんと返つてきているから正常だと見ることもできると思ひます。そういう議論があつていろいろな御議論がされておるわけでございますが、私どもの一つの基準でもつて見ているのは二十七兆九千億ということでございます。その傾向をずっと見ながら判断をしてまいっている。

それで、アメリカの場合も、不良債権を公表しておりますのは、ちよつと基準は違ひますけれども、同じような客観的な数字が出せるようにして、それを公表不良債権という概念でデイスクローズしているということでございます。

○吉田(公)委員 金利を払わないのも不良債権だし、それからサイトを延ばしたのも不良債権だし、また元金を一回でも返済できないのも不良債権の一つですから、それは不良債権といつても多種多様で、とにかく限界以上に来ていない不良債権は二十七兆九千億だといふようなことでございまして、私どもは、二十七兆九千億が待つたなしの不良債権だ、そういう認識でよろしいんでしょいか。これ以上どんどんふえたり、これが四十兆円になつたり、五十兆円になつたり、あのときはさう言つたけれども事態が急変いたしましてなんといふようなことはなしてよろしくね。

○山口政府委員 先ほど申し上げましたように、公表不良債権は、破綻先債権、それから延滞債権、金利減免等債権、こういう三種類でやつております。したがつて、破綻先は経営破綻先、それから延滞の場合は利子の支払いが六カ月以上延滞している債権、金利減免債権は約定時の公定歩合以下の水準まで金利を引き下げた貸出金、約定改定時において利ざやが確保されていないスプレッド貸し出し、こういう定義を置いております。

したがつて、これはその定義で数字をいただいておりますが、それがだんだん減つてきていることとはいつも御紹介しておりますが、ではそれがあえないのかといふと、それは、こういった概念に当たるものか、もし、今まで金利がいつも入つてきたけれども六カ月以上延滞というものが生じた場合は、そこに数字として入つてきますから、この数字が必ず減つていくという性格のものであります。ただ、私が予断を持つて、それがふえらるうとか、あるいは大幅に減るだらうと言ふべきものではございません。客観的な事実で、その基準に当てはまつたものに流れ込んでくるものもありまふ。出ていくものもありまふ。そういうふう

に御理解賜りたいといふふうに思ひます。

○吉田(公)委員 現在の状況は、昭和恐慌とだんだん日を追つて例えられるようになってきた。ただ、昭和恐慌のときには市場そのものがもう機能しなくなつたわけですね。今は市場が何かかん言われても機能したしている。したがつて、平成恐慌の入り口に立つてゐるんじゃないか、そういう認識をしてゐる人が大勢多いんでしょいか、大蔵大臣を初め大蔵当局としては、そこまでは至つていない、それほど昭和恐慌のような状態にはならないで食い止められる、そういう自信があるのかどうか、その点をまずお尋ねをしたい、こう思ふのです。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○山口政府委員 預金取扱金融機関について申し上げますと、今おつしやりました言葉の意味がどういふ意味を持たれているかによると思うのですが、けれども、いわゆる取りつけ騒ぎといふことが起るような状況ではございません。それは、昨年の国会でお認めいただきました金融三法によつて、さういふ御心配を預金者の方々にかけないで済む仕組みをお認めいただいているからでございます。

もう一つ、いわゆるシステムリスクという形で金融の信用収縮といふ懸念も、別の意味でも、今申されたような言葉の意味にあるかもしれせん。それも金融三法の背景がありまして、さういふ取引についても預金取扱金融機関について守られているという事実がありますので、破綻が、いろいろ大型のものが出たりして、いろいろな話題になり、また大蔵御心配をおかけしているといふことは事実でございますけれども、今さういふ昭和初期に起つたような事態は起きていないといふふうに思ひます。また、起こしてはならないといふふうに思ひます。

○吉田(公)委員 わかりました。ぜひ、さういふ起こしてはならないといふ決意で臨んでいただきたいと思ひます。

出たと思ひますが、金融機関の貸し渋りといふことが今非常に重要性を持つてきております。それは、債権回収に全力を挙げている金融機関としても、要するに貸し先を選択する。いいところには貸してやる。しかし、お金を貸してやつてもこれはどうも今後危ないのではないかと金融機関が判断をした場合に、そこで融資はストップしてしまふ。さうすると、つなぎ融資であつたり当面必要な事業資金だつたりするわけですから、貸し渋りで切られてしまつた企業は途端にもうあつた倒産してしまふ、さういふ状況にあるわけでありまふ。そのことが、金融機関の破綻といふことよりも、今度は関連企業が連鎖倒産をしていく可能性が出てきた、さう認識をしておりますが、その点いかがですか。

○山口政府委員 金融機関の貸し出しの状況でございますけれども、残高を見ますと伸びていないといふ状況でございますが、それが貸し渋り現象かどうかといふことにつきましては、一方で金利の状況等から見ますと、大蔵資金需要が逆に低迷しているといふ面もあります。したがつて、資金需要がないからなのか、それとも金融機関が貸し渋つてゐるからなのかといふのは、非常に個々のケースでやはり見なければいけない。

ただ、金融機関が自己の経営体質を変へるためにいろいろな戦略をとつてゐるということもいろいろ言われております。さういふ事実があると思ひますので、個々で判断するしかないと思ふのでございまして、ただ一般的に言へることは、バブル期の反省がありまして、金融機関が非常にリスク管理を強化しております。したがつて、今までは審査基準が、甘かつたとは言ひませんけれども、ある程度あいまいであつたものがかなりきつちりした審査をするようになったといふ、その貸し出しの態度といふものがさういふ印象を与へてゐる面もあるかもしれせん。

しかし、もし先生が御指摘のように、さういふたものをクリアしているにもかかわらず貸し出しが理由もなく減らされてゐるという現象になりま

すと、社会的な存在である金融機関として適切かどうかという問題になると思うわけです。しかし、それはもう一つの面で、その金融機関の戦略の問題でもあり、余り一律で私どもがどうこう申し上げるわけにはいきませんけれども、考え方としてはそういうことではないか。

ただ、一方で、政府としてもこうした現象に対して何らかの手当をしなければいけないということで、政府系の金融機関でできれば十全に対応するという方針で今やっております次第でございます。

○三塚国務大臣 今政府委員から話がありました。それぞれの理屈は理屈として、まさに中小企業金融、年末を迎えておるわけでありまして、政府金融機関、総動員をする態勢をつくり、親切丁寧に窓口業務もやり、その融資について円滑にいくように努力すべし、それだけの原資を財投より政府金融機関に投することによりまして、対応していかなければならない。第二段目、さらに今度は通産、大蔵との連携が前段であります。特別に通産も企業特別融資対策についての具体的な立案、窓口の設置等々行うことにより取り組んでおるところであります。

○吉田(公)委員 そこで、報道等にもありました。年末を迎えて非常に資金が必要な需要期を迎えるわけでありまして、そのときに銀行が選別をして、そして企業が倒産をする。金融機関としては、これは民間企業ですから、できるだけ損をしたくないので、当然いい融資元だけに融資をするけれども、どうもそうでないところにある。これは当然厳しくなる、こういうことであります。しかし、それは金融機関が民間企業で利益を追求するのは当然であるからやむを得ない、これでは今度の金融不安にはこたえられないわけですから、もしそうだとすればはかに手を打たなければなりません。今三塚大蔵大臣がおっしゃったように、政府系金融機関を総動員して、そしてこの手当てをしていくということは、私はまことに結構なことだと思えますし、ぜひ具体的な手を打って

いただかないと、これは倒産がもう目に見えていくわけですよ。

それで、私なんか地方議会上がりですから、都議会上がりですからよくわかっていのですが、全国四十七都道府県に全部信用保証協会というものがあつて、これは、金融機関の審査が厳しくてもこの企業には貸せない、つまり零細企業の最後の最後の頼みの綱になつていけるのが信用保証協会でございます。

ところが、この信用保証協会が、最近是非常に大蔵省の監督が厳しく、要するに貸し倒れをやらないうちに、まさに金融機関と同じような規則で、担保はあるかと。担保がないから信用保証協会に来ていのに、金融機関と同じように担保があるかと。それじゃもう信用保証協会へ行つてもしょうがないわけですよ。そこで、いわゆる高金利の、しかも二七でも二八も金利を取るようなところへ行かざるを得ない。金のない人はますます不利な状況で金を借りてこなければならぬ。それで、金のない人が二七でも二八もするような金利を、背に腹はかえられないから借りるけれども、そんなものすく行く詰まつてしまふわけだ。

だから、そういう意味では、金融不安を解消するといふ以上は、ぜひそういうきめ細かい政策をやつてもらわなければならない。その信用保証協会は財投の金も使つていけるのですかね。借りる金利が非常に高いといふのだね、信用保証協会は。だから、どうしても審査が厳しくなつて、金利も安くならないといふようなことがよく言われておりますが、それでは零細企業なんかもう八方ふさがりになつてしまふ。

特に問題になつていけるのは、支店の段階ではもう十年も二十年もお客さんつき合つていけるから、いや、おたくともう長いおつき合いですから何とかしなければいけません、私どもの支店段階では本店の裏手に回す際に支店長の私が出向いて本店へ行つてよく説明しますと言つて、借り手は、支店長がそこまで言うんだから何とかなる

だろう、行つてみたら本店の裏議が通らない、したがつて金は貸しません、そしてとまつてしまふ、それであつたは倒産、こういうことにシステムがなつていけるのだ。だから、そこで信用保証協会といふのを充実させる。ぜひ大蔵大臣、これは政治判断で、これは、申しわけないのだけれども大蔵省の見解を超えて、今の日本の社会不安を救済する、これで大臣のひとつ決断をしていただきたい、そう思うのですよ。

○山口政府委員 大臣が御答弁される前に、ちよつと事実関係も御紹介させていただきたいと思ひます。

今回、信用保証協会の活用ということも経済対策に入れてございます。一つは、特別な相談窓口を設置してまず保証手続の迅速化を図る。一刻も急ぐといふときもありまして、それをやります。それから、特定業種の追加指定といふのをやっております。特定業種の指定要件を緩和しまして、保険限度額が倍額となる対象業種につきまして、現行十八業種ですが、これを四十四業種に広げます。それから保険料率、実は先ほどちよつと御紹介になつたものの中でも特例的に引き下げていたものがあつて、無担保保険あるいは特別小口保険等は本則よりは下げております。それを継続する、半年間延長するという措置もつておりますので、ぜひそれを御利用いただきたいといふふうに思つております。

○三塚国務大臣 信用保証協会の機能が、格段にこの際年末に向けて発揮されるようにという御趣旨であります。

本件については、私からも閣僚懇談会の中で申し上げ、中小企業担当通産大臣等も関係経済関係とともに同じ認識であります。都道府県知事にも御要請を申し上げるうちに、これから、自治大臣後継人ですとかやられておると思ひますが、御指摘ですとか確かめて、所管が都道府県知事でありまして、格段の鞭撻をさせていただきようお願いを申し上げます。

○吉田(公)委員 どうぞよろしく願ひします。

それから、銀行局長、御利用いただきたいと思つたつて、なかなか御利用できないのが状況ですから、ぜひひとつよろしく願ひしたい、こう思うのです。

それから、最近、金融機関だけが株を持つていけるのじゃなくて、昔は生保や銀行や株式会社株を持つていましたが、今は持ち株会社といふのがあつて、大手二十社などでも持ち株会社が四番とか五番とか株主の上位にランクされております。持ち株会社そのものが、銀行預金しようと思つたけれども愛社精神で自分の会社の株を買おう、将来の蓄えにしていこう、こう思つて自社株を買うわけだ。ところが御承知のとおり株安になつてしまつて、そして極端な話、五十円だの百円だのなどといつていたのじゃ将来の財産は全部すつ飛んでしまふ。こういう社員が持つていける、つまり一般の社員が持つていける株さだめになつてきていふことは重大なことだ、こう思うのです。

したがつて、その持ち株会社のことについても、今度の対策の中でも十二分に考えの中に入れていただきたい、そう思つておりますので、ぜひひとつその点についてもお願いをしたいと思ひますが、持ち株会社の損失についてはどうお考えになつていられるのでしょうか。不良債権の中に入れるのですかね。

○長野政府委員 お答え申し上げます。

現在、日本の上場会社社の九五%以上で持ち株会社といふものが実施されておると承知いたしております。そして、その従業員四五%ぐらいが持ち株会社を通じて株主になつておられます。その結果、今日では、およそ日本の株式市場の時価総額は三百兆余りでございますけれども、その一%ぐらい、三兆余りでございます従業員持ち株会社によつて持たれておるということでございます。

持ち株会社の問題は、経営者とそれから従業員の間のいろいろな雇用関係の中でつくりだれておる制度でございますから、その関係につきましても私どもの立場でとかくを申すべき事柄ではないように存じます。市場を預かる者として一点申し添え

させていただきますと、全体として、持ち株会という形であるいは一般の個人投資家であれ、株式市場に魅力を感じていただけるような市場にするにはどうすればよいかということを念頭に、資本市場改革に今取り組んでおるつもりでございます。その点が一点。

それから、従業員持ち株会で持つような株式につきましても、他とちよつと違ひがございまして、五十円上がったからきよう売ろうとか、今月中にもう少し下がりますから今売ろうかというようなお取引ではなくて、十年、二十年、三十年、長い生活の中の資産として蓄積していかれるような財産であろうかと思ひますから、そういう長い目で見て、日本の経済全体が経済構造改革も踏まえて長期的な展望が持てる経済状況になつていくということが、この従業員持ち株会の株主にとつては一番大事なことであらうと考えております。

○吉田公(委員) ぜびひとつその対応も考えていただきたいと思ひます。

それから、きようは一万六千七百十四円ということでありましたが、一万六千円を超えて、まだまだ低いとはいへ、どんどん下がるよりも上がつてきていくわけですから、これは一つはいいと思つておりますが、主要銀行の株式含み益が消失する株価水準というのがここにございまして、そうすると、きようは一万六千七百十四円ということになりますと、何となくうわさのあるところややはりそうかな、こういうのがちゃんと出てくる。日本長期信用銀行は一万七千円、日本債券信用が一万七千三百円、これを割つたら含み益がなくなりますよと。北海道拓殖銀行が、倒産しましたけれども、これは一万七千五百円なければ含み益がとてどもとて出ないというようなことですね。当然、安田信託なども一万七千四百円、こういうことで、これは参考だと思ひますけれども、そういう状況にあります。

したがつて、これからは、資本主義社会や自由主義社会では市場がとまったら存在そのものがな

くなつてしまふわけですから、何としても市場の機能を高めると同時に、株というものについてもつともつと政治が、今まではどちらかというと専門家に任せて、ただ単に投機的な話という受けとめ方を実は私ももしていたわけでありまして、しかし、実際こうなつてくると、これは我が国の中核の話だ。株が安くなった高くなった、ただ単なる話題にしかなくなつたのですけれども、もうかつたかともうからないとかという話題しかありませんでしたけれども、しかし、こうなつてくると、まさに国家の存亡をかけるような話になつてきてしまつた。もうアメリカなどは、日本に経済戦争をしかけてきて、この際日本をぶつつぶしてやる、そういうことで利益追求のために日本経済を押しつぶそうとして、こういう状況の中で、まさに待つたなしであります。

したがつて、不良債権はいろいろ方法があると言ひながら、結局方法などというのではないので、最終的には特例公債を発行するとか、日銀特融といつたつて、これは償還が全然見通しがつかないものをいつともいふ日銀特融でやるわけにいかない。そうすると、最終的には日本の政府、国家がこの不良債権を何とかきちつとしていかない限りは、これからずっと倒産はふえていく、そういうような状況になつてくるのではないかと思ひます。ですから、ぜび思い切つた、しかも責任のあるきちつとしたものを打ち出していただきたい。そうでない限りは、毎朝目が覚めればまた倒産かというような話が出てくるわけですから、ぜびひとつその点はやつていただきたい、そう思つております。

それから、そういう状況にあつて企業が連続倒産を今しているわけですね。そういう中であつて経済企画庁は、何だか知らないけれども、平成不況と言われてもう七年、七年前からトンネルの先に明かりが見えてきたとかなんとか言つて、明かりなど全然見えてこないじゃないか。しかも、トンネルの先はふさがれちゃつて、真つ暗やみの中で行きどころがなくておろしているのが、

本当のこと言つて今の日本経済の状態ですよ。緩やかな景気回復が認められるも、足踏み状態であつて、なお注意深く監視を続ける必要がある。何を言つてゐるんだかちつともわからない。トンネルの観察をやつてゐるんじゃないんだから、そんな長く注意深く監視を続ける必要があるなんて、これは何を言つてゐるんだかちつともわからないんだ。

それで違つたことをいつも発表して、数字だつて何だつて合つてゐるんだか、もう経済企画庁の発表なんてだれも信用してゐる人はいないよ。惑わすだけの話だ、こんなの。何のためにそんなことを一生懸命言つてゐるのか。真意のほどは、まあ余り悪く言つちやうとしますます悪くなるから、少しは見通しがある、緩やかな景気回復。緩やかな景気回復でもつて何で倒産が続いてくるんですかね。そして緩やかな景気回復しているのに、何で株が暴落するんだかわけがわからないんだ。

だから、経済企画庁なんて本当は要らないんだ。私は前にも言つたことがあるんですよ、要らない。難しい数字ばかり発表して、それが合つてゐるのならいいけれども、全然合つてゐないんだから。むしろそれはない方がいんだよ、そういう役所は。ちやうど行財政改革のいいチャンスだし、こういう間違つたことばかり言つてゐるところはぜび廃止してもらいたい。もうこれはリストラ第一号だよ。

大蔵大臣、厳しい質問だけれども、どうですか。経済企画庁はいつもそんなでたらめな発表ばかりして、もう平成不況七年ですよ。八年目を迎えるときになつて、トンネルの先に明かりが見えたつきり、見えてくるどころじゃない、もう前はつぶされちゃつて真つ黒になつちやつた。そして緩やかな景気回復にあるにもかかわらずなんて言つて、緩やかな景気回復なんて言つたらぶん殴られちゃう、本当に。そういう点どうなんです。経済企画庁というのはどういう役所なんです、あれは。

○三塚國務大臣 政府の経済全般を分析し、その

都度発表をしていく、こういうことの中で、各種データを持ち寄つて官庁エコノミストの面目をかけて分析、見通しを立てていく、こういうことで、私は、委員の御説でありますけれども、この機能は生かしていかなければならない。この機能に基づいてうまくいったこともあるわけだし、今足踏み状態ですが、その基調は変わらないわけでありまして、激励をしてやつてくだされ。

○吉田公(委員) 最後になりますが、企業経営者も経済社会も経済企画庁の発表を信用して、よし、じゃこれでやればいいんだ、そういうようにならなければ意味がないですよ。もし残したいなら、今度からそういう発表をするときには、ぜび間違ひのないように発表してもらいたいと思ひます。また午後質問いたしますが、今回はこれでおしまひにします。

○村上委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 無所属クラブの上田清司でございます。

罰則強化法案でございますが、基本的には賛成であります。

ただ、苦言を申し上げておきます。取り締まる側が一掃に虚偽の報告のお手伝いをしたり、検査日を教えたり、過剰接待を受けたたり、俗に、大蔵省の高官やOBは刑法の適用除外になつてゐるんじゃないかというようなことを私の選挙区で言われるんですよ。兵庫銀行で六百九億の検査時点での不良債権、いざ被検してしまつたら一兆五千億になつて二十四倍、こういうのは普通粉飾決算と言ひます。だから、その頭取さんというのは、本当はお編みようだいにならなくちゃいけないですね、普通は。

また、現役の高官の中にも、うっかり絵画をもつたりして、普通はそういうのはわいりと言ひられてしまふんですよ。そういう取り締まる側の方の立場もぜび丁寧な、これからモラルをきちつと上げていただきたいということをまず苦言として申し上げておきます。

それでは、かねてから決算委員会等で申し上げ

ておりました、OECFの海外投融資事業の問題でございます。

既に決算委員会等で申し上げましたように、この問題は、貸し付けの際に保証をとらずに十億五千万貸し付けて、貸付事業の本体が破綻したために回収できないでいる、これが問題点であったわけですが、私が十月十八、十九日と中国の現地に行つて調べましたところ、問題の根がもっとも深く深いということがよくわかりましたので、改めてこの点について申し上げたいのです。

ついでに、ちょっと苦情を申し上げておきますが、OECFの皆さんから、関係者連絡先についてというところで書面をいただきましたけれども、惠州市の水産局はこの住所じゃなかったですよ。一年前に引越してましたよ。だめですよ、そんなにかげんなことしてたら。注意していただきたいと思ひます。一事が万事です、あなた方がやつてゐるのは。

とにかく、まず申し上げますが、中国の柏塘養鱘有限公司には一円も入っていないと向こうは言つておりますけれども、あなた方は十億五千万入れたということになってゐます。この食い違い、どういたしますか、清川理事。

○清川参考人 お答え申し上げます。

中国柏塘公司の現地にお金が入つてないという御指摘でございますが、これにつきましては、私ども、二点ポイントがあると思ひます。

第一は、当時、貸し付けの直後になりましたが、私ども職員を現地に派遣いたしましたして、現地で建設現場を案内され、工事の進捗の確認をさせていただいたところでございます。

第二に、その後の九五年十一月に、推進企業である日盛産業が和議開始を申し立てた後の問題でございますが、この時点におきまして、基金と、そしてこの借入人である柏塘公司との関係で債務が存在するかどうかということが第一の問題になります。この点につきましては、もともと柏塘公司の董事長、すなわち代表権のある者からの指定によりまして銀行に振り込んだわけでございます

ので、その貸し付けに問題はないわけでございますが、念のために、さらに現地におきまして、中国人の總經理も含めまして署名をいただいたて、最後の確認をしていただいたわけでございます。

しかしながら、現実には、ことしの初めごろでございますが、従来の事業の再建の方針から債権の回収の方針に転換したところになりました。御指摘のとおり、基金貸付金が現地に到着していないという説明を受けるような事態がありました。そしてまた、この九月に現地に派遣したミッションに付しまして、柏塘公司の中国人の總經理から文書で、貸付金が現地に来ないというお話がございました。

私どもとしては、この会社に対する貸し付けという自身について、中国側の方も否定をしていないわけでございますけれども、社内問題とはいえ、資金が渡っていないというところは重大な情報でございます。したがって、私どもは、このような情報を踏まえまして、去る九月十八日、中国惠州市公安局に刑事告発をした折に、この資金が来ないという文書も含めまして、関係事実を現地の捜査当局に通報いたしました。真相の究明を要請してゐるところでございます。

○上田(清)委員 この一円も入っていないという話はことしの三月ぐらいにお知りになったということですが、私は、大蔵委員会では三月十二日、決算委員会では六月十日と十七日、このときはこういうお話を全然されていませんでした。債権の回収に努力してゐる、あるいは今事実を究明してゐる、調査中である。話が違つてはいないですか。委員会ですその答弁をしてゐるではないですか、事実上。まず、このことを言つておきます。

次に、本来ならば中国銀行の保証状をとつてから融資しなければならぬのになぜ融資したかという点については、これはミスだということでお認めになりました。しかし、入金されたから、振り込まれてから約三カ月たつて中国銀行の保証状が来ましたが、中国銀行に一人入れなければこれは有効になりませんよという有効条件

がついていて、この有効条件を満たす努力を全然していないではないですか、その後、御努力をされましたか、日盛産業に対しても、あるいはその葉山という理事長に対しても、お尋ねしたいと思います。

○清川参考人 お答えを申し上げます。

第一に、報告のおくれにつきましてでございますが、六月の時点におきまして、現地に調査団も派遣いたしましたして、資金の使途の解明の努力を行つてゐることについて御報告申し上げたところでございます。また使途につきまして、不正な使用があるような場合には法的措置を含めて対応策を講じていくというようなことを委員に御報告申し上げた次第でございますが、十分でなくて恐縮でございます。

それから、中国銀行の口座に振り込まれていないという御指摘でございます。

私どもの事務の問題によりまして、このような保証状を十分に与えずに貸し付けを実行したという点につきましては大変遺憾なことでございます。その点につきましては過日職員の処分をしたわけでございますが、御指摘のその後の問題でございますが、私も六月に中国銀行の保証状をもらひまして、そこに国際商慣習上、見たことのない条項がついてゐるというのを発見いたしました。そして、急いで日盛産業に対しまして、中国銀行の口座に資金を移すようにという要請をいたしました。そして、ある時点では相当額まで積み上げておりましたけれども、さらに満額まで積み上げた後、ある時点で、結果的には最終的にすべてが中国銀行の口座に入金されず、したがって保証が有効にならなかつたという点がございました。この点につきましては、私どもは一生懸命努力したわけでございますが、まことに遺憾なことでございます。

○上田(清)委員 経済企画庁の方に申し上げますが、これは本来ならば中国銀行の場合によつてはすぐ入れる話だったのかもしれない。それをな

ぜ日本の銀行に入れたのか。事前にそういう契約の話があつたかのように、私は通訳を介してで話なのでわかりかねる部分もございしますが、現地の責任者、葉澤雄さんという總經理であります。もともとこの話は、日本の銀行に入れるのではなくて中国の銀行の方に入る話だつたというふうには私は何つておりますので、監督官庁としてそのところはよく丁寧に調べていただきたい、こんなふうに申し上げておきます。

それで、九〇%完成したかどうか、あるいは日程表を書いておられますけれども、しばしば、都合十四回、OECFはミッションを出してあります。九三年の八月に審査ミッション、九月に進捗状況について、つまりこの九月に工事が始まりましたよ、そして五月に建設工事が進捗してありますよ、九五年の十一月には養鱘場の池が九〇%完成しましたよというふうな報告をなされてゐますし、国会でも答弁されてゐます。

しかし、この養鱘場は柏塘養鱘有限公司がつくつた池でも何でもありません。一円も入らないのに工事なんかできるわけないわけで、あなた方はどこを見てもきたんだ。目隠して耳をふさいで調査団を出したのか。この池は、たまたま同じような時期に、ヤオハングループ二社と日盛と惠州水産公司との四社による合併事業の池じゃないですか。国会でまたここでその答弁をしていませうけれども、この事実確認を承りたい。

○清川参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、私どももことしの一月になりました。柏塘の事業と百恵と呼ぶ事業は同一の事業場である、建設中の養鱘池は百恵事業の資金のみによるものという情報を関係者からいただいたわけでございます。その後、二月から三月にかけてまして、この点についての真偽の確認に明け暮れていたわけでございます。

それまでの間に、実は私ども債権の回収に至る前の段階におきましては、先ほど申し上げましたけれども、今御指摘の總經理すなわち社長に相当するわけでございますが、中国人の葉總經理、こ

の方は熊州市の市の副局長さんという公の立場も持った方でございますが、この方、そしてもう一人の董事長すなわち会長に相当するわけでございますが、日本人の董事長、この二名の代表権を持つ方々がこの池に私どものミッションを案内して、この池が基金からの融資によって建設されている事業であるという説明を受けてまして、私どもまことに残念ながらでございますが、それを認識したわけでございます。

しかしながら、二月、三月にこの情報の真偽を
確認してまいりました。そして、その過程で、董
事長からは、依然として建設中の養鱔池には基金
から出した柏塘事業の資金も入っているという説
明でございました。しかしながら、私どもはその
エビデンスも得られないということもございまし
て、ことしの六月に柏塘公司に対しまして、弁護
士、会計士から成る調査団を出しまして、エビデ
ンスのたぐいを強く求めましたが、十分な協力は
得られませんでした。

したがしまして、私どもといたしましては、貸付金の不正使用の疑いも強めざるを得ず、九月十八日に惠州市公安局に刑事告発を行いました。そしてまた、すべて私どもが認識した事実につきまして、公安当局に事実をお話し申し上げて、事実関係の確認にさらに私どもも努めていただきたいと考えております。

○上田(清)委員 今清川理事が言われましたように、あなたは三月十二日の大蔵委員会での答弁、そして六月十日の決算委員会での西垣総裁の答弁、六月十七日での決算委員会、総理を含めた総括締めくくりでの答弁、そういう事実関係がわかつていながら、全部うそだったではないですか。ちゃんとした答弁をしなかったではないですか。現実を糊塗して隠したまま、何らかの形で確かに何人か処分されました。職務停止だあるいは総裁の給与カットだとか、それで片が済むと思ったものの給与カットだとか、それで公にしないで。委員会での中身を、総理以下全部関係がおられてもあなたたちは平気でうそをつき、事実を隠してやってきたわけですよ。

これはどういふうな責任になるのか私はわかりませんが、国会に対しても大麥侮辱にも値する、本當にこれはいけないうことだというふうには私には思つております。

私も実は葉経理と会つてきた場所は、公安局の陳さんという、日本的に言えば副署長ですね。そこで私は資料もいいただき、いわば日本的に言えば検事調書みたいなものを讀ませていただき、写しもらいいただき、何で写しをくれるのかわかりませんが、日本と違つてあつさりくれましたけれども、とにかく事実を全部聞いてきましたから、少なくとも葉總經理は副署長の前で私にうそを言うと思へませんので、あと十分もないのですが、そのことを含めて、以後、答弁していただかないと、またまたうそを重ねることになります。

それから清川理事、あなたは太蔵委員会で、こんないい加減な審査と調査ミッションを出しながら、どんな答弁をしているか、復習させますよ。一般的な形でお答えを申し上げて恐縮でござい

いますけれども、要するに、資金の貸し付けのときにどうするのか、私は、これはおかしい融資じゃないかという指摘をさせてもらったときに、あなたはこんなふうに言いました。

資金の貸し付けあるいは使途につきまして、私どもは案件の進捗段階に応じてチェックをする。仕組みにいたしておりまして、貸し付けを承諾する段階では、資金計画、あるいはどのような用途にお使いになるのかということをももちろんお聞きするわけでございますし、また貸し付けの実行に当たりましては、事前に使途を証明していただくようなことを、書類をいただくながら貸し付けについて行っているわけでございます。また、実行後におきまして、これは、理地を見るあるいは定期的に報告を受けるといふようなことで、事業の進捗全体を見ているわけでございます。

貸し付けの書類やら何ももらっていないじゃないですか、まともなやつは一つだって。

例えば、土地の使用権。あなた方の説明では、委員の皆様方には一枚の半切れになっておりますが、十億五千万の使途について、例えば養鱘池の建設に四億九百万かかるとか、土地の使用権取得に、つまり土地の三十年間の使用権に四億六千万かかるとか、こういう予算の見積もりを見られました。それを承諾されたわけです。実際は土地の使用権はたつた三千万じゃないですか、四億六千万が。事前審査でなぜわからなかったのですか、審査ミッションで。土地の農民組合に聞か市の方局に聞けばわかるじゃないですか、値段なんか。それをそのまま、日盛産業が中心になってつくってきたそういう予算書をあなた方は丸のみにしているじゃないか。使用契約書も何もとっていないじゃないですか。何を丁寧にやっているというのですか。これも、うその答弁。

いいですか。OECSFは、昨年の残額で八兆九千億、海外投資事業をしています。九兆近い。もし、こういういい加減なことばかり全部やっていたとしたら、九兆円なんか要らない。貸し付け過剰ですから、場合によつては五兆や六兆ぐらい浮いてしまふかもしれない。消費税を三%にまた下げることもできるかもしれない。そういうことになりますよ。

不良債権の額だって多いじゃないですか、政府系金融機関の中では一番。輸銀とか一千五百億、国民金融公庫も一千六百億くらい、しかしOECDは四千億近いじゃないですか。倍じゃないですか。こういうのを見ても、あなた方がやっていることは余りにもひどい。

私は、書面を見てもおかしいと思ったから、ウナギの本場の浜松に行つてきて、大体の値段を聞いてきた。そのことは何回か説明もしました。しかし、あなた方は強弁していた、ちゃんとやつていますと。現場に行ったら全然違ふじやないですか。どんなことをやっていたのですか、あなた方は。

これは経企庁に申し上げるけれども、あなた方は総裁に対して刑事責任を追及しなければいけま

せんよ。刑事告発も必要かもしれませんよ、これは。単にミスじゃないですよ。体質の問題、いろいろな問題がありますよ、これは。

とにかく、清川理事、土地の使用代も全然違ふでしよう。四億六千万。第一、普通は土地の使用権というのは一たん契約してしまえば途中から変更はないはずですよ。それが、二度目に明細をとつたときは五千万少なくなっているじゃないですか。こんなのもおかしいと思わなければ普通じゃないでしよう。気づかないのですか、そういうのに。何か人のお金だからいいかげんだと思つていませんか。隣に説明を聞かなければわからないような理事じゃ、やめてしまった方がいいですよ。

理事、ちよつとお話ししてくださいよ、どう考えるのか。

○清川参考人　まず第一に、報告がおくれた点につきましてでございますが、先ほど申し上げましたように、私ども随分疑いを持つに至ったわけでございます。しかしながら、これは、突き詰めてまいりますと刑事事件にかかわりかねない問題でございいます。また、中国の公共機関に関係するといふ問題でもございますので、慎重に事実を確認する、その上でなければならぬといふことで、先ほど御報告申し上げましたとおり、ミッシェンの派遣が六月、七月という時点で行われ、事実を確認していった。できる限りのことはした上で、私どもとして、すべての事実を中国の警察当局にお出したといふことでございます。事柄の性質上大変慎重にならざるを得なかった点につきまして、御理解をいただければと思うわけでござい

それから、土地の使用権のコスト、ウナギのコストについてのお話でございます。

一つは、土地の使用権が基金の当時の資料では四億六千万、委員が現地でごらんになった場合に二百万円、約三千万円程度であるという御指摘もございました。ただ、基金といましては、同じ人物の葉路経理から、私どもも、三十五年の土地使用権料が二百万円であるという記載があった

ことはわかっておりますが、ただ、この土地取得につきまして、これは先行事業として兄弟会社の、やはり恵州市が実質的に出資しております東昇公司が先行しておりましたけれども、その土地の管理組合から先行して取得のための契約の四億六千万円として結んでおりました、この契約を結んだ当事者は、先ほど御指摘の業総経理でありますし、また、この契約につきましては地方政府の認証を得ているわけでございますが、私も、この契約について地方政府の認証があるということ、この審査の資料としてはこれで適切であると考えておりましたけれども、なお今後とも、できる限りいろいろ調べさせていただきたいと思っております。

また、建設コストの問題でございますけれども、これは九五年十一月に現地に派遣しました基金のミッションが、工事中であるということを確認し、かつ九割方完成しているということを見てまいりました。しかしながら、建設コストについて建設仮勘定に五億三千万円とっているのは本当に実証できるかという点で、私もそのエビデンスの提出を求めてまいっております。これにつきましては、土木工事、設備費の支出のエビデンスの提出を求めてきたわけでございますが、再三にわたって提出を求めても得られなかった。そういうこともございまして、中身が確認できず、この点も踏まえて現地の公安当局に報告をしているわけでございます。

それから、経済協力基金の不良債権が三千六百七十億円に達するという点につきまして、御指摘がございました。

これは円借款の關係でございまして、弁済期限を六カ月以上経過して延滞となっている貸し付けの元本総額の総計が平成八年度末に三千六百七十二億円になっております。この金額はすべて円借款でございます。御案内のとおり、発展途上国におきましては、経済が不安定な国もありまして、延滞が生じることがございます。したがって、この点につきましては政府で御処理いただいて、

私も、これをなすだけ払っていただくように努力をしているところでございます。

なお、最後になりますが、私の前の国会での御答弁につきまして、一般論で申し上げましたけれども、本件につきまして、今御指摘いただきましたので、さらに慎重に今後とも対処してまいりたいと思っております。

○上田(清)委員 もう時間ですので終わりますが一、言だけ申し上げます。

この事業は、十四次にわたってミッションが出ています。最後の二回は法的措置のためのミッションですけれども、十二回もミッションを出してこういう事実説明が何もできなかったという、これは大変な問題であります。

それも、一つ原因があります。

葉山という、持ち逃げしたと思われるような人とはかりOECFのミッションの皆さんは話をし、業経理とは余り話していません、もちろん日本語ができないということもあるでしょうけれども。しかし、通訳は同行されています。業経理と話をしたり現地の人とも話をしているれば、これはわかるのですよ。私だってわかるのですから。たった一日でわかるのに、あなたたちは十数回行って、何十時間とかけてわからないのだから、これは善良な管理者の義務違反ですよ。善管義務違反というのですよ、こういうのを。心していただきたいと思ひますし、経済企画庁、これは下率に事実究明をやつていただいで、処分も含めてやつていただきたいと思ひます。

終わります。

○村上委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○村上委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村上委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、村田吉隆君外五名から、自由民主党、新進党、民主党、社会民主党・市民連合、太陽党及び無所属クラブの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉田公一君。○吉田(公)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の金融機関の不祥事により著しく損なわれた国民の信頼回復のため、いわゆる総会屋等との絶縁に向けた株主総会への取組み等について、金融機関経営者の意識改革を促すとともに、金融機関の法律違反等の行為に対しまして、今後とも的確な行政処分の執行等厳正な対処を行うこと。

一 我が国の金融・証券市場への内外の信頼を高めるため、ルールの透明化等市場のインフラ整備を行い、市場規律が発揮され、公正な競争原理が徹底される市場の構築に努めること。

一 金融機関経営の健全性確保の観点から、重点的・効率的な検査の実施に努めるとともに、検査・監督体制の充実・強化を図ること。また、証券市場における取引の公正確保のための監視体制の充実・強化を図り、引き続き厳正な監視に努めること。

一 金融機関の罰則の在り方については、罰金情勢に對して不均衡の見直しを行い、透明、公正な金融・証券市場の構築に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますよう、お願い申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣三塚博君。

○三塚國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿ひまして配意してまいる所存でございます。ありがとうございます。

○村上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村上委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後二時開議

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金融及び証券取引に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁松下康雄君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村上委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 新進党の鈴木淑夫でございます。

金融及び証券取引に関する件、現在問題になっております金融システムの安定性をいかに確保するかといった問題等を中心に質問させていただきます。日銀総裁、お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。

三塚蔵相 覚えていらっしゃると思います。私の手元には、ことしの通常国会、二月十日の予算委員会の議事録がございます。ここで、私は二つのことを御指摘申し上げた。

一つは、このデフレ予算、九兆円の負担増と公共投資削減を含むデフレ予算を強行するならば、ことしの四月以降、成長率はほとんどゼロに落ち込んで、非常な経済の困難が訪れるであろう。もう一つは、そういうときに、金融三法によって決まっている今のセーフティーネット、具体的に言いますと、信用組合には公的資金を入れる道が開かれていますが、それ以外は開かれていない、公的資金は入れない。ところが、他方では、パイオフは二〇〇一年三月までやらないし、大銀行二十行はつぶさないと言っておられる。経済情勢が四月以降悪化するのには目に見えておる。そういう中で、こんな不完全なセーフティーネットで大丈夫かということを経理並びに三塚蔵相に問いたしたわけでありませう。

そのとき、総理も蔵相も大丈夫だとおっしゃるから、もし私の予想どおり経済が停滞し、金融システムに何かあったら、その結果責任をはっきりととっていただきたいということを私は申し上げ

ました。議事録に残っております。そして、どうか今のこの約束を忘れないでくださいというふうに申し上げました。

半年ちよつとした現在、不幸にして、私の予想どおり、経済は停滞し、金融危機が発生しております。蔵相、今どういう御心境でございますか。私が半年前に申し上げたこのことを思い出していただいて、あのとき一体蔵相は、何を予想しておったか、何を考へておったか。思い出して、今の御心境を御説明いただきたいと思います。

○三塚国務大臣 地球は流転をしまいにあります。悲喜もごもそれぞれ万物の生き方が展開をされていきます。政治も、この流れの中で、的確に時流を見定めながらやり抜いてまいらなければならないというところが極めて重要な政治的責任であろう、こう思っております。

我が国はかつてない財政危機にありまます。ここで正常な状態に戻す努力をすることによって、五百兆を超えと言われるこの財政赤字を我々の世代の中で歯どめをかねながら、次の子と孫の世代に継承をしていかなければならない。特に、先進七カ国の中で、本件についてGDP対比、いずれを見ましても最悪の状態、危機状況にございまして、これに歯どめをかけて世代間ギャップをしっかりとそこになくし、日本のよき伝統と文化を花咲かせていかなければならぬ、こんな意味のこととも国会の討議の中で申し上げさせていただいたところであります。

そういう中で、御案内のような審議の経過の中で取り組みをさせてまいりました。その間、構造的な問題解決のために、高コスト構造の改革によりまして経済の活性化をもたすビジネスチャンスをしっかりと勢いづかせることによりまして、自律的な経済の伸展を期したいということであります。

そういう中で、全体の経済の展望は御承知のとおりであります。二極化された分野がありまして、これを一つのものに取りまとめますことが政府の大きな仕事であり、また全体の取り組みで理解い

ただけるところであろう、こんなふうにも思っております。この全体の改革をしつかりと取り進めることによりまして、前段申し上げました自律的経済へのスタート台にしたい、こう思っております。

金融三法につきましては、御案内のとおり、いわゆる内外の金融システムを維持していかなければならないという意味で、二十行ということになりました。海外営業を展開しておるこれらの部分であります。北拓は御案内の経過で、北海道に特化をいたしました地域銀行に生まれ変わるということで、海外支店の撤退を果したところでございまして、こういう中にあります。今金融の諸問題が起きておりますけれども、預金者保護等の万全の施策を講ずることにより、特に内外金融システムの安定維持を期することによりまして、必ずこのことが次の段階にプラスの点と相なりまして、線になり、面になっていくだろう、こんなことでございませう。

よつて、結果責任ということでありますが、今日ただいまの時点においては、この施策のベースをしつかりとしたものにつくり上げていくことが私どもにも与えられた責任であろう、こう思っております。

○鈴木(淑)委員 私の質問は、何かあったら結果責任をきちつととつてくれよ、この約束を覚えていただくといふ言つたわけですが、今明らかに何かあったわけですか。つぶさないと言つていた大銀行の一角が破綻した。そして、まだ次々と証券会社、そして生保も含めて金融危機が予想されている。まさに何かあったわけですか。そして、今のセーフティーネットでは、とてもこれは対応できないことは明白。したがつて、公的資金投入の議論まで出てきているわけですか。あのときの二月の予算委員会での蔵相の御議論、つまり、このデフレ予算でも景気は大丈夫だ、そしてこのセーフティーネットでも日本の金融システムに動揺が起きないとおつしやつたことは完全に外れたわけですかね。私は、そのことを言っている。

そして、蔵相は、かつてない財政危機とおつしやつた。それは赤字は大きい。しかし蔵相、日本は一文も海外からお金を借りていないわけではない。これは国内における公共部門と民間部門の貸し借りであります。そして国内では大変なデフレ状態でありまますから、貯蓄があり余つて、金融緩和、今世紀、世界を探しても例を見ないくらい金利水準は下がつてしまつていくわけですか。こういうときの財政危機がそんなに待たないですか。国債発行増加、赤字国債を含めて、一文も財政赤字を拡大することができない、調達することができないような危機ですか。そんなことよりも今の経済危機の方がよほど深刻でしよう。

ことは恐らく〇％台成長です。民間の予測の平均は〇・二、三％のところをいつている。かなり有力な金融機関がマイナス成長を予想している。九二年度から九四年度まで三年間〇％台成長して、ようやく九五年度に二・四％成長、そして九六年度に二・九％、二％台二回やつたと思つたら、ここでまたしても〇％に逆戻りする。

きょう発表になった失業率はまた上がり始めています。一時下がつていた失業率は、また上がつて三・五です。きょう発表になった生産指数もマイナスです。大変な経済危機ではありませうか。この経済危機の方が財政危機よりよほど待たないでしよう。

金融だつてそうでしょう。大銀行の一角、都市銀行の一角の拓銀が破綻した。四大証券の一つ山一証券が破綻した。そして、おとといのマーケットを見ると、まだまだ大銀行のかんりの部分の株がストップ安になつたりしている。大証券の一つもそうなんだ。これこそ待たないの金融危機でしよう。

この経済危機、金融危機をほうり出して、財政危機を理由に一向に財政面からの景気対策をとらない、そして金融システムに對してもきちつとしたセーフティーネットの強化策を打ち出せない、一体これはどういうわけですか。私は、その点を言っているのであります。

ずばり具体的に三つお聞きしましょう。

もし私が言ったように経済危機、金融危機の方が財政危機よりはるかに切迫をしておる、そして、この経済危機、金融危機に手を打つことこそが税収を正常化し財政再建に中期的につながつていくというお考えであれば、今から申し上げる三つのことをそれぞれ打つおつもりはないか。

まず第一は、言うまでもなく、抜本的景気対策を財政面から打つということでありまして。

我が新進党は、法人課税減税で四兆円、所得課税減税で最低二兆円、合計最低六兆円の減税、それと公共事業についても、単価を引き下げる、むだを排除する、効率化するというところで、事業予算は抑えても実質的な公共投資はあやう、こういうことによつて景気を立て直さなければいけないと主張しておりますが、財政面からは、今私ども新進党が言っているようなことを含めて抜本的な景気対策を打つ気はないのか。

ただし、言っておきますが、打つ気があるとおっしゃった、きょう参議院本会議で成立しようとしている財政構造改革法案との矛盾をどうするんだという話が直ちにございます。そのことも含めてお答えいただかなければコンシステントではない。

二番目の質問は、蔵相がフロントランナー、フロントランナーと言っておられた外為法改正、来年四月からいよいよ施行されるわけでありまして、これによつて内外の金融機関の間の弱肉強食が一段と強まるでしょう、激しい競争で。ただでさえ金融システムがこれだけ動揺し、次々と金融機関破綻のうわさが立ち、マーケットでも特定の株がストップ安になったり弱いままで。公的資金が入るらしいというので、総平均は上がつてきたけれども、特定の株はえらいことになつて。こういうときに四月から外為法改正をして弱肉強食の世界をつくり出して、一体日本の金融システムはもつのか。外為法改正の時期を先に延ばす気はあるのか。これが二番目の質問。

三番目は早期是正措置であります。

同じく来年の四月から早期是正措置を実施するというところで、今から自己資本比率を引き上げたという考えで金融機関が貸し出しを抑える、中小企業に対するいわゆるクレジットランチが起きているというところは、この委員会でも再三指摘されております。さつき聞いておりましたら、山口局長はこれは個々の問題だと言つてましたけれども、マクロ的に見ても、例えば日銀短観の金融機関貸し出し態度DI、これの中小企業向けを見ますと、かつての引き締め期と同じ水準まで下がつてきつた、厳しい方向へですよ。こういうこともあります。これは別に山口さん答える必要はないですよ。そういうこともあります。

ですから、この早期是正措置というのを本当に四月から入れて大丈夫かいなということでありまして。アメリカの場合は早期是正措置を入れたのは九一年十二月ですが、その前の八九年にRTCをつくつて不良債権の早期処理を先にやつて入つていって。日本はそれがあべこべになつて入つていって。早期処理やらない。そして早期是正措置だけ先に入ればよいというからクレジットランチが起きます。これもまた来年の四月からの実施を延期する気があるか。

以上三点、蔵相の御存念をお伺いしたいと思ひます。

○三塚国務大臣　まず経済対策でございます。

先ほどもさりと申し上げましたが、我が国経済、民間需要を中心とする景気回復の基調は失われておらないと考へております。この景気回復が従来のような力強さを感じられませんが、構造的な問題のあらわれであるということであらうと思ひます。こういう諸状況の中で、財政状況とあわせて中での判断といたしまして、安易に財政に依存せず、規制緩和を初めとする経済構造改革の実現と、そして民需中心の自律的経済の成長を図つていくことが基本、そういう点で、先般、政府経済対策を発表させていただきまして、まず、規制緩和を中心とした経済構造改革の

大胆な断行であります。そのとおり、すべての分野で前倒しをしながら公表させていただいたところでありまして。次に土地取引活性化と有効利用、そして魅力ある事業環境の実現、そして中小企業対策という四つの重点を置いた総合対策であります。今後、財政構造改革とあわせながら本対策を着実に実現をしようというところでございまして。すなわち、我が国経済を民需中心の自律的な安定成長の軌道につなげていかなければならぬと確信をいたすものであります。

なお、特例公債を発行せざるを得ない状況の中で財政出動をとらうということについては、現下の危機的状況を踏まえると困難であります。橋本総理も、財政法の基本に矛盾がないように対応してまい、こういうことであります。

次に、外為法でございまして、今回の外為法の改正は、国際金融取引のグローバル化の進展を踏まえたものであります。対外取引におきましてグローバルスタンダード、国際基準を早期に実現する必要がある観点からのものでございまして、内外からもその意気込み、そのスタートに評価を受けていること、御案内かと思つております。よつて、来年四月の施行を延期するということは考へておりません。

次に、早期是正措置の実施を延期すべきであるという御所論であります。来年四月から導入される本措置は、監督当局の裁量を排し、行政の透明性を確保しながら金融機関経営の健全性を促していく制度でございまして。金融システムの健全性確保と金融行政の透明性確保の両面から不可欠である制度であらうかと存じます。

したがって、早期是正措置は四月一日どおり導入することがぜひとも必要であると考えるところであり、また、これは正措置の実施をおくらせるということになります。かえつて我が国の金融システムに対する内外市場の信頼を損なうことになるのではないのでしょうか。我が国経済にとつてもこのことの方がはるかに問題であると考えるところであります。

○鈴木(憲)委員　蔵相、私は、必ずしも外為法改正の施行や早期是正措置の実施を延期しろと主張しているわけではないのです。ただ、これを予定どおりやるとすれば、二つのことをきつと手を打つておかなかつたらえらいことになりまして、言つておられる。第一は経済危機に対する抜本的な財政面からの対策、もう一つはセーフティネットの強化であります。

この二つをやらないで、このまま四月から外為法改正、早期是正措置をやつたらえらいことになる、と言つておられるわけでありまして、今のお答えによれば、私が質問した三つともやる気はない。景気対策については、財政赤字の拡大を伴うような財政面からの抜本的な景気対策は打つつもりがない、あとの二つについても延期する気はないというお答えであります。

そこで、これまた半年前のときと同じようにしっかりと覚えておいていただきたい。これは恐らく半年もたたないうちに出てくると思ひますから、もしこの三つのうちのどれかを使わなければならなくなつたとき、蔵相は責任をとつていただきたい。必要ないと今おっしゃつておられるのですから、それを私はこの議事録に残しておいて、もしこの三つのうちのどれかをやらざるを得ないほど経済危機、金融危機が深刻化して、やるとおっしゃるときは、蔵相、やめていただきたい。そうでなかつたら、これは国民に対して申しわけがないと思ひます。重大なる責任でありますから、その責任をおとりいただきたいということをここで議事録に残しておきたいと思ひます。

それから、景気回復の基調は崩れていないという話については、私は冗談じゃないと申し上げたいところでありまして。これをやっていると長くなりますが、この前の予算委員会でははつきり申し上げたところでありまして、今辛うじて景気を支えている純輸出と設備投資は、明らかにこの先鈍化してくる。企業収益と雇用は何とかまだプラスだと言つておられるが、これは景気に対する運行指標。しかも両方とも、どんどん増減率は

鈍化し、そして雇用情勢も今言ったように再び失業率は上がり始めているのです。もう景気回復の基調は失われているなど、のんきなことを言っている情勢ではないと思ひますが、これは長くなりますからこゝまでにして、次に行きます。

私は、この三つのことを、第一の抜本的な対策を打てば大丈夫、あるいは二番目にセーフティネットの強化策を打てば大丈夫だ、それならば蔵相のお答えで大丈夫だと思ひますが、それを打たないということなので、危ないですが、このことを今記録に残してもらったわけで、責任をおとりいただきたいということも記録に残していただいたわけですが、その上で、次に進みます。セーフティネットの強化の關係でござい

す。これは日銀総裁にも伺いたいと思ひますが、金融機関が破綻したときに、まず二つの選択肢が出るわけですね。この金融機関を救済するのか、整理してしまうのかという選択肢があります。それからその次に、整理するという事になった場合に、阪和銀行のように解散をしてしまうのか、それとも拓銀、京都共栄、それから今度の徳陽シティもそうですが、受け皿銀行に健全な部分を継承させるのかという選択肢がある。いわば二段階の選択肢があるわけでございます。

蔵相、蔵相はこの二つの選択肢について、何を基準にして救済あるいは整理を決めておられるのか。特に最近、救済の方を選択するという動きを大蔵省がしているのは、福徳とにわの件ですね。これは両方とも破綻金融機関でしょう。これは預金保険法上の定義で破綻金融機関でしょう。普通なら、これは預金保険から不良債権買い取りという形の資金援助をした後、整理をするわけですね。ところが今の預金保険法の改正がもし成立すれば、これは不良部分を買い取って資金援助をした後、健全な部分を二つ三つつけて、福徳とにわをくっつけて経営を継続させるというんだ。これは救済ですよ。

どういふ場合に救済して、どういふ場合に整理するのですか。まずその選択の基準、蔵相及び日銀総裁にお答えいただきたいと思ひます。

○三塚国務大臣 いただいた基準ということでありますが、まず、実例で申し上げます。

福徳銀行とにわ銀行は、現時点においては預金保険を發動しない単純な合併を発表しておるところであります。今国会において御審議をお願いしている預金保険法の改正案の適用を決定しておけるわけではございません。預金保険法の改正における特定合併について一般論として申し上げたいこと、債務超過に陥った金融機関は合併ができないことから、基本的に、債務超過に陥っていない金融機関が合併を行う際に預金保険機構が不良資産を買い取ることを想定いたしましたところであり

す。これに対し、阪和銀行、京都共栄銀行についてであります。大蔵省検査による実態把握等を通じて債務超過であることが判明したため救済金融機関へ営業譲渡するという処置を行った、こういうことでございます。

○松下参考人 ただいまの大臣の御答弁につきまして補足的に私からも申し上げますが、まず御質問の中で福徳銀行、なにわ銀行につきましては、債権を要します資産の額が自己資本額を下回っておりまして、今後の預金保険改正法案も視野に入れた上でありますが、経営基盤の強化と不良債権の抜本的な処理をねらいといたしまして、両行が自主的に合併するという事で基本的な合意に達したものでございます。

一方で、阪和銀行、京都共栄銀行につきましては、債権を要する資産の額が自己資本の額を大幅に上回っていることが判明いたしましたために、預金保険制度の資金援助を要請することを前提に受け皿銀行への営業譲渡を行いました上で、整理清算するという処理方針を取りまとめたところでございます。

この預金保険制度を活用しました営業譲渡が行われます場合にも、破綻に伴います取引先企業への影響を最小限に抑えるという観点からは、でき

れば既存金融機関ないしは永続性を持ちました新しい金融機関が受け皿となることが望ましいわけでございますが、この点で、北海道拓殖銀行、京都共栄銀行、徳陽シティ銀行の場合には幸いに既存金融機関の中からそのような受け皿を見出すことが可能でございましたが、阪和銀行につきま

す。これは、既存金融機関の中から受け皿を見出すことは困難でございまして、また永続性を持った新金融機関設立につきましても民間の合意が得られない見通しがございましてしたために、預金の払い戻しを目的といたします紀伊預金管理銀行への営業譲渡による対応を行うこととしたものでござ

い。したがしまして、御質問のこの三つのケースにつきましまして、それぞれの金融機関の破綻の内容、見通しによつて分類をいたしましたものでござい

す。

○鈴木(源)委員 今の大蔵大臣のお答えを私流にわかりやすく言いますと、債務超過になつていない場合は救済型があり得る、債務超過になつてい

れば整理をするんだ、こういうふうには私は理解をいたしました。つまり、福徳もなにわも債務超過ではないから救済型になるとおっしゃいましたから、そういう意味だと私は解釈します。

それから、日銀総裁はさらに、整理をするという場合に、継承してくるところがあればその方が地元への影響等を考へてベターであるからその場合は継承、継承するところがなきやしょうがないから阪和のように解散、こういうふうにお

っしゃったと了解をいたします。

今この解釈で、それじゃ山口銀行局長、よろしいですか。

○山口政府委員 一つだけつけ加えさせていただきますのは、救済という言葉をお使いになりましたけれども、考えると、その銀行を助けるためにやつていられるわけではございません。

今度また御審議賜りたいと思つております法案は、仕組みからいいますと、まず、経営の悪化した金融機関が複数存在しまして、それが連鎖的な破綻のおそれがあるというふうな大変な影響を及ぼすおそれがあるというふうな当局が見たときに、最悪の場合、債務超過に陥るあるいは資金ショートへ行く前にひとっ合併をして、しかもその資本を減らしてでもきれいな資産だけにして再出発した地域のためにやるわけではございません。救済という概念になりますと、当該銀行が何かやつてくだされいということを出るということになるんですけれども、これはこちらの方からそういう必要があるという認定があつて、それに対して金融機関はもろん拒否はできません、そんなのは嫌だということでは拒否はできませんけれども、一応そういう地域経済等の影響を、この特例期間中だけでございすけれども、そういうシステムミックスなリスク、地域経済のリスクを抑えたいということとございすので、厳密な意味で救済という言葉は議論していただく、ちよつと私どもとしては一言つけ加えさせていただきますという事です。

【委員長退席、村田(吉)委員長代理着席】

○鈴木(源)委員 山口局長は、これは助けてくれと破綻金融機関の方から頼んできたんじゃないから、当局の方で認定するんだから救済じゃないとおっしゃいましたが、それは山口流定義だと思ふのです。債務超過にもなつていない金融機関に公的資金を入れて、不良債権をきれいにしてあげて、さあ継続していいですよというの、これは立派な救済ですよ、日本語で言つたら。

こういうことを行政の判断でやるところがまたけしからぬ。とんでもないことです。どの銀行について行政は不良債権をきれいにして継続させてやるか、どの銀行についてはそうじゃないか、行政が裁量権を持つています。これは金融行政のこれまでの典型でありますところの裁量的密室指導型、介入型の行政がこゝでまた出てくるという話で、これはとんでもない話だというふう

のです。

それで、米国では、やはり最初はそういう発想で救済の話が出てくるわけですね。今山口局長が言ったみたいに、これはアメリカでは不可欠性原理と言いますが、今の預金保険法の条文の中にも出てきますが、地域とかあるいは分野に支障を来すおそれがあるときには救つちやうということなんです。これは、これは非常に行政の恣意が入る話であります。

だからアメリカでは、当初、不可欠性原理でやり始めましたが、極めて不公平だ、行政裁量が入り過ぎるし、救われるところとそうじゃないところとを、それが本場に地域、分野にとつて不可欠かどうかと行政が考えちやうというのは極めて不公平であるということ、不可欠性原理はだめだということになった。不可欠性原理はつきり採用されたのは、一九五〇年の連邦預金保険法制定のときですが、その後、これはだめだということになった。

そして、かわつて出てきたのが、八四年のコンチネンタル・イリノイ銀行の救済のときでありまして、これは例のツ・ビッグ・ツ・フェール原理が入ってきた。不可欠性なんてそんなないまいなことで、地域、分野への支障なんというあいまいなことで行政が勝手に判断しちゃいけない。ツ・ビッグ・ツ・フェールは、とにかく大きく過ぎてこれをつぶすと全体の経済への影響が大き過ぎるからこれは救うという、ツ・ビッグ・ツ・フェールが入るわけですね。

それで、三塚大臣もこれまで声を大にして、大銀行二十行はつぶしませんと言つて胸を張つておられた。これはまさしくツ・ビッグ・ツ・フェールだというふうに思ひます。今度の拓銀のケースも、私が承知している限り、最後の瞬間まで、マーケットからその資金供与を拒絶される最後の瞬間までツ・ビッグ・ツ・フェール・ポリシーで救済を考えていたと私は思いますよ。どうやってこの債務超過になつちやうた大銀行を何とかもたせるかという救済を考えていたと思うんです。

ですね。

ところが、このツ・ビッグ・ツ・フェール・ポリシーも、アメリカではその後、これは不公平じゃないか、何で大きいと救われて小さいとだめになつちやうのという議論が強まつて、最近九一年の例の連邦預金保険公社改善法、FDICIAができたときに、ツ・ビッグ・ツ・フェール原理の原則禁止が打ち出されるのです。

そのかわり出てきたのが、システムリスク原理であります。システムリスク原理というのは、大きい小さいの話じゃない、システムリスクが強い、ペイメントシステム全体が危ない、あるいはファイナンスシステム全体に重大な支障を来すということが非常につきりしているときに限る、大小の話ではないというのでシステムリスク原理が入つたわけですね。

このシステムリスク原理ということで考えていきますと、さつきの福徳となにわのケースは、これは公的資金を入れて経営を継続させないケースです。システムリスク原理からいふと、システムリスクなんかを引き起こしません、こんなところ。

大体、日本銀行が間髪を入れず最後の貸し手機能を發揮してレンダー・オブ・ラスト・リゾートとして飛び込めば、拓銀のような都市銀行が破綻したってシステムリスクは起きない。阻止できたじゃないですか。あるいは山一証券のような四大証券の一つが破綻したって、これはもう大変だつたと思ひますけれども、週末返上で銀行局さん日銀も一生懸命やつたということは私は承知しております。御苦勞さまで申し上げますが、しかし、その結果、日銀がレンダー・オブ・ラスト・リゾートとして入れば、あんな大きなものがつぶれたってシステムリスクは表面化させないことができたわけでありまして、

ですから、システムリスクでいきますと、私は今の預金保険法改正のような、こういう精神で、行政の裁量で、具体的には福徳となにわのよ

うなところを救済するということは許されないと

いうふうにしてあります。今申し上げましたアメリカの推移、最初は今の大蔵行政のように不可欠性原理、地域あるいは分野に支障を来すときは、これは不可欠なんだから救つちやうという不可欠性原理、そしてそれはだめだということになつてツ・ビッグ・ツ・フェール、これも不公平でだめだということになつて禁止されて、システムリスク原理になつた。私は、拓銀の破綻を受け入れざるを得なくなつた、山一証券の廃業を受け入れざるを得なくなつた現時点の日本の行政の姿というのは、いや応なしにマーケットによつてシステムリスク原理だけということところへ追い込まれたというふうに見えます。

蔵相及び日銀総裁、私のこの意見についてどう思われますか。もうツ・ビッグ・ツ・フェール・ポリシーは破綻した、不可欠性原理なんてだめだ、今はシステムリスク原理で、救済をどうしてもしなければいけないところは決める。つまり、事前に明らかにしたルールで判定していくのがこれからの金融行政ですから、システムリスク原理というのはつきりさせておいてやらなきゃいかぬ。この私の考え方についてどう思いますか。ツ・ビッグ・ツ・フェール・ポリシーは破綻しましたか。もうこれは口にされません。あるいは不可欠性原理ということについて、もうこれははいかぬなというお考えでしょうか。お答えください。

山口政府委員 大変貴重なお話をいただきました。参考にとさせていただいておりますが、米国でいろいろそういった考え方の変遷があつたということとは私もよく知つております。参考になると思ひます。

ただ、米国の概念そのまゝが今の日本に、どの時点に当てはまるのかということになると、いろいろ議論はあると思ひます。例えば不可欠性原理はもう過去のものである、ツ・ビッグ・ツ・フェールはもう過去のもの

である、それはアメリカではまさにそうでございます。ただ、我が国におきましてそのシステムリスクを防いできているという現状からいって、とつと過去に原則は日本でも捨てていくはずだということになりますと、そこは、そのシステムが経済の中にビルトインされている場合の影響度がいりいろ、例えば先ほど申し上げました、非常にうわさの多い地域で連鎖倒産が起きて、それにつながっている中小企業を受け皿銀行がなくなつてばたばた倒れていく、それは金融の面だけのシステムリスクとは言えないでしょう。しかしある意味では、そのシステムがもたらす不安定感の広がりというのは、これは不可欠性の原則に入るのかシステムリスクに入るか知りませんが、それはいろいろ議論がある。私どもとしては、その原理原則も大切だと思ひますが、今の時点で、この特例期間中のこの状況のもとで何を選択すべきかということだと思ひます。

先生は公的資金を入れて継続させるとおっしゃいましたが、債務超過でない場合は、理論的に申し上げますと、不良債権を時価で買取りますから、その簿価と時価の差は自分の資本金で負担しなければいけないということで、観念的に言いますと、そこにはロスト埋めの資金の贈与はないわけでございます。しかし、このままほつておくと、だんだん悪くなつて、本場にロスも出て預金保険のコストもつとふえるという事態になり、しかも最悪の場合は受け皿銀行もない。受け皿銀行がないと、実はある例で私も大変苦勞をいたしました。地元の皆様方にも大変御心配をおかけしました。そういう事例をいろいろなところで経験しなければいけない。これが社会的コストから見ると、本当に甘受すべきものなのか。

私も原則をつくつていくのも大変大事でございますけれども、大変参考になつていただきたと思ひますが、その考え方に向かつていきますけれども、そういう現実をとらえたときに、何を一番今選択すべきかというふうにご考慮しておるわけ

でございます。

○松下参考人 中央銀行といたしましての日本銀行として、金融機関の破綻処理に對しますところの基本的な対処方策の手段は、申すまでもなく、いわゆる日銀特融を執行するかどうかという点にあるわけでございまして、私どもとしまして、この日銀特融を執行するという発動の条件をいたしまして極めて重要な第一の条件は、この金融機関が破綻することを放置すれば、いわゆるシステムリスクが顕現化するおそれがないかどうかという点でございまして、

ただ、その場合に、判断の基準をいたしましては、例えば非常に規模の大きな北海道拓殖銀行でありますとかあるいは山一証券でありますとかのケース以外にも、地域的に非常に重要な機能を果たしております金融機関が、たとえ規模はそれほど大きくありませんでも、これを破綻させますことが地域経済の運営に非常に障害をもたらす、それがひいてはシステムのリスクにつながるというような場合には特融の発動をいたしているわけでございまして、私どもとしましては、そういうシステムリスク顕現化ということを判断の基準としながら、その中で、例えば地域経済における不可欠な金融サービスの提供がそこにつながるかどうかというような、この判断の材料としては、総合的にケース・バイ・ケースでこれを判定していくべきものであると考えております。

○鈴木(通)委員 先ほども申し上げましたように、システムリスクの原理であれば、ルールとしてかなり透明であり明確だと思ふのです。ところが、今、山口局長、日銀総裁おっしゃったように、地域への影響というような不可欠性原理を持ち出すと、裁量が入る余地が大変大きくて、昔の行政に戻ってくる不透明な話になると思ふいます。

お二方とも、小さな銀行であつても地域への影響は大きい、大変なこともあるんだとおっしゃっている。恐らく阪和銀行を頭に置いておられると思ふいます。阪和銀行のときはきれいに整理をした。そして、それはできれば健全な部分をどこかにP

アンドA、継承してもらいたかつたのでしよう。だけれども、PアンドAの対象が出てこなかつた。やむを得ず解散。解散したら、お取引先が大変だつた、その地域は大変だつたということだと思ふのですね。

しかし、整理することに決まつた銀行が、PアンドA、継承方式なのか解散してしまうのかというのを決めるのは、アメリカの場合はコストテストですよ。コストテストというのは、これはもう御存じだと思ふけれども、さつき言つたFDICIAの、ツー・ビッグ・ツー・フェール・ポリシー、つまりだめ、システムリスク・ポリシーで、原理でこれからいきなさいというのと並んで、コストテストの厳格化というのが入つておる、この法案には。コストテストというのは、どっちがコストが安いのか、つまりぶつぶつしてしまうのとPアンドAで、継承していくのとどっちがコストが高いかということですよ。

それで、PアンドAでいつた場合にすればコストが安くなるのですが、それは、継承をするということだものだから、単に資産・負債の額だけじゃなくて、営業権みたいなものを金を出してくれるところがそこを欲しいというものですから、その分だけコストが減つてしまうのです。だから、PアンドAが多いわけですよ。

日本でも、まともなところなら、営業権も含めてそこを欲しいとどこかが言い出すと思ふのです。私は、阪和のケースはだれも言ひ出さなかつたというのは、何かの理由で、この資産・負債を引き取るのは嫌だと思ふたのだと思ふのです。これはやはり整理してしまわなければいけない何か理由があると思ふいます。ここでは言わなければいけません、御存じだと思ふいます。いろいろな複雑な顧客関係があるからですよ。だから、だれも手を出さなかつた。そういう場合、やはり解散をしなければいけない。だから、このコストテストというところも、大蔵省さんも日銀さんも頭に置いていただいて、何となく地域への影響がといったような話ではなくて、もっとアメリカの

ように明確なルールでやらなければいけないというふうに思ひます。

さつき、アメリカの不可欠性原理がツー・ビッグ・ツー・フェールになつてシステムリスクになつた、この変遷から見ると、日本は妙なことになる、真ん中のツー・ビッグ・ツー・フェール・ポリシーが、さつきも言つたように市場に拒否されて拓銀と山一ぶつ倒れたものですから、もうこれは通用しなくなつてしまつた。地域への影響とか分野への影響とか考へて裁量的にやる一番古いやり方がまだ預金保険法に残つていて、これは、へんてこな格好になつてゐるのです。僕は、これはいいかげんに清算しなさいというふうに申し上げたい。こういうのは新しい金融行政になじまない。こういう裁量的なのはなじまない。これはおやめになつた方がいいというふうに思ひます。

地域への影響、分野への影響と言うけれども、地域への影響などというのは、金融サービスに限らず、どんな産業だつてぶつつぶれたら影響あるのです。地域へも分野へも。それをみんな必死になつて歯を食いしばつて我慢してゐるわけだから。それは金融サービス業の場合は大変でしょう。銀行局も日銀さんも大変だといふのはよくわかるが、だからといって、裁量の余地の大きい不可欠性原理で救つてやりましようみたいな話は、もう新しい時代の、市場の時代の金融行政にはなじまないというふうに申し上げておきます。

時間の制約もありますから、これはもっと議論したいけれども、先へ行きましよう。次に、これも大蔵省、日銀両者の見解を伺ひたいのは、預金取扱銀行の破綻処理と証券会社の破綻処理とどこが違うのかということなんです。預金取扱銀行は、言うまでもないことですが、ペイメントシステムが絡んでくるという点で、これは非常に例外的な、公共財を担つてゐるところですから、経営責任は厳密に追及するが、預金の支払い不足、支払い不能は起こさないようにしようというので、ペイオフ、日本では二〇〇一年三

月までやらないということで、預貯金支払い金額を保証していただくわけですが、証券会社には預貯金がないのですから、これは一般企業に限りなく近いはずですね。これは両者の違いはどこにあるのでしょうか、大蔵大臣。

○長野政府委員 証券会社の場合、これはもう先十分お詳しく御質問いただいておりますのでありますけれども、証券会社の顧客といふのは、証券会社と間で債権債務関係をつくるのではなく、証券会社において国債でありますとか株式でありますとかいふものを購入する。したがいまして、顧客が取得した金融資産というのは顧客の資産として管理されておるという点で極めて違ふ。それに應じていろいろシステムも異なつてきていふかと思ひます。

ただし、先ほどの御議論の延長線上で、金融システムとのかかわり方どうかという点につきましては、その限りでは証券会社は一般の金融機関とはかなり違ふと思つておりますけれども、その一方で、三洋証券あるいは山一証券をめぐる経営問題が国際的にも伝えられましたときに、単に株式市場のみならず、いろいろなマネーマーケット、あるいはボンドマーケット、国債・外債市場、いろいろなマーケットにいろいろな動揺が起こりました。その点では、証券会社は金融システムとゆかりがないと申し上げるのも、また危険だといふ実感を持つております。

○松下参考人 これも、私どものいわゆる特融の発動条件としてお答えを申し上げますけれども、証券会社の場合には、預金受け入れにより資金決済機能やあるいは信用仲介機能というものを担つておられますし、また、昭和四十年くらいまでは大規模に行われておりました運用預かりは現在禁止されておまして、顧客預かり金等を除く顧客財産は分別管理をされておりますから、通常の場合におきましては、これが、取りつけとあるいは流動性不足の連鎖を通じて、金融システム全体の問題が生ずるということは考えられないわけでございます。

しかしながら、今回の山一証券の事例に見ますように、我が国の金融をめぐる環境が極めて厳しい状況にあります。今日、問題の証券会社が、内外の市場におきまして極めて広範な業務展開を行って、多数の顧客と取引をしているという状態のもとに破綻が起きますと、内外の金融・資本市場の混乱を通じて、实体经济にも深刻な影響を及ぼすリスクがあると考えられた次第でございます。

私どもといたしましては、このような極めて例外的な場合を除きまして、一般的に特融を実施するということは考えられないと思っております。○鈴木憲委員 おっしゃるとおり、証券会社の場合は、支払い不能の連鎖的なことが起きて、システムに大混乱が起きないように日本銀行がばつと飛び込む、それは必要ですが、そこから先の整理の仕方の話になったときは、おっしゃるとおり、顧客の預かり金勘定さきちつと払えれば、あとは、大分分別管理をしているはずなんです。それから、寄託証券補償基金をふやすとか何とか、そんなことは、業界が考えるのはいが、行政が主導するようないかなどは僕ら思うのです。分別管理をしっかりとすることが大事。この補償基金なんという話を出すと、モラルハザードが発生することは疑いない。分別管理をしっかりとやらなくたって救ってもらえるんだというのはだめです。

だから、証券会社については、システムに動揺を与えない限りでは日本銀行が入っていないかなければいけないが、それ以外では、顧客の預かり金の一点に絞ってしっかりと補償を見てやれば、あとは預金取扱金融機関とは全然話が違ふというふうには私は思います。

時間の制約がございますので、これを聞くともう時間がなくなりそうです。私は実は、三塚蔵相に、今でも、預金を全然取り扱っていない住専に六千八百五十億円の公的資金を入れたことは適切であったかという質問をしようと思つた。でも、これを長々と答えられたら時間がなく

なりますので、今の証券会社の議論の延長線上で、ましてや住専というノンバンクの話があるということだけ指摘をしておきます。

そこで、公的資金の話はどうしてもやらなきゃいけないので、今のところを飛ばすわけですが、公的資金の投入が必要だというわけですね。さっきから私が言っていること、おわかりだと思いますが、私は救済のために公的資金を入れたら絶対いけないと思つた。救済はだめ。破綻処理の段階で、整理をするときに、PアンドAにしろ、解散にしろ、もう債務超過になつてしまつて、債務超過であるために預貯金の支払い資金が不足するという場合に限り、公的資金を入れるべきだと考えておりますが、この入れ方について、今自民党さんの中で議論されていることを聞いておりますと、一つは、財投資金なんかを使つて優先株の購入をしたらどうかという話が出ております。これは、私は反対なんです。これは救済ですよ。まず救済型だから反対だと言っているのです。破綻して整理の段階で公的資金を入れるのじゃなく、まだ破綻していないところに、自己資本充実するのを国がお手伝いしましょうというのはだめよと言っているのです。

これは極めて不公平であります。こんなことをするといつたら、お願いしますと、一斉にみんな我も我もと手を挙げるじゃないですか。これはモラルハザードが発生する。その中で、だれを選ぶのかというところで行政の裁量が入つちゃう。もちろん、救済をするというのは、救済されるところとされないところの間が不公平だし、どうして金融機関だけこうなのという、他産業からも不公平のそしりを免れないというふうに思います。

もう一つは、それに財投資金を使うに至っては、とんでもないこと。財投資金というのは、郵貯、年金、簡保等の有償資金、国民からお預かりしている大事なこれは有償資金ですから、そんなものをこんな危ないところに使うのはとんでもないことだ。優先株を発行するなら市場でやりなさい。市場が判定します、その優先株を発行した金融機

関が大丈夫かどうかを。こんなところに財投資金を入れるというのは、極めて裁量性の強い不公平な行政介入であります。

それから、預金保険機構などに政府保証債で借り入れさせるという話が出ています。これも私は反対ですね。預金保険の基金が足りない、ここに公的資金を入れないとやけにいけないなら、堂々と公的資金を入れるという形でやるべきであつて、政保債というような形で、何か公的資金投入の予約みたいな、あるいはその事実を送り出して、財手法との関係が変なことにならないようにするといつたぐいのやり方には、私は反対。公的資金投入の予約みたいなやり方をしないで、破綻金融機関の債務超過による預貯金支払い資金の不足分に入るという、正々堂々と公的資金を入れるべきだということに思います。

それから、最後に日銀特融なんです。世の中の人是非常に心配をしていますが、あんなすごい勢いで日銀特融がふえちゃつて、円の信用は大丈夫なのかといったようなことを言っています。私は、二つのことを言つていて、一つは、これは日銀特融でどんな貸し出しする反面、片っ方だけ日銀信用というのは日々の資金需給をコントロールするのに必要な範囲内にとどめていながら、別にじゃぶじゃぶになつていくわけじゃないから大丈夫ですよということを言っている。

それから、もう一つは、日銀特融というのは、あくまでもこれはつなぎの資金だ。公的資金が入るなり、あるいは再建が成功するなりして、戻ってくるまでのつなぎの資金である。そうでないとここに公的資金を入れるのだつたら、これはまさに日本の円の裏づけとなつていく資産が劣化するということであつて、国際的に見ても、日本の信用を落とす大変なことだといふふうに思つていますが、日銀特融、日銀特融について大変国民は心配しておりますが、今私が申し上げましたような解釈でよろしゅうございませうか。

合には、その回収の可能性ということにつきましては十分念入りにチェックをいたしておいて、これまでのいろいろな事案につきましては、破綻処理が終了した段階で、すべて回収が行われているところでございますが、今後ともそういう方向で十分慎重に考えてまいりたいと思つております。

○鈴木憲委員 どうもありがとうございます。

本日は、時間があれば、今私が一方的に私の見解を述べてしまつたことについて、三塚蔵相の見解を伺いたいところなんです。どうやらそこへちからしているのはおしまいだということなんでしょう。———ありがとうございます。大先輩にお褒めをいただいて、しかし時間がおしまひようでございますから、最後に申し上げておきたいと思ひます。

最初に確認いたしましたのが、この後、抜本的景気対策を財政面から打つということが必要になつたら、これは責任をおとりいただきたいということとであります。あるいは、それをしないで、外為法改正を延ばそうとか、早期は正措置を延ばそうとかいふようなばい策を講ずることになつた場合もひとつ責任をおとりいただきたい。

そして、今日のこの金融危機というのは、もちろん第一義的には破綻した金融機関の経営者の経営責任を追及しなさいけないということにはあります。また、関与してきた大蔵省の行政が間違つていたということもあります。しかし、一番責任の重いのは政府であります。政府が、こういう経済の停滞を引き起こし、経済危機を引き起こしたこと、そして、再三私どもが申し上げたにもかかわらず、このデフレ予算で大丈夫だと言つて突っ走つてきたこと、それから金融三法に基づくセーフティーネットじゃだめですよ、もちませんよと私も新進党も再三言つていたのに、これで大丈夫だと言つてこまで来たこと、この政府の責任が最も重大であるといふふうに思います。そのことをはっきりと御指摘申し上げて、本日の私の質疑

を終えさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○村田(吉)委員長代理 日野市朗君。

○日野委員 今、鈴木エコノミストの話を聞いておりました、非常に参考になりました。

ただ、ちょっと一点心配になったのですが、銀行と金融秩序、これは非常にうまく結びついた重大な関係があります。一方、何か証券会社の方については非常に抑えた言い方をされたわけですが、現在、間接金融がずっと主流であることは間違いないと思います。しかし、直接金融の分野では、これは証券会社というものが果たす役割というのは非常に大きなものがあるかと私は思うのです。間接金融ももちろん大事ですが、直接金融の分野というのは非常にこれから重みを増していくのではなからうかと私は思っております。

証券会社と銀行と、これをどっちが重しとすることはこれからなかなかできないのであつて、国のこれに対する厳重な監督ということ、それから指導ということ、それから適切な手を打つということ、これは同じように考えるべきだと思ひますが、どうですか。これはちょっと質問事項に出してませんでしたので恐縮でございますが、ちょっと気になるものですから聞かせていただきます。

○長野政府委員 私、先ほどの私の御答弁、簡素に思ひまして、やや舌足らずであつたような思ひでございます。

先ほど私が申し上げたことは、証券会社におきまして、顧客と申せられる方、例えば山一証券の場合に二十四兆円の預かり資産というのがございますが、証券会社の破綻によつてそれはもう全部紙くずになるのではないかと大変御心配がございまして、それは全く御心配なく、手元の預かり証というものは、まさに株券や国債は別途証券会社で分別管理しておりますから、証券会社の経営破綻と関係なく戻つてまいりますと、今世の中に充満しておりますその御心配の点を、そ

れはそうではないということを申し上げたいところに力点を置いてまいりました。

その点につきましては、二十四日の大蔵大臣の談話におきまして、「あらゆる証券会社を通じて、顧客資産の大宗を占める保護預り有価証券は分別管理されており、証券会社の経営状況の如何にかかわらず保全され、返還されるものであることを、改めて投資家の皆様へ申し上げたい。」ということとを談話で発表していただきました。その点が念頭にありまして、先ほどその違いの面を強調して申し上げました。

しかしながら、御指摘のように、今日特にこれだけの規模で、直接金融の仲介者であります証券会社が内外ともに幅広い活動をしておられる場合には、その経営の状況というものが、先ほど簡単に触れさせていただきまして、三洋証券あるいは山一証券という問題がマーケットに伝えられたときから、株式市場だけでなく他の広範なマーケットまで影響を及ぼすということもございします。したがって、今回の山一証券の処置に当たりまして、投資家保護とともに、信用・市場秩序の維持安定を第一義として取り組むという御指示を大蔵大臣からちょうだいし、そのように取り組んできた次第でございます。

○日野委員 今度はずっと次元をおろしまして、徳陽シティ銀行についてお話を伺いたいと思ひます。

徳陽シティ銀行といふと、私の地元銀行でもあり、大蔵大臣の地元銀行でもあるわけですね。徳陽シティ銀行のスタッフの顔がちらちらとこの辺に浮かぶわけでございます。特に現会長のお父さんだった早坂さん、あの人は一つの哲学を持った方でありまして、地元の地銀が金を貸さないようなところでも積極的に金を貸していく、零細なところを助けるという営業姿勢をずっと貫いてこられた方で、私は、それで非常に助けられた地元企業といふのは多いと思ひます。地銀といへば七十七銀行になるわけですが、ここはかたい商売をやるところでして、なかなか貸さない。

それで、もう借りられないときは徳陽に走れ、こういうこともありまして、徳陽銀行はそういうことで随分人助けもしてきたと思ひます。それが現在破綻したと言われる原因になつていたと言われるかもしれないけれども、やはりそういう経営姿勢といふのは、これは特に第二地銀なんかの銀行にとつては非常に大事な持ち味であるといふふうにも私は思つていたところであります。

ところで、こうやってみますと、今度は徳陽の破綻、こういうことが言われております。これは、現在引き受けるところはきちつと決まつたんです。営業を譲渡する、譲り受けるところはきちつと決まつたんでしょうか。何か新聞等に報ぜられるところによりまして、其銀行は、いいところだけは皆引き受けるというふうなことを言つたなどという報道も随分流れておりまして、それから、ちよつと異なるところについてはこれは引き受けないんだというふうな話をしたというふうな話も伝えられておるのですが、そのスキームをかいつまんでちよつと説明してもらえませんか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

徳陽シティ銀行は、残念ながら破綻したわけでございますけれども、その事業を、受け皿銀行として仙台銀行が基本的には受け継いでいたというところが確保できたという、顧客がみんなばらばらになつてしまつたという事態は何とか避けられそうでございます。

仙台銀行が受け皿銀行になります。仙台銀行だけで、資産を買取るのに少し荷が重い部分がございますので、七十七銀行あるいは県外の銀行も一部、もちろん県内の中小金融機関も御協力いただいて、その資産・負債を一部引き受けていただきます。残りは仙台といふことでございします。

ただ、いいところだけとおっしゃっている意味は、不良債権部分は受け皿銀行はちよつと引き取るわけにいかないといふことで、それは時価でもちまして預金保険機構が買い取つて、後は預

金保険機構の方が恐らく整理回収銀行を通じて回収を図るという形でサポートしてあげるといふ形になるわけでございます。

そういうスキームが幸いしてできておりますので、大変不幸な事態ではございますけれども、健全なところの取引先もなるべく保護できるようにな仕組みになつたといふことでございします。

○日野委員 私の承知しているところ、今、七十七銀行、それから仙台銀行の名前が出てまいりました。両方とも、実は余り気軽に、いわゆる庶民向けの金融という点ではいささか、こう言つてはあれですが、問題があるところだと私思うのです。特に歳末であります。歳末における資金需要といふのは、中小零細な企業にとりまして非常にホットなものがあつまして、これにどのようにな一体対処できるか。今までのように、徳陽のような気持さでというふうな思ひますので、そういった、仙台銀行、七十七、こういうところには、今度の歳末越年資金、これをきちつと出してくるようにならざるを得ないと思ひます。

それからもう一つ、やはりそれでも随分資金需要に迫つていかなければいけないところが出てくるので、政府系の金融機関、ここにもひとつできるだけ手続を簡素にして、経過時間を早めて貸し付けができるような措置が何かとれないか、このことを私非常に心配しておりますので、ちよつと御意見を伺いたいと思ひます。

○山口政府委員 徳陽シティ銀行と取引されてきた方々の今度の歳末の事情ということもよくわかるわけでございますので、営業譲渡までにかなりまだ間がありますので、徳陽シティ銀行の窓口はあけたままにさせていただきます。そうすると、貸し出しは一切できないことではございせん、健全な先であります、これは窓口を開いておりますので貸し出しができる仕組みにさせていただきます。

ただ、資産を劣化するような貸し出しはだめで

すよということございまして、これはちよつと蛇足でごめんなさい、阪和銀行のときは業務停止命令をかけるを得ませんで、受け皿がないときは業務停止命令をかけますので、それができないわけでございます。店を開めなければいけない。預金だけの引きおろしになります。今度、徳陽シテイの場合は、仙台銀行等の御協力がありますので、窓口を引き継ぎの間もあけておけます。日銀もそのための資金の二十五条も発動いたしました。したがって、融資は健全な先であればそのまま続けられます。ただ、実際の貸し出しが従前と全く同じかといいますと、それは一応業務改善命令がかかっておりますし、資産の劣化はだめというところで、ややそこには懸念はあるということとは否定できません。

したがって、ほかの近郊の金融機関に御協力を求めたり、あるいは御指摘のような政府系の金融機関で積極的にそういったお客様方の不便を感じさせないような努力をするということは、私どももぜひやらせていただきたいというふうに思っております。

○日野委員 窓口は開いている、確かにそのとおりなのではないか。ただ、こういう事態になりますと、やはり徳陽シテイの方も、午前中にも自己保全本能とかんたかという議論がありました。やはりは手が縮むというようなことはあるわけでございます。それで、ちゃんとした貸出先であれば大丈夫なんだ、どうぞそういうところには貸し出しをしてくださいというところをはっきり徳陽シテイの方に局長の方から伝えてもらう、このようなことは必要なんじゃないかな、こんなふうに思います。

それともう一点、私が心配しているのは、やはり小口で小さいところだと、借りては返してまたすぐ借りて、こういうことをずっと続けてきているわけですね。こういうことをとめられますと、やはり小さいところで倒産するところがどんどん出てくる。そういう心配もあるわけ、そういうところでも健全なところであれば、そして貸し付

けも大丈夫というところであつたら、そういうことで、あえてとめずに融資をつないでいくということも必要ではないか、こう思いますので、そこらについても局長の御意見を伺いたいと思います。

○山口政府委員 先般の御議論の中でも、自己防衛本能とかいうお話がありました。そういった心理になることもよく理解できるわけでございますが、業務改善命令の趣旨というのはそういうことではございませんで、それを誤解をされないように徳陽シテイの方々はよく趣旨をお伝えし、恐らく北海道拓殖銀行でも同じようなことでございますけれども、公認会計士とか弁護士さん等の御意見を聞きながら判断していくというような手続を経て、健全なところに貸していくというようなことをすれば、いたずらに信用を収縮するようなことはなくて済むのではないかと思っております。

あと、関連の中小企業等の倒産のリスク等が、やはりこういった事態が起きますと懸念されるわけでございますが、それにつきましても、いろいろな政府の仕組み、倒産防止の仕組み、あるいは、きょうも議論がございましたが、保証協会の活用とか、そういったものを通じて、なるべく影響を最小限にしたいというふうに思っているわけでございます。

○日野委員 今度は大臣に伺います。

徳陽シテイというのは、大体それぞれの自治体の指定銀行になっているわけですね。自治体についても、非常に不安を抱えているところが少なくないわけですね。今局長が言われたような状態でありますから、年末の金融については、これは大きな不安を増幅させることがないように、ちゃんとしたアドバイスを各自自治体、それから自治体を通して土地の商工会もありまして、そういうところときちんとかいいうものを言っておかないと、みなさあ大変だ大変だばかり言っていて右往左往している、こういうことになりかねません。そういうアドバイスをきちんとして、これは徳陽

だけに限りません、北海道拓殖銀行についても同じようなことが言える。そういう手当てをするのも一方で大事ではないかと私は思いますので、ぜひ大蔵大臣として、もちろん部下に命じてですが、そういうことを周知徹底させていくということも必要ではないかと思いますが、どうですか。そういう措置をおとりになつていただきたいと思います。

○三塚国務大臣 年末を迎えて、中小企業金融が効果的に進むということは大変大事なことであります。ただいま局長答弁のように、仙台銀行が受け皿金融機関、小口金融のセンターバンクは徳陽さんと二つであつたわけでございますが、そういうことで、ここが営業譲渡の中心、七十七初め、近郊、県内に支店を持つそれぞれの機関に御要請を申し上げる。先般、大蔵省に副知事が御要請に参りまして、私、委員会でも会えませんでした。そんな趣旨のことでありまして、政務秘書官を通じて、果も信用保証協会等を御指導いただいで、できるだけ要望に応ずるように取り組んでいただくことが大事、こんなふうに申し上げたところであります。

日野委員の、中小企業に対する非常に愛情のある、これは政治家として当然といえば当然であります。そのことを私も体しまして、これはもちろん宮城県、徳陽だけではなく今頑張っているところに対しても同様の趣旨で、政府間における協議の中でも、中小企業庁、政府関係金融機関、これに対しても思い切つたやり方施策が講ぜられていきます。と、このことで協議して、通産省、中小企業庁、しっかりと取り組んでおるようであり、これは全国的な展開でありますけれども、取り組んでおられる、こういうことであります。

○日野委員 それでは、今度はちよつと、徳陽シテイ銀行は大体千三百人従業員がおります。今度破綻した山一は七千五百人ですが、いるようですね。これはやはり大変な失業者を生み出すことになります。

それで、労働省の方にちよつと伺いたいのですが、これだけの失業者が出る、それから内定の取り消しはかなりあります。そういう措置、これはどういふふうになされるおつもりか。内定の取り消しなんかでも、新たに今度は卒業までの間に就職を何とかさせようという努力を各大学でもしているようです。それから山一証券なんというのはかなりエリート集団でもあるということから、ほかの企業で引き受けてもいいようなところが出てきたりしているようですが、こういう労働者の人たちに對する取り扱いというのはどういふふうになりますか、施策ですか。

○浅野説明員 御説明いたします。今先生が御指摘の北海道拓殖銀行、山一証券、そして徳陽シテイ銀行でございますけれども、これら各社において従業員の方々の処遇の方法について現在検討しているところであります。現時点では従業員の今後の雇用動向についてはまだ明確になつておりませんが、労働省としては、各社に對し、従業員の雇用動向の見通しについてピアリングを行いつつ、企業努力による従業員の再就職の確保などの雇用問題に十分配慮した対応を行うよう要請するとともに、労働省としても、大蔵省、関係地方公共団体、その他関係者と十分な連携を図りながら、従業員の雇用対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、新規大卒者の採用の内定の取り消しに關しましては、山一証券が四百九十名の内定をいたしましたところですが、これについては全員の内定を取り消す方向というふうには聞いております。したがって、労働省としては、これは早急に、山一証券、それから文部省、大学と連携を図りながら、学生のニーズに応じた求人情報の提供とか就職面接会の開催などの措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

○日野委員 こういうふうな企業がもうなくなると、自分が勤めているところが、そうすると、当面、あとは雇用保険という問題になつてまいります。

雇用保険の場合は、雇用保険法の三十三条ですが、そこで自己退職という場合と会社事情による退職という二種類に分かれますね。自己都合ということになる若干不利益な取り扱いになります。これは会社が清算終了前にやめれば自己都合になってしまふのですか。これは自己都合で一月から三ヶ月の間、たしか職安の所長の裁量でその支給開始をずらすことができるわけだ。そここのところはそういう取り扱いではなく、これを自己都合ということにせずに、会社がもうなくなるというところはわかり切っているわけですから、早くやめて就職活動をしたという人もいるに違いありません。そういう人たちに對する取り扱いとして、会社都合と同じような取り扱いができないのか、いかがですか。

○上村説明員 ただいま先生からお話がありましたように、雇用保険の給付につきましては、給付制限という制度がございまして、正当な理由がなく自己都合で退職した場合などについて給付制限がかかるということになっております。

ただ、自己都合退職の場合でありまして、例えば破産手続の開始など、事業所の倒産がほぼ確実になった、そういったために退職した場合につきましては、正当理由のある自己都合退職として取り扱うことにしております。そういった場合につきましては給付制限は行わないということにしているところでございます。

○日野委員 そうすると、これは会社としては離職票に自己都合として離職票を発給することになります。しかしそれは、そういった特定企業については、自己都合と書いてあつても、ちゃんと会社都合と同じような取り扱いをするということとでよろしゅうございませう。確認しておきます。

○上村説明員 安定所の窓口で具体的な離職理由を伺った上で判断するということが個別でやつておりますので、それに従つてやらせてもらうことになると思ひます。

○日野委員 もっといろいろな大事なこと聞きたつたのですが、時間がなくなつてまいりました。

それで、大臣、どうなですか、金融市場にこれだけの混乱が起つております。この混乱といふものは、これは何も日本一国だけにとどまりません。特に山一の破綻の衝撃といふのは、これはもう国際的な広がりを持つて、国際的な金融市場に大きな影響を与えつたところといふことになりませう。三洋証券だつてそうです。それから国内の銀行、保険、そういった金融関係が破綻をしてきた。こゝまで来ますと、やはりちゃんとした手を打たなくてはいかぬ、こう思ひますよ。

何か、きょうの二ニュースで聞いておりましたら、きょうは大臣は、閣議が閣僚懇談会か、そこで、財政構造改革と整合性を保つというところ、それから政府保証ということをつけた形で公的資金の投入といふようなことを言われたようなニュースと、きょうの昼の番組で流れておりました。

ところで、この間からずっと聞いていますのが、政府の言ひ方がもう一つわかりにくいところがある、歯切れが悪い、こういうことが私は現在の金融市場の状況、株式市場の状況、こういう中でやはり影響が大きいと思うのです。これはもう投入するなら投入する、そのことをはっきり言わなければならぬのではないかと、こう思ひます。総理が公的資金を投入するかどうかの発言をしたということ、株価がほんと上がったわけですね。そして、総理がそれを打ち消した。また株価が下がった。このように市場の反応といふのは非常にナーバスな反応をしております。

どうなですか、大蔵大臣、公的資金の投入をするのですか、しないのですか。

○三塚國務大臣 毎回御質問のたびに申し上げておりますことは、ありとあらゆる選択肢、そしてこれを点検、検討し、新政策に反映をせしめる、総理もありとあらゆる措置を講ずるべきであらうと。これは預金者保護、内外の金融システムの維持、これが経済活性化の、また安定の基本なものですから、そういうことで、私の点検、検討、政策立案へ、総理もあらゆる措置を講じて、このこ

とだけはきつちりすることが経済の不透明感をなくすことにつながります。市場の不安感を解消することにつながります。こういうことであります。

国会の論議、国民間の論議、また与党それぞれの検討機関で論議を進められております。それが報道される昨今であります。こうした議論に重大な関心を持つて、どのような措置をとることができるか、やらなければならないかということ、大蔵省の事務方に大臣として検討を強く指示いたしておるところでございます。

これらの方策は、預金者保護、金融システムの安定強化という目的を基本的に有しておりますけれども、公的資金の導入を検討するに当たりましては、まずは国民の合意が得られるような、目的を明確化しなければならぬ、こう考えておるところであります。さらに、どのような条件でどのような形で行くかを検討していくべきものであります。このように、けさ、閣議後の会見で、日野委員と同様の趣旨がございましたから申し上げます。

本日財政法が成立するに当たり、財政の運営についてどうするかということもございました。これはまさに、財政法の理念をきつちりと踏まえながら、何があるかという意味で、整合性を考えながら取り組んでいくべきものでありましよう、こう申し上げたところであります。

○日野委員 大蔵大臣をやつて殺された人もあるんだ、これは。やはりそれだけ身を賭して、みずからの判断を示し、敢然として行くべき立場、それが今のあなたの立場ではないですか。ですから、大蔵省の事務方がいろいろ心配することもあるまい。しかし、あなたの考え方も総理の考え方も、もう公的資金を投入せざるを得ない段階に來ています。このことについては、恐らくここにおられる委員の皆さんもほぼ同じような考え方に立っていると思うのです。

ただ、不幸な経過といふものがありましたね。

あの住専のときの議論。私は、実は、あの住専にも深くかわつた者の一人として、あの議論が非常に不幸な経過をたどつたなといふことはよくわかるのです。その影響が現在もつめ跡を残していることもよく知つています。

しかし、こうやらざるを得ないのだということ、大蔵大臣はつきり言ひなさいよ。国民の皆さんにそれを説明しなさいよ。それは、預金をちゃんとお返ししますよといふことも必要なんです。金融秩序を守るための第一のステップとしてそれは必要なんだ。しかし、それと同時に、この金融秩序が崩壊していくこと、取りつけ騒ぎや何かじゃなくて別のことから崩壊していくこと、それの恐ろしさ、そのことをあなたたちは国民にちゃんと語るべきではないか、私はこう思ひます。そして、これを語るべき立場、それがあなたの立場だ。

これはマスコミや世論からたたかられるかもしれない。しかし、御自身は今そういう立場にいるのだといふことをもうとく認識しておられると思ひますけれども、そのことを今語ることが必要だと思ひますが、いかがでございませう。

○三塚國務大臣 金融システム、申し上げました内外のシステムであります。連動するグローバルな時代でありますから、そのとおりであらうと思ひます。そういう中で、我が国のまず金融システム、同時に預金者等の保護に万全を期するといふのが当面の最大の目標であります。

ですから、本件については日銀の協調をいたしながら、いろいろ御議論、御批判もありますが、万全を期していくということにおいて、国民生活また国民の心の安心を得られることであると信じますがゆゑに、このことに全力を尽くし、そして金融システムの安定のために何がやれるか、やらなければならないか、事務方にありとあらゆる選択肢を点検、検討、早急に方向性を出せ、こう申し上げておるところであります。全力をまずこの金融システムの問題に傾けてまいりたい、こう思つております。

○日野委員 最後に感想を述べて終わります。

これだけ金融システムが混迷を深めてきた。公的資金を投入されるというのを政府がいづ言うのかな、私はずつとこう思ひ続けてきた。それは住専国会、その前の段階からずつと来る過程の中で、いつ言ひ出されるかなと思つていたが、いまだに、まだきよの答を聞いたつて、明瞭に言つてゐるわけではないんですよ、大蔵大臣。私は今はもう遅いぞということを申し上げたい。かなり遅いぞと。しかし、これからでも、可及的に速やかなその方針と、それから具体的などという形で出すか、そんなことはいろいろな知恵がありますよ、決断をなさつて、そして事務方はその最良のやり方、方法、これをきちんとまとめていただきたい。終わります。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 山一の破綻の問題を中心に質問します。

今の質問にも若干出ましたが、山一の従業員数は七千五百人というかつてない多さであります。これが廃業してしまう。雇用問題は極めて深刻になつてくると思ひます。社員は先行きの不安にさらされております。大蔵省としても当然再雇用対策を進めるべきだと思つていますが、これまでの国会の答弁を見ても、山一の破綻の以前には、金融機関の倒産に関連した再雇用対策について問われると、政府は、関係省庁や地方公共団体などとの間で情報交換を行うなどして十分連携しながら、できる限り失業を経験することなく円滑に再就職できるように支援を行うということを言つてこられたわけです。

ところが、山一の破綻のときのあの休日の記者会見を見ますと、大蔵大臣は、従業員をどうするといふ質問に対して、従業員の雇用はまず経営者が責任を持つて対応すべきだといふふうには、かなり冷たく突き放した言ひ方をされておられた。これに対して、野沢社長の方は、悪いのは私たちであり社員は悪くありません、善良で能力のある社員がたたくさんおり、路頭に迷わないよう皆さんにも御協力をお願いしたいと涙ながらに訴えたこの

姿は、ちよつと対照的に思えたわけでありました。

もちろん、山一の社長の言つてゐることを全部信頼するわけではありませんけれども、しかし、この点に関しては、大蔵大臣の姿勢は非常に冷たいという感じを受けたのですが、これまでの方向を転換されるということでしょうか。

○三塚国務大臣 こういふときというのは、基本を踏まえてスタートするというのが事柄を前進をせしめることになるのです。

そういう点で、当然、労働大臣を中心に、本問題にスタートを切る御要請、相談をいただきました。そこで山一証券雇用問題連絡協議会、この設置に至り、山一と連携をとりながら、労働大臣、労働省事務方、幹部であります、全力を尽くしておるといふのが今日であり、大蔵省としてもできる限りのサポートをしていこう、こういうことであるります。

○佐々木(陸)委員 阪和銀行の破綻の際にも大蔵大臣は雇用対策の必要性を明言して、そして今言われたような同じような雇用連絡調整会といふものがつてくられて、それで対応をしてきた。もちろんこれで阪和銀行の従業員の問題は全部解決しているわけでは全然ありませんけれども、あの阪和の場合には従業員が八百五十人ですが、今度はもう七千五百人といふことで規模も全然違うわけでありまして、だからこの対応も、本日に一件だけの問題ではなくて全国的規模で、そして阪和以上の取り組みが求められるわけでありまして。

大蔵大臣、本日にそのつもりでこの問題はしっかり取り組んでいただきたいと思ひますが、もう一度御決意を述べてください。

○三塚国務大臣 前段に加えて、当然、東京都、周辺県、こういうことになりまして、それから関係機関等についても打ち合わせをしながら対応を進められていく、こういうことであります。

○佐々木(陸)委員 ただ努力されると言われましても、何か職安みたいなものをつくつて、情報センターをつくるというふうなもので終わつてしまつてはうまくないうわけで、本日に雇用を保障す

るということになりましたら、やはり積極的に、例えば大蔵大臣にしてみれば証券業協会に働きかけて何とか努力してくれといふことまでやつていくような本日に積極的な働きかけをしていっていただかないと、機関はつくつた、一生懸命やりまうと言つていただけではこれは解決していかないので、その辺のところも含めてしっかりと努力をしていただきたいといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○三塚国務大臣 本件は、今申し上げましたとおり、ありとあらゆる、最も近いところで取り進めてまいり、こういうことであります。

○佐々木(陸)委員 同じく破綻したものについて言つと、三洋証券については、これは更生法の手続きを見きわめつたといふようなことで、まだ協議会すらつくられていないといふふうについているのですが、この件についてはどうなつていますでしょうか。

○長野政府委員 三洋証券につきましては、仰せのとおり段階でございまして、協議会設置等のお話はまだ聞いておりません。

○佐々木(陸)委員 この三洋証券の問題も含めて、十一月六日の衆議院本会議で、橋本首相は「できる限り失業を経験することなく円滑に再就職できるよう支援を行います」とも、大型倒産に関連した失業の予防のための措置を講ずるなど、今後とも適切な雇用対策に取り組んでまいります」といふことまで言つておられるわけで、この三洋証券の問題も含めて、そして山一の場合には関連の会社もいろいろあるわけでありまして、そういったものも含めて、本日に政府として、大蔵大臣も頑張つて努力をしていただきたいといふことを強く要望しておきたいと思ひます。うなずいておられますから、これはそういうことで、よろしくお願ひしたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。

次に、日銀の總裁がお見えになっておりますので、少しお伺ひしたいと思ひます。

山一への特融の問題ですが、これは二十五日に

始まつて、その日の昼までに八千億、たしかそういう数字をお聞きしました。その後もふえていくといふように聞いております。これがどのくらいに今なつてゐるのか。あるいは一兆円を超える規模になつてゐるというふうには理解していいのかわか、その額の問題。そして、多くの国民も、山一にたまたまお金を預けてゐる額というのは一千億くらいといふふうには言われてゐるわけですから、なぜ八千億とか一兆円とかいった規模の特融が必要なのか、それが山一に行つて一体何に使われているのか、率直に言つて多くの疑問を持つてゐるといふ額だと思ひます。その辺の内容について、もう少し国民がわかるように、可能な限り説明していただかせようか。

○松下参考人 山一に対しまして特融の実行は、最初八千億でございましたが、その後一兆二千億になりまして、ただ、その後若干の回収に今転じているようでございます。

山一が必要といたします資金の量といふものは、山一証券が今後自主廃業及び解散を円滑に行つてまいりましたために必要な資金を供給するといふことでございまして、内容的に申ししますと、例えば山一証券が預かりをしております顧客資産の返還のために必要な資金、あるいは既に約定済みの各種の取引の決済に要する資金、また海外業務から円滑に撤退をしておりますためにその海外業務の閉鎖までに必要な各種の資金に使われるものでございまして。

もとより山一には収入は別途ございしますけれども、資産を処分いたしました収入を上げるにいたしましても、時間的なずれがございしますから、その大きな時間的なずれを埋めるために必要な金額といふことに相なります。

○佐々木(陸)委員 その海外からの撤退のための費用といふのを、もうちよつと説明してもらえませんか。

○松下参考人 海外で非常に多くの関係の現地法人ないしは支店を持ちましてそれらが各地で営業を行つてゐるわけでございますけれども、現在の

○佐々木(陸)委員 どうも全部銀行局長さんがお答えになるのですが、具体的に言いますと、例えばきのうの朝日新聞に、後藤田正晴氏が文章を寄せておられますが、その中で、これはもちろん公的資金を投入せよという前提で話されているわけで、そこは私たちは同意しないのですが、「金融界に業界全体として血のじむ自助努力をしても」

らわなければならないということだ。銀行であれば預金保険機構、証券であれば寄託証券補償基金、保険であれば支払い保証制度というのがありますが、これらの強化を自分たちの力でやって、「云々」ということを後藤田氏は業界としての自助努力というふうに言っておられるのです。この自助努力を最大限やってもらわなければいけません。この点では私たちが同感できるのですけれども、その点についてどういふ見解かということは大蔵大臣にお聞きしたいのです。——大臣談話です、これは。

○山口政府委員 大臣からお答えの前に、先生の御趣旨が、金融界全体として、預金保険だとかそのういつたもののシステム、セーフティーネットを自分で支えるべきだという御趣旨でありまして、基本はやはりそこにあることは間違いないと思います。よく御存じのように、特例期間中は保険料率をそれまでの七倍に引き上げて、かなり大きな負担だというふうに今でも業界は言っておりますけれども、それでもつてシステム全体を守ろうということをやっておるということも事実でございます。

○三塚国務大臣 業界全体ということでありますが、それぞれの会社の自助努力、リストラ、また今後に対応することが基本で、全体から見れば業界ということになるわけでしょう。問題は、それぞれの金融機関、企業の最大の、今日に対応する自助努力に基づく会社健全化に向けてのリストラ、ここが大事なポイントであろうと思います。

○佐々木(陸)委員 金融システムが不安定になれば、銀行個々も困るでしょうし、銀行業界としても困ってくるわけです。それは国民にもいろいろ影響を与えるでしょう。だから、まずそういうことを来さないように個々の銀行が努力しなければいけません。銀行業界全体としてもシステムを守るための努力を協調してやらなければいけないし、ということが前提にならなければ、何か個々の銀行が努力する、それでうまくいかなかった、あとはもう国民の税金だというような話になってはならぬということをおっしゃりたいわけでありまして。

そして、預金保険機構の問題について、私は十一月六日の本会議で、預金保険機構がこんなふうにとんどん破綻金融機関の不良債権を買収したり、今度は破綻していない銀行の不良債権を買収したり、言ってみれば銀行の不良債権のごみ箱みたいなものになっていて、そして預金者の保護という当初の目的からだんだん離れていく、そういうことをとんどん進めてしまっているという質問をしたら、首相は、財源状況を悪化させているようなことには簡単にはならないということ、強調した上で、「仮に、現在見込まれる機構の財源で対処が困難な状況が発生した場合には、平成十年度末までに保険料率の検討を行うこと」といたしております。」というふうに答弁をしているのです。

大蔵大臣の認識として、現在の状況のもとで預金保険機構の財源がこれから足りなくなるだろう、保険料率の値上げもしなければならなくなるだろう、それをやってもなおかつ足りなくなるというふうな認識をお持ちなのかどうか、はっきりとお聞きしたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

しばしば御報告申し上げておりますように、二・七兆円の財源で一・四兆円を既に使っておるということでございます。残りではこれから対応できるかどうかということについては、これからの、あるいはこれまで起こったもののロスが実際にあるのかという見込みもありますし、それから、これからそういった破綻が起きるのか起きないのか、起きるとすればどの程度の規模のものが起きるかというのとはなかなか推測しがたいものがございます。したがって、現時点におきまして五年間のうちの今年半ぐらいは、十年度末までには保険料の見直しということを政令に書いてありますので、その手順をやつていきたいと思っております。

○佐々木(陸)委員 もう時間が来たようですけれども、

ども、大蔵大臣、一言ちょっとこの問題でお答えしたいと思うのですが、保険料率のアップをしなければならぬような状況に今来ているというふうに御認識かどうか、そしてアップしてもなおかつ足りないというふうな認識をお持ちなのかどうかというのをしつかり聞いておきたいと思うのです。それはいろいろ起る可能性があるというの、言うけれども、今の財政資金投入論なんというのは、それがやつていけなくなるからということ、前提にして言っているわけですから、大蔵大臣はそれについてどう考えるのかということをはつきりさせてもらわなければ困るのですよ。

○三塚国務大臣 これも何回も申し上げておるのですが、政府委員が申し上げましたとおり、一・三兆、これに対応してまいります。金融システムの安定の維持のために、国会でも与党自民党でも行われている、国民間の議論も行われております。そういうことで、あらゆる選択肢を考えてながら、何がやるのか、何が必要なのかということ、基本的なことをつくり上げていかなければなりません。このところが基本でありまして、そういうことで、いついかなる場面でも対応します、こういうことであります。

○佐々木(陸)委員 もう最後です。私たちは財政資金の投入というふうな問題については絶対に対処であるということを重ねて申し上げて、質問を終わります。

○佐藤(静)委員長代理 次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 山一証券が自主廃業したと、突然の発表だったわけですね。しかし、監督官庁として大蔵省が、自主廃業するまで、要するに経理内容が悪いということでありまして、それまで気がつかなかった、あるいは監査をきちっとやっていたいなかった、そう思われても仕方がないわけですね。

その点、大蔵大臣の発表にもありましたように、内部監査、外部監査、そして早期正、そういうものを導入してリストラをやらせ、不良債権の早期解消に向けてあらゆる努力をする、こう大臣が

おっしゃっているやさきに自主廃業、こういうことでございますが、監督官庁として自主廃業をさせたのじゃないか。つまり、免許取り消しということになると、当然株主がいるわけですし、免許取り消しを監督官庁がする以上は当然大蔵省側は株主保護のためにきちっと対応策があるのじゃないか、こう言われるものだから、自主廃業させたのじゃないか、そうとしか思えないのですが、その点いかがですか。

○長野政府委員 山一証券からは、証券業の廃業、会社の解散に向けて営業を休止するという届け出がございまして、それに応じた所要の命令を発している段階でございます。この会社の決議の内容に従えば、いずれ自主廃業の申請書が出てくる段階になるかと思ひます。ただし、自主廃業は私どもの認可が必要でございます。その場合に、免許条件に違反していないこと、簿外債務がないこと等の要件を満たしていない場合には自主廃業の認可は行わず、免許を取り消すことになり

ます。

○吉田(公)委員 廃業の認可なんというのはどうでもいいですよ。そんなもの、終わった後の話です。廃業するのにも認可が必要なんだ。入り口も出口も認可、認可、認可と、規制で固まっているわけですね。これはど規制や監督をしていながら、結局わからなかった。だからみんな信用しなくなってしまう。だって厳しい規制がかかっている、これは金融機関もそうですけども、もうとにかく大蔵省の規制、監督が厳しい、その上でやっていると、だから安心なんです、ということが国民にわからない限りは、この金融不安は、幾ら大蔵省が弁明に努めても、結局は自主廃業するまでわからなかった、そう思われても仕方がないのじゃないか。もう二年も二年も前から監査なんかやっていたのじゃないですか、山一証券については、全然危ないとは思わなかったし、まさか自主廃業するとは思わなかった、突然やってきたのだ、そういう御認識ですか。

○長野政府委員 平成三年の証券不祥事以来、そ

れまでの私どもの行政のシステムが改正されまして、従来、監督と検査というものを私ども証券局で一体として行っておりましてけれども、やはり検査というものを監督行政から独立して行うべしということで、証券取引等監視委員会及び大臣官房の検査部というシステムになりました。

本日、突然のお尋ねでございますので検査担当部局が参っておりますので、かわりましてお答え申し上げますけれども、検査担当部局におきましては、その後、山一証券につきましても再度にわたって検査をしたが、今日まで簿外債務二千六百億というのほかに簿外であり、発見できなかったということでございます。この点をめぐりましては、午前中の委員会におきまして、あるいは昨日は参議院の予算委員会の参考人質疑におきましていろいろな御議論が行われておりますが、検査担当部局におきましては、一つの課題という認識も示しております。

確かに、弁護するわけではございませんけれども、アメリカで、ニューヨーク連銀のひび元で、大和銀行の十年間にわたる簿外取引につきまして、十年間に八回検査を入れても発見できなかった。これは、アメリカのニューヨーク連銀は世界で最も進んだ検査体制をしておると言われておりますけれども、そのニューヨーク連銀にして、やはり八回の検査をもつてしても簿外債務が発見できなかったというのには、簿外はそれだけに難しいのだからという思いがございまして、私の方から検査担当部局にそこを何とかと申し上げるつもりもございせんけれども、その点の実情をお酌み取りいただきたいと思ひます。

○吉田(公)委員 日銀特融という言葉は最近よく新聞紙上に出てまいります。もちろん金融破綻の際に、預金者保護、投資家保護というものと日銀特融がすぐ出てくるわけでありまして、もともと日銀特融というのは償還する義務があるのではないかと思うのですけれども、そういう償還義務を別に置いて、とりあえずお金を出しておこう、そういうことにしか思えないのですが、緊急の場

合という条件つきですけれども、日銀特融というのはそもそもどういうときに発動するのですか。

○山口政府委員 日銀法は先般の通常国会で改正をしていただきましたが、現在はまだ現行の日銀法でございます。したがって、第二十五条に規定がございまして、それは特別な融資でございます。端的に申し上げますと、通常の融資は担保をとって融資をするというものでございますが、無担保での融資でございますので、政策委員会では議論をしております。その目的が明定されているわけではございませんけれども、通常使われるのはシステムリスク等を避けるためということを日銀の方では言っておられると心得ております。

○吉田(公)委員 しかし、いつまでも日銀特融ばかり使っているわけにはいかなないので、これらについては今後議会でもそのあり方について、また対策について議論されていくだろう、こう思っています。

先ほど佐々木委員から日産生命について話がありました。私も日産生命について伺おうと思つていたのですが、日産生命の昭和六十二年に一括払の保険料、しかしそれを広めるために、先ほど佐々木委員からパンフレットまで提示してございまして、年金保険を発売して、それを各金融機関に事実上の保険勧誘をお願いした、そのときの条件で保険料を超える協力預金を事実上していた、だから金融機関は保険勧誘に協力した、そういうことが事実のようでございます。

したがって、勧誘した金融機関も当然責任があるべきでありますし、ましてや日産生命が倒産をしたわけですから、その辺のきちんと責任というものはあるはずであります。先ほど申し上げたように、銀行を監督する大蔵省がそういううわさや何かに全然気がついていなかったのかどうか、明らかにこれは事実のようでございます。そうならば、先ほどからお話があるように、間違ひなく銀行法違反だということですね。

だから、こういうところを、きちっとしたものやらないから、結局この金融不安の問題もする

ずる抜け穴があつて、結局は、きちっと責任を追及する、デイスクロージャーだ、こう言いながら、こういう点がいまいだからなかなか金融不安というのはなくなつていかないのではないかと、そういうことだろうと思ひますが、やつたとすれば銀行法違反ではないのでしょうか。再度お尋ねしたいと思います。

○山口政府委員 お尋ねの件で御指摘の銀行法違反ということになりました。銀行法の規定では第十二条に当たるといふことになりましたが、これは同法、その他の法律により営む業務のほか、他の業務を業として営むことができない、これに違反するといふ場合が銀行法の違反になります。

先ほどのいろいろな御質問はそういう面も含んでおりますが、また募集法とか新しい保険業法の行為規制の方の御議論もありました。銀行法の方は、そういう形での銀行の健全性の方からの規定がございまして、それに反して違反しているといふことであれば、それは銀行法違反になるということになるわけでございます。

○吉田(公)委員 次に、住専の不良債権処理はまだ終わっていない、そこへ金融破綻、こういうことですから、中小零細企業はまことに窮地に追い込まれているわけでありまして、再度お尋ねしたいのですけれども、金融機関といわゆる住専あるいはノンバンクだとかリース会社だとか、そういう会社と銀行の間に不良債権が生じた場合には無税償却をやっているのかどうか、確認をまずしたい、こう思うのです。

○山口政府委員 銀行が、母体行は全額、一般行もかなりの部分を放棄いたしました。それで残りの資産を住宅金融債権管理機構の方へ移したというところでございしますが、その放棄した部分は、これは会計上償却しております。したがって、不良債権はその時点でぐんと減つていくという計算になります。

○吉田(公)委員 結局、銀行の帳簿はだんだん整理しつづけるのですよ。銀行の、金融機関の帳簿はだんだん帳簿上は整理しつづける。しかし実態

は、住専と銀行の間は無税償却したのだけれども、そこから先の債権、例えば一億円の担保をつけたところ、今御承知のとおり、三千万円になつてしまつた。そうすると、三千万円は銀行が引き取つたけれども、七千万円については無税償却をして、なおかつその先の不動産や建設業者には七千万円の負債は最後までついていくわけですね。だから、そこで無税償却したのだから、次の七千万円もちゃんと償却しなければ本当はおかしいと思ふのです。ところが、住専から先の不動産会社や建設業者はいつまでもその負債、七千万円の債権は持つていられるわけだからその債権に追いつけられ、あなたの会社が倒産しない限りは七千万円は必ず返してもらいますよ、こういうことで追及されていくわけですね。そうすると、その追及された企業というものは、その負債を整理しない限りは企業活動を続けていけなくなつてしまふ、そういうことがあるわけですね。

だから、暴力団とか悪いやつがやつたといふのは、私は全部やつたとは思ひません。そうすると、それは一部だろう、こう思うのです。そうすると、不良債権の回収を強力に進めるということとは、倒産をして企業活動ができない件数をどんどんふやしているのと同じことだ、そう思つていゝのです。

だから、その辺を、金融機関は自分たちのところは無税償却をして、そしてその先の債権はまだ持つていて、追及していつて、五百万円でも二百万円でも三千万円でも返せという、そんな話はないと私は思ふのですが、今度のようない不良債権の処理をめぐつて、日銀特融を社会問題としてやらなければならぬという事態になつてくるのではないのでしょうか。住専のときにはそれをやらないで、六千八百五十億という税金をついには使つてしまつた。だけれども、今度のこういう住専の後始末の問題として私は確ではないのではありませんか、そう思つていゝのですが、いかがでしょうか。

〔佐藤(静)委員長代理退席、委員長着席〕

○山口政府委員 お答え申し上げます。

先生の御質問の趣旨を正確に理解していない場合はお許しを、また再答弁させていただきますが、銀行等が一部債権を無税償却してしまってもあるいは有税償却してしまっても、債権そのものがまだ残っておるといことがありまして、それがいろいろな意味で圧迫をしている、こういう御趣旨でありまして、債権を償却するからあるいは放棄するかどうかということは、これはその金融機関がやはりみずから判断をすべきでありまして、これを一律に、例えばこういう場合は全部放棄すべきであるというような性格のものではないと思いますので、それは民間の個々の取引ではないだろうかというふうに考えます。

○吉田(公)委員 実は低金利政策なんというのは、一つは銀行を救ってやるようなものです、これは、どれだけ低金利政策で得しているかわからない。そういう意味では、やはり銀行は恩恵を受けているわけで、社会的責任は当然負わなければいけない、こう思うのです。

今、建設業界に従事する人たちというのは七百万人です。それが貸し流しで融資打ち切りで、どんどんつぶれていってしまう。多田建設だとか東海興業なんというゼネコンが倒産してしまつたのが一番いい例なんですよ。融資を打ち切つた。まさにこれが典型的な例でして、そういうことが全国の中小零細建設業では日常茶飯事のように起きているわけです。

最後は七百万人、建設従事者の人たちは結局失業になってしまふ。七百万人の従業者のうち、仮に家族が平均三人いる場合には、何と二千万人の人たちが所得がなくなつて、結局社会保障費の中で賄わなければならない、こういうことになつてしまふわけですよ。だから、今思い切つて税金を投入したつて同じことなんです。最後は社会保障費でこの人たちを救わなければならないとすれば、やはりこれも税金なんだから、だつたら積極的な方法で税金を投入してやつた方がプラスなんだ。だから、そういうことも私は考えていかなければならない、こう思うのですよ。

そこで、先ほど私は、自由主義国家にとつて、資本主義国家にとつて、市場は一番大事な動脈のもつたと申し上げましたが、例えばNTT株、五百四十万株を放出して、第一回は百九十九万、その次に百九十九万、その次に二百五十五万。額面五万円のNTTの証券を、何とこれは最後の放出のときには二百五十五万円。だけど、これも相当大蔵省がおつて、証券会社と言つて、もつと高くしろ、もつと高くしろ、高くなつたところから売らう。こういうことで、みんな、一般投資家も全部これを買つた。私の身の回りの人でも、九十五万円ぐらいしかならないで、第二回目に買った百九十九万円だとすれば、もう九十五万円損しちゃつていゝわけだ。だけれども、ほつたらかしたよ、それは、おまえらが自由に買ったんだからなんぞ言いがた、高くしたのは大蔵省じゃないか。

そういう状況の中で、このNTT株は、今政府がまだ五百万株は持っているわけだ。その五百万株をまだ放出するのではないかと思うから、NTT株が上がるにでないわけですよ。額面五万円なんだから、これで政府は財政資本を十兆円つくつたのだから、一般国民から税金みたいに取上げて。これはまだ証券会社や金融機関が五百四十万株のうち相当持っているわけだよ。だけど、全部、今言つたように損をして持つていゝわけだから、今売る気なんかないわけだよ。だから、あと政府は五百万株持つていゝのだから、郵政省といろいろあるようにだけれども、一たんこれはNTTに額面五万円で五百万株戻して消却したらどうか。二千五百億円、NTTが出せばいいわけだ。そうすると、あと五百四十万株しかないから。NTT株は、まだ政府が都合によつて出さないといいかと思つていゝから、株が上がるにないのだから、そういう意味では、証券会社や金融機関や一般投資家が持つていゝNTT株をまづ上げるといふことも私は一つの方法ではないか、そう思つていゝのですよ。

だから、この際、ぜひ額面五万円でNTTに消

却させてしまふ。何か郵政省等の調整もあるようなことを聞いていますけれども、そんなことを言つていゝ場合ではないんだ、困難なんだから。あらゆる手を使わなければいけないので、役所の縄張り争ひなんてやつていゝ場合じゃない。

どうですか、大蔵大臣、NTT株のことについては。

○妹尾政府委員 政府が持つておりますNTTの株といふものは、これは国民全体の共有の財産でございます。したがつて、例えばこれを額面の価格でNTTに譲渡して、あと減資するとかいうことになりまふと、これは時価を大幅に下回る価格で国有財産を売却することになります。これは財政法にも抵触しますし、今後の国債の償還財源として現在持つていゝNTT株の売却の仕方としてはどうかと思つていゝ。

○吉田(公)委員 そう言うだろと思つたんだよ。そんなこと言つたら、財政法違反してゐるよなものだ。特例公債なんかまさにそうじゃないか。そんなの平気で三兆円も二兆円も発行してゐて、財政法に違反してゐるものも何もないんだよ。だから、そういう言いわけは通じないんだ。

これで質問を終わらせていただきます。

○村上委員長 次に、北橋健治君。

○北橋委員 無所属クラブの北橋健治であります。小会派の私に對しまして、質問時間の確保に際し、新進党の鈴木委員に格別の御高配を賜りましたこと、そしてまた与野党の理事の皆様方にも温かい御理解を賜りましたこと、まづもつて心から御礼を申し上げたいと思つております。

今、行政改革委員会の規制緩和と小委員会におきまして、種々の問題が議論されております。私も第二臨調のときには民社党政策審議会で臨調を担当してございまして、私は行革と党を貫いてきた立場でございます。しかしながら、往々にして行革というものは、行革に名前をかりまして、国民の期待しないような方向にしばしば使われていゝ事例がある。行革に名前をかりた無定見な歳出カット

だとか、あるいは特定業界を代弁するような規制緩和の議論が往々にして見られる。実に玉石混交の世界だと私は思つております。

そこで、今、規制緩和と小委員会が取り上げております大蔵省所管の問題でございまして、現在ある生命保険の構成員契約ルールの見直しの問題について、きょうは関係官庁の見解をお聞かせいただきたく思つております。

まず、このルールは平成八年、大蔵省から通達として出されていゝわけでございますが、その目的は何か、その必要性についてどう考えていゝとしますか、まず見解を明らかにしていただきたく思ひます。

○福田政府委員 お答え申し上げます。

今御指摘の生命保険の構成員契約ルールと申しますものは、法人の募集代理店が募集手数料収入を得るために、自分の会社あるいはその関連会社の従業員、これを構成員と言つておりますけれども、その構成員に對して職制を利用した募集、いわゆる圧力募集を行うことを排除するために、消費者、従業員保護の観点から、法人代理店は構成員に對しては生命保険商品の販売を行うことを制限するといふものでございまして。

さらには、このルールを適用しないこととした場合、逆に、企業が自己の従業員市場に對しまして、ほかの生命保険の募集人の立ち入りを排除していゝゆる困い込みを行うことを通じて、市場が非競争的になつていくおそれがあるところから、こういったことを防止する効果があるものでございまして。

平成八年と御指摘ございましたが、経緯的には、そもそも昭和五十年代に法人募集代理店といふものがふえてまいりまして、保険無理解のまま従業員が保険に加入させられたり、従業員市場が困い込まれるといふ弊害が見られたことから、消費者保護の観点から、昭和五十六年にこのルールができたわけでございますが、御指摘のように、新保険業法の施行されました平成八年四月以降も通達の形でこのルールを維持してゐるところでござ

います。

○北橋委員 その中で、今、圧力募集という趣旨のお話も、この通達が必要であると考えている大きな根拠だというお話でございました。

この圧力募集の実態を大蔵省ほどの程度把握されているのかという問題であります。

これは、日本型雇用環境のもとにおきましては、上司から勧められて保険に入るかどうかという問題でございますが、なかなか表面化をしない世界の問題でございますが、現在、昭和五十年代からこの通達があるにもかかわらず、現実には、圧力販売の実態は数多く関係者から報告されております。

例えば、一例を挙げますと、ある東海地域でございますが、入社内定をした若い人に対して、その会社の子会社の保険部から、代理店契約をして生保に加入しないと出世はないとおどかさされて無理やり加入させられたそうであります。また、解約、減額の申し出に対して、代理店の担当者別室に呼び出されて、出世に影響するとおどかさされて泣き寝入りをしているという事例が報告されております。

こういった圧力募集の実態を大蔵省はどのように把握して対処しているのか、お伺いいたします。

○福田政府委員 大変難しい御指摘でございますが、現在、構成員契約ルールがございまして、企業内における圧力募集の問題そのものはなかなか顕在化しておらないと存じますが、定かではございませんが、それに近いような、類似の事例がいろいろ水面下であるのではないかとことは言われております。

したがって、仮にこのルールが撤廃されることになりましたと、従業員と特殊な関係にありま

在でもあるというふうに私は思います。

そこで、現在ある規制を緩和することによって圧力募集という問題が横行するのではないかと御指摘も今あったわけでございますが、改めて政府にお伺いいたしますが、もし仮にこの構成員契約規制を緩和していった場合に、メリットはあ

○福田政府委員 今、行政改革委員会でも問題にしていたにいたるわけですが、このルールを緩和した場合には、希望する従業員は自分の会社の関係代理店から保険商品を購入できる、そういう機会が得られるということがメリットとして挙げられております。この点については承知してあります。

ただ、これは、みずからの判断で商品を購入できる意思がしっかりした従業員にとってはメリットでございます。それは否定いたしませんけれども、日本の企業風土の中では、現実には多くの職制を使つた圧力募集等の弊害が生じるおそれがあるわけでございまして、先ほど来申し上げているような囲い込みによつて募集市場が競争制限的になる可能性が高いわけでございまして、メリット、デメリット、両方勘案いたしますと、少なくとも現状では消費者保護の観点からメリットの

方がやはり大きいのではないかとこのように考えております。

○北橋委員 今、圧力募集の懸念あるいは従業員を囲い込むのではないかと趣旨のお話がございましたが、もう一つ、消費者、国民全体にとつての不利が想定されるのではないかと。

保険会社は、従業員市場におけるそのシェアを確保していくために企業内代理店と代理店契約を締結する、その上で手数料競争というのが激しくなるのではないかと。

フリーなマーケットにおける競争は国民にとつての利益はあると私は思いますが、企業の中というクロージドな、閉鎖的な市場におけるそういう手数料の競争というのは、結局はそのまま中間マージン競争となる。そのことが生保にとつてもさらなる重圧となつて、契約者、消費者、国民にとつて不利益になるのではないかと。それも規制緩和の大きな弊害として想定し得ると私は思います。が、どうでしょうか。

○福田政府委員 今申し上げませんでした、確かに手数料競争が秩序なく行われるというおそれはあると存じます。御指摘のとおりであります。

○北橋委員 今のお話を聞いておりますと、現在ある規制を緩和・撤廃した場合にはゆゆしき事態が起こることであるかと存じますし、しかも、それは契約者あるいは会社の従業員の方、消費者にとつて大変に困るということでございますが、現在いるいると規制緩和の議論の中で、チェックをする場合に事前規制から事後規制へ、そういうふうな一つの時流というものがしばしば学識経験者の中でも議論はされております。

しかし、この問題に関する限り、私は、事後規制で対応するということは大変に困難ではないかと思うわけでございまして、政府としてはどのような認識を持っておりますか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、圧力募集の禁止につきましては、そのような行為が現実にあつた場合に事後規制を行うことで対応できるといふような御主張もございまして。

ただ、事後規制の場合には幾つか問題もございまして、一つは、被害者の立証がなかなか難しいというところでございまして。従業員は、職場における立場上、みずから被害を申し出にくい、むしろ被害を申し出られるくらいは従業員であれば圧力募集は起きないのではないかと申すわけでござい

定を行つていくような体制にはなつておらないわけでございます。

それから、三つ目に、仮に圧力募集が認定されて何らかの行政処分ができた場合にありまして、も、実際にその従業員のこうむつた不利益を原状回復すること、例えば改めてみずからの希望する別の保険に入り直すといったようなことでござい

○北橋委員 こままでのお話を聞いておりましたもう一遍確認をさせていただきたいと思ひますが、メリット、デメリットがどうあるかという御説明は、一たんあつたわけでございまして、御説明を聞いておりました改めて感じたことは、規制緩和をしても、少なくとも消費者あるいは企業の従業員、契約される方にとつての利益は実質ない、私はそのように受けとめたのですが、それでよろしいでしょうか。

○福田政府委員 ルールを設けております私どもの立場なり考え方は、今申し上げたとおりでございます。

ただ、行政改革の一環として議論されておりますのは、大きな規制緩和の流れの中でそういうようなルールが過剰な規制ではないかと、あるいは消費者に非常に大きな不便を強いているのではないかとというような問題意識で行われていると存じますが、私も同様に思ひましては、繰り返してござい

○北橋委員 ここに、十一月十九日の、連合の笹森事務局長の行政改革委員会委員長の意見書がございまして。その中でも、構成員契約規制は撤廃すべきではないという趣旨のことが書かれておりますが、その理由の一つとしてこう書いてあります。「企業や組織においては従業員、個々人

生命保険業で働く営業職員は全国で約四十万人、そのうち女性が約九割を占めることを知をいたしております。この場合、仮に構成員契約規制を緩和した場合の女性雇用に与える影響の程度につきましては、営業職員の企業内締め出しがどの程度起こるかなどの改革の進め方、あるいは企業内での雇用維持努力がどれぐらいなされるのかといったこと、あるいは時々の労働経済情勢等々によつて、程度につきましては異なるかもしれませんけれども、保険業界の雇用の実情に照らしますと、短期的には女性雇用へのマイナスの影響は否定し得ないというふうに考えております。

○北橋委員　これは、もし規制をなくしますと、

この問題につきましても、先ほどから先生御指摘の点も含めまして、そのメリット、デメリットをざりざりに見きわめていたのではない

きよはなぜ公開ディスカッションで消費者の代表が出ていないんだ、当然そういう意見が出たときにある参手から何と言っているかというのと、ある団体に打診したけれども、生保会社と労連から働きかけは受けているが十分な意見を持っていないとのことで呼ばなかった、そういう説明をされている。これについては事務当局はおわびをさ

私は、その意味で、去年通達を出されたということでございますが、この規制は維持すべきである、そのように考えるのですが、大臣のそれに対する

する明快なる賛意を確認して、私の質問を終わらせていただきますと思います。

○三塚国務大臣 規制緩和の考え方のもとで、御指摘の点にも十分配慮して、適切に対応してまいりたいと思います。

○北橋委員 終わります。

○村上委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

平成九年十二月十二日印刷

平成九年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局